

ごあいさつ

近年、わが国では少子高齢化に加え、地域におけるニーズの複合化・多様化、並びにつなごりの希薄化など社会や家庭のあり方は大きく変化してきました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、人との交流の仕方や考え方に大きな変化が残り、本町におきましてもその傾向は例外ではありません。



このような状況の中で本町では、第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画においては「地域のつながりてつくる安心して暮らせるまち・とよの」を、第2次豊能町自殺対策計画においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を基本理念に掲げ、人と人とのつながり、人と地域とのつながり、地域の関係団体のつながりのもと、地域共生社会の実現に向けて、豊能町社会福祉協議会をはじめ、関係機関・団体と連携し地域福祉の推進に努めてまいりました。

そしてこの度、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえて前計画を見直し、その基本理念を引き続き踏襲し、第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画・第3次豊能町自殺対策計画を策定いたしました。

本計画では、少子高齢化や人口減少、様々な活動での担い手不足や地域福祉に関わる人の固定化などの本町の課題をふまえ、人と人、人と社会がつながる仕組みづくりをはじめとした、さらなる地域福祉の推進と地域共生社会の実現を目指し、誰もがお互いに支え合い、住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう、様々な施策に取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、策定委員会の皆様をはじめ、地区別懇談会やアンケート調査等で貴重なご意見・ご提案をいただきました住民の皆さま、関係団体の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和8年（2026年）3月

豊能町長 上浦 登

ごあいさつ

このたび、「第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画」の進捗評価や住民アンケート、地区別懇談会、各種統計データの分析等を踏まえ、新たに「第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画」を策定いたしました。策定にあたり、住民の皆さまをはじめ、福祉関係団体、行政、策定委員の皆さまより多大なるご理解とご協力を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。



第4次計画の開始以降、人口減少と超高齢化は一層進行し、本町の人口構成にも大きな変化が見られます。特に75歳以上の高齢化の進展や単身高齢者世帯の増加は、日々の暮らしを地域で支える力の重要性を、これまで以上に高めています。また、子育て環境の変化、就労や生活基盤の不安定化、孤独・孤立の深刻化など、あらゆる世代で多様な生きづらさが顕在化しています。

こうした社会情勢を踏まえ、第5次計画では「地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの」を基本理念に掲げ、住民主体の活動と、多様な支援機関が連携する地域全体の支援体制づくりをめざしています。特に、重層的支援体制整備事業や子ども・若者支援、認知症基本法に基づく施策の推進など、国の新たな動向を見据えた取り組みが求められる時代となりました。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、小地域ネットワーク活動をはじめ、住民自治組織や民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア団体、NPOなど、多くの皆さまとともに地域の“つながり”を育む役割を担ってきました。コロナ禍を経て、つながりの価値が改めて見直されるいま、誰かの困りごとに気付き、自然な支え合いが生まれる地域の実現に向け、本計画の取り組みを着実に進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご協力をいただいた住民の皆さま、関係団体、策定委員会の皆さまに深く感謝申し上げます。今後とも、地域の皆さまとともに、「安心して暮らし続けられる豊能町」の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）3月

社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会
会長 宮崎 純光

目次

I 総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1.地域福祉とは	1
2.地域福祉に関する国の動向	2
3.計画の位置づけ	4
4.計画の期間	8
5.計画の策定方法	8
第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題	10
1.統計データからみる町の状況	10
2.住民アンケート調査からみる町の状況	24
3.関係団体アンケート調査からみる町の状況	38
4.第4次計画の進捗状況	40
5.豊能町の地域福祉を取り巻く課題の整理	44
II 地域福祉計画	46
第1章 計画の基本的な考え方	46
1.地域福祉計画とは	46
2.計画策定の背景と趣旨	47
3.基本理念	48
4.基本目標	49
5.施策の体系	51
第2章 目標達成に向けた取り組みの推進	52
基本目標1. 地域のつながりを育む基盤づくり	52
基本目標2. 地域福祉を支える人づくり	55
基本目標3. 誰もが取り残されない支援体制づくり	58
基本目標4. 誰もが安心して暮らせる地域づくり	64
III 地域福祉活動計画	69
第1章 計画の基本的な考え方	69
1.計画策定の背景及び趣旨	69
2.豊能町社会福祉協議会とは	70
3.基本理念と基本目標	70
4.計画の体系	71
第2章 具体的な取り組み	72
基本目標1 地域のつながりを育む基盤づくり	72
基本目標2 地域福祉を支える人づくり	73
基本目標3 誰もが取り残されない支援体制づくり	74
基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	76

第3章 地区別アクションプラン	77
1.プランの考え方.....	77
2.具体的な取り組み.....	79
IV 自殺対策計画.....	104
第1章 計画の基本的な考え方.....	104
1.計画の趣旨.....	104
2.計画の位置づけ.....	105
3.豊能町の自殺の現状.....	105
4.基本理念と基本施策.....	110
第2章 具体的な取り組み.....	111
1.普及啓発活動.....	111
2.相談・支援体制の充実.....	112
3.関係機関とのネットワーク強化.....	113
4.生きることの促進要因への支援.....	114
5.子ども・若者への支援.....	116
6.相談先の一覧.....	117
V 計画の推進.....	118
1.計画の普及啓発.....	118
2.住民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進.....	118
3.地域福祉の推進体制.....	119
4.計画の進行管理・評価.....	119
VI 資料編.....	120
1.計画策定の経過.....	120
2.豊能町地域福祉計画等策定委員会規則.....	121
3.地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	123
4.豊能町の地域福祉を考えるワークショップ.....	124
5.用語解説.....	128

I 総論

第1章 計画策定にあたって

1.地域福祉とは

「介護」と「子育て」を同時に行っている、働きたいけど働けない、日々の生活が不安だけど相談する相手がいない…など、普段の生活の中で困ったことや不安、不便さを感じたことはありませんか？

「地域福祉」とは、それぞれの地域において、そこに住む住民が安心して暮らせるよう、地域住民や団体、事業者、社会福祉協議会、行政などのあらゆる関係者が互いに協力し、地域全体で福祉課題の解決に取り組むことです。

自分自身や家族でできることは自ら行う「自助」、自分だけでは解決できないことは近隣住民等の助け合いで解決する「互助」、介護保険制度など制度化された相互扶助で解決する「共助」、行政や社会福祉協議会などが行うサービスを活用して解決を図る「公助」を重層的に組み合わせ、住民と行政等が「協働」することが重要です。

こうした取り組みを支えるのは、住民一人ひとりの「自分たちの町をよくしたい」という主体的な参加です。住民同士の温かな支えあいと行政サービスがしっかり連携することで「誰もが自分らしく、住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」をみんなで一緒に作っていきましょう。

地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくっていくためには、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしい、安心できる生活が送れるよう「地域の助けあい・支えあい」が当たり前に行えることが必要です。



2.地域福祉に関する国の動向

(1)重層的支援体制整備事業の推進

令和3年（2021年）4月の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。社会のあり方が変わっていく中で、新たに現れた課題、これまで強く意識されてこなかった課題を解決するため、包括的な支援体制の構築を図ったもので、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、それらを一体的に展開することで、重層的なセーフティネットの構築を目指しています。体制の構築にあたっては、既存のつながりや資源を活かしつつ、地域住民の主体性を尊重し、理念や目標を共有しながら取り組みを進めることが重要とされています。

(2)こども家庭庁創設と「こどもまんなか社会」の実現

令和5年（2023年）4月に、「こどもまんなか社会」の実現を目的として、こども家庭庁が発足しました。こどもまんなか社会とは、すべての子どもや若者の権利が守られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会のことです。貧困、いじめ、虐待、ヤングケアラーなど、子どもに関する様々な社会的問題に対して、専門的・包括的に取り組んでいくことで、子どもを取り巻く環境が改善されることが期待されています。

また、発足と同時に施行されたこども基本法においては、子どもの意見表明機会の確保や子どもの意見尊重が基本理念として掲げられるとともに、子ども施策の策定などにあたって、子どもの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。各自治体においても、この方針に基づき、子どもの意見を聴取する仕組みを導入するなど、こども基本法の理念を反映した取り組みを進めていく必要があります。

(3)孤独・孤立対策推進法

社会構造の変化により、人とのつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況が生まれています。単身世帯、単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題のさらなる深刻化が懸念される中、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支えあい、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指し、令和5年（2023年）5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。

孤独・孤立は誰にでも起こりうる共通の問題であると認識し、支援の求めやすい社会の構築、切れ目のない相談支援体制の整備、人と人とのつながりを実感できる地域づくりなど、官民が連携して取り組みを進めていくことが求められています。各自治体においても、関係機関との連携強化や地域住民への啓発活動を通じて、孤独・孤立対策を積極的に推進していく必要があります。

(4)地域包括ケアシステムの深化と予防の推進

超高齢社会の進展に伴い、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる「深化」が求められています。

従来の支援体制のさらなる充実はもちろん、予防という観点からは、フレイルの早期発見・早期介入が強く推進されるとともに、令和6年（2024年）1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。これは、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、地域における理解促進や社会参加の機会確保、早期診断・早期対応の推進を法的に位置づけたものです。

困難を抱える人々を地域全体で支えあう「地域共生社会」を実現するため、今後はデジタル化やICTも駆使した効率的かつ切れ目のないサポート体制の提供が目指されています。

(5)困難な問題を抱える女性への支援体制の構築

女性をめぐる問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化しています。このような中、困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、令和6年（2024年）4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律では、女性の福祉や人権の擁護、男女平等といった視点が明確に規定されるとともに、国や地方公共団体が、相談体制の整備、安全な居住場所の確保、自立支援の実施、就労支援など、支援に必要な施策を講じる責務があることも明記されています。

本人の立場に寄り添い、様々な機関と連携・協力しながら、一人ひとりのニーズに応じて包括的な支援を推進していくことが求められています。

(6)再犯防止推進計画

国においては、平成28年（2016年）12月に、再犯防止に関する基本的な施策を推進することを目的として「再犯防止推進法」を施行し、再犯防止のための包括的な支援体制が法的に整備されました。同法に基づき、平成30年（2018年）に「第一次再犯防止推進計画」が、さらに令和6年（2024年）には「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。この計画では、再犯防止のための具体的な施策及び福祉サービスの提供が推進され、再犯のリスクが高い人への支援が強化されています。

3.計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を営業者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。

「自殺対策計画」は、誰もが「生きることの包括的支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定するものです。

社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（参考）第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（以降、略）

社会福祉法

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

自殺対策基本法

第 13 条（都道府県自殺対策計画等）

都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（以下「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする

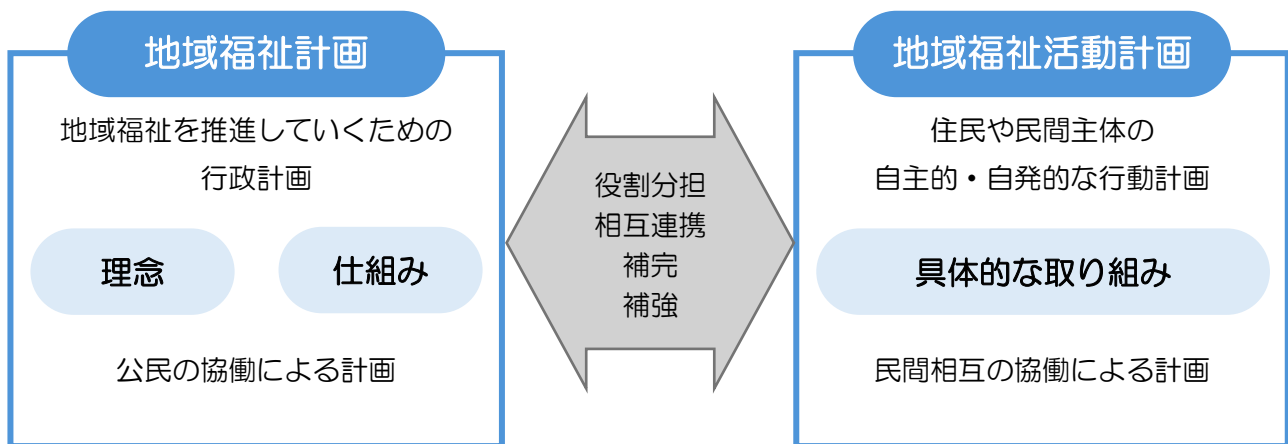
2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（以下「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、「地域の支えあい・助けあいによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア団体、NPOなどの民間団体、福祉関係事業所などによる福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。社会福祉協議会においては「住民主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、豊能町の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性をもって豊能町の地域福祉を推進していくものとします。

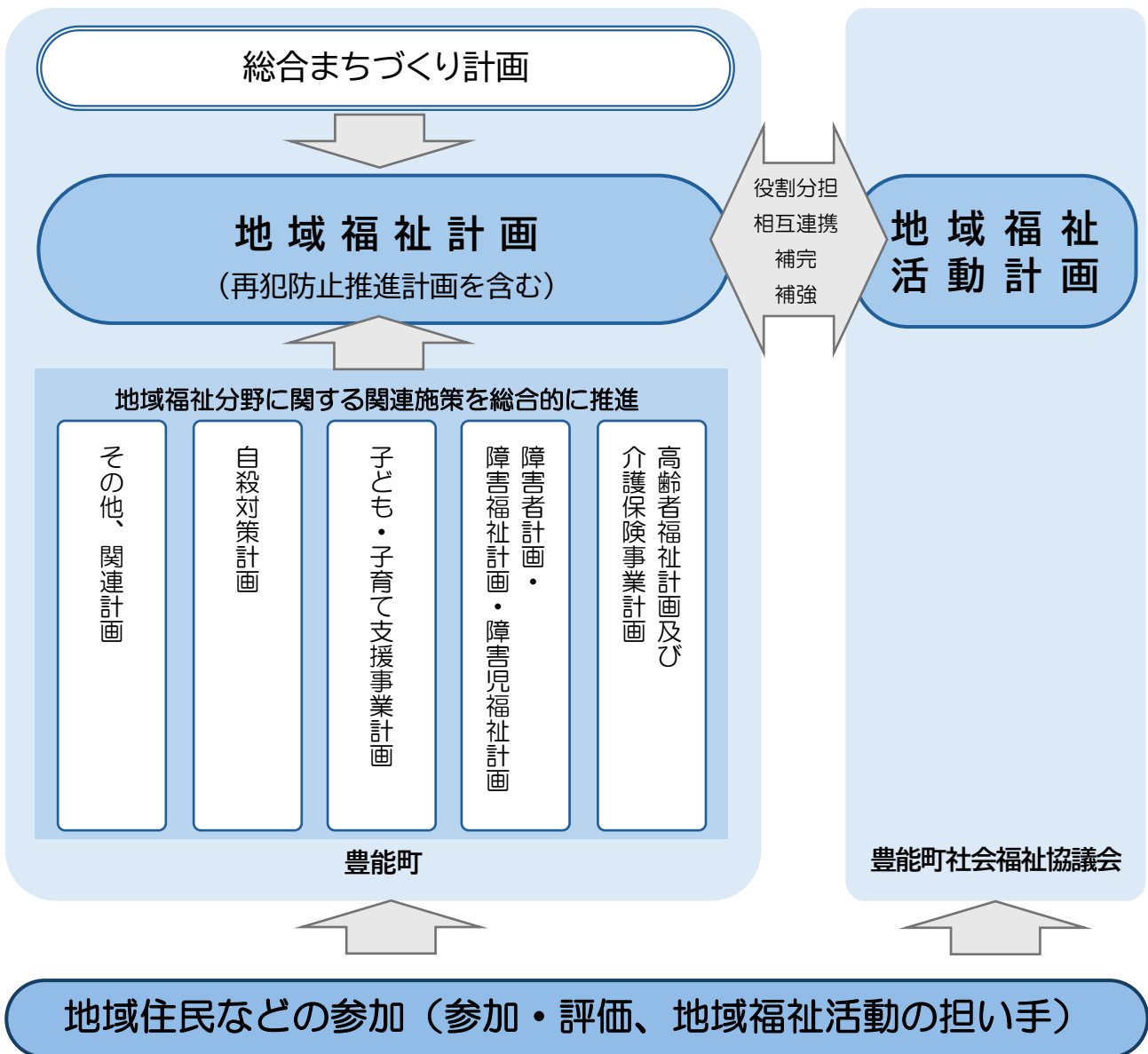


地域福祉の理念・目標・基本施策の共有

(3)町の他の計画との関係

本計画は、豊能町総合まちづくり計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

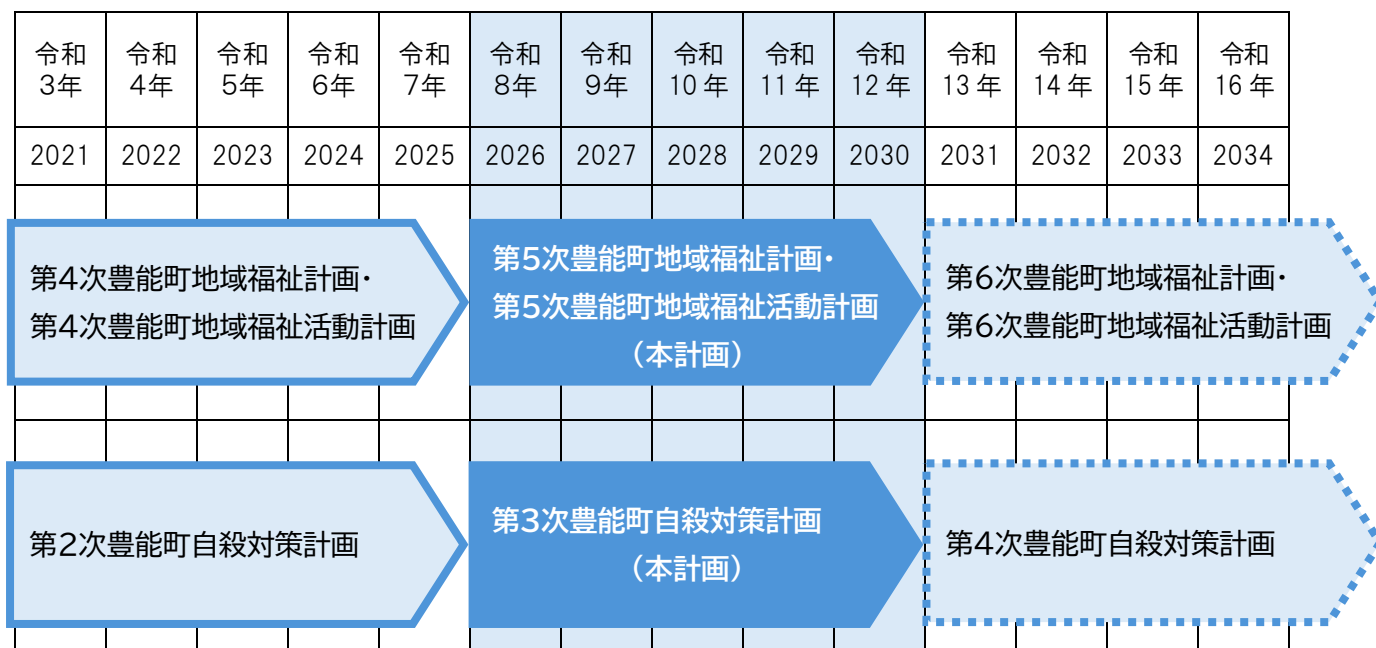
本計画は、豊能町を含む広域的な計画である「第5期大阪府地域福祉支援計画」との整合性を図っています。また、再犯の防止などの推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。



4.計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）を初年度として令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。



5.計画の策定方法

この計画では、現状を把握するために地区別懇談会を実施するとともに、計画の策定にあたっては策定委員会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

(1)地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会における審議

学識経験者、関係団体の代表者などで組織する「第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画策定委員会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

(2)住民・関係団体アンケート調査

住民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、町内にお住まいの2,000人の方と町内の地域福祉にかかる関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3)地区別懇談会

地域福祉の主体である地域住民が「自分達の地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内の様々な福祉活動者や当事者などが連携するきっかけとなる顔合わせの場になることを期待して、町内6地区において「地区別懇談会」を実施しました。

■開催状況

地区	日時	会場	参加者数
吉川・ときわ台	令和7年10月6日(月)	西公民館(大会議室)	21人
東ときわ台	令和7年9月29日(月)	東ときわ台自治会館	14人
光風台	令和7年10月3日(金)	光風台自治会館	26人
新光風台	令和7年10月2日(木)	新光風台自治会館	13人
希望ヶ丘	令和7年9月26日(金)	希望ヶ丘集会所	13人
東能勢	令和7年10月8日(水)	中央公民館(大会議室)	20人



(4)パブリックコメントの実施

住民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を行いました。

- ・実施期間：令和8年2月2日(月)～3月3日(火)
- ・意見提出：2名（意見提出9件）

第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

1.統計データからみる町の状況

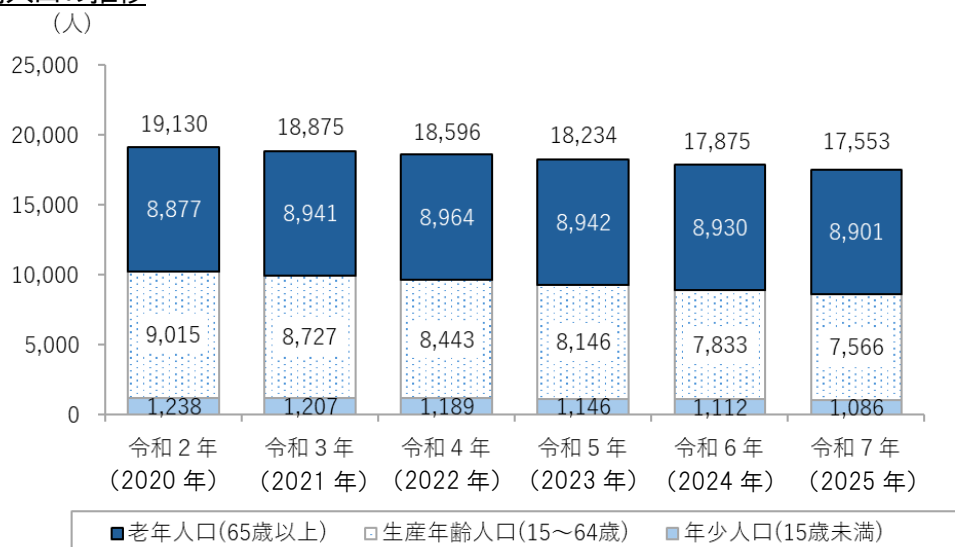
(1)人口の推移

① 人口の推移

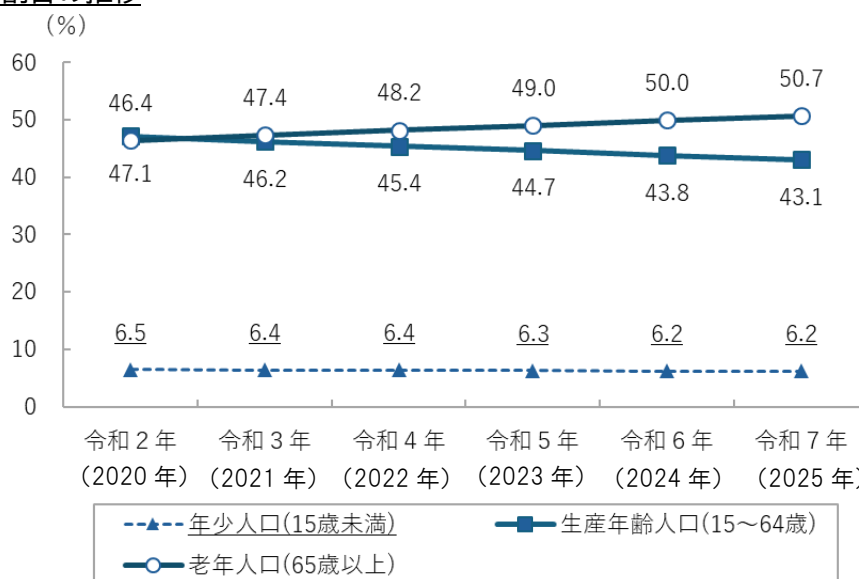
人口は、令和7年（2025年）に17,553人となっており、減少傾向が続いています。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向が続いている一方、老年人口（65歳以上）は令和4年（2022年）以降微減傾向にあるものの、いずれの年度においてもおよそ9,000人弱となっています。

年齢3区分別人口の割合は、老年人口（65歳以上）が年々増加しており、高齢化率は50.7%となっています。一方で、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少し続けています。

年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口割合の推移

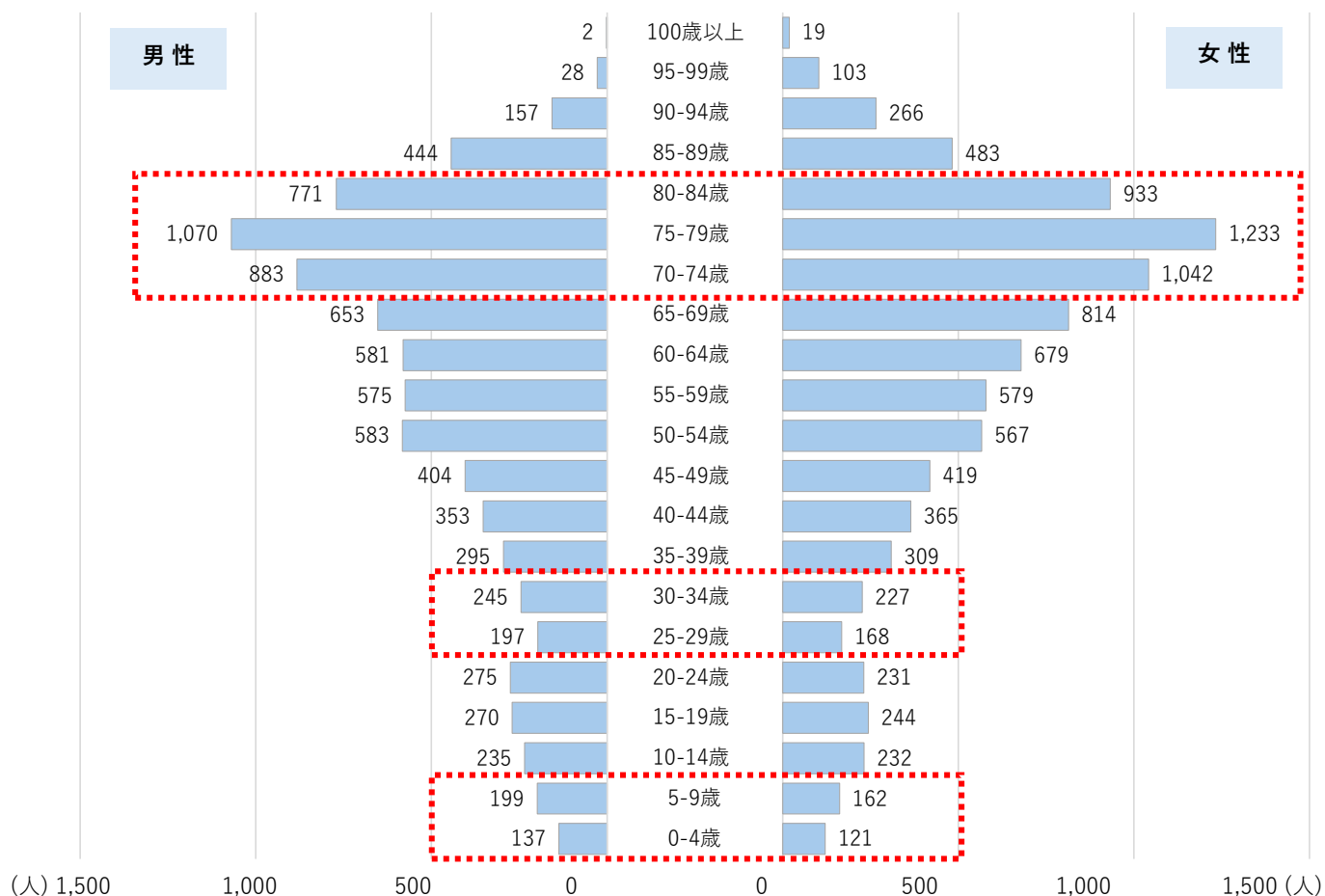


【資料】住民基本台帳人口（令和7年（2025年）9月末現在）

② 人口ピラミッド

令和7年（2025年）9月末現在の年齢階級別人口ピラミッドをみると、男女共に70～84歳の年齢層が最も多く、25～34歳の年齢層や、0～9歳の年齢層が少なくなっています。また、49歳以下から各年代で合計1,000人を切り、49歳以下が少ない人口構造となっています。

人口ピラミッド(令和7年(2025年)9月末現在)



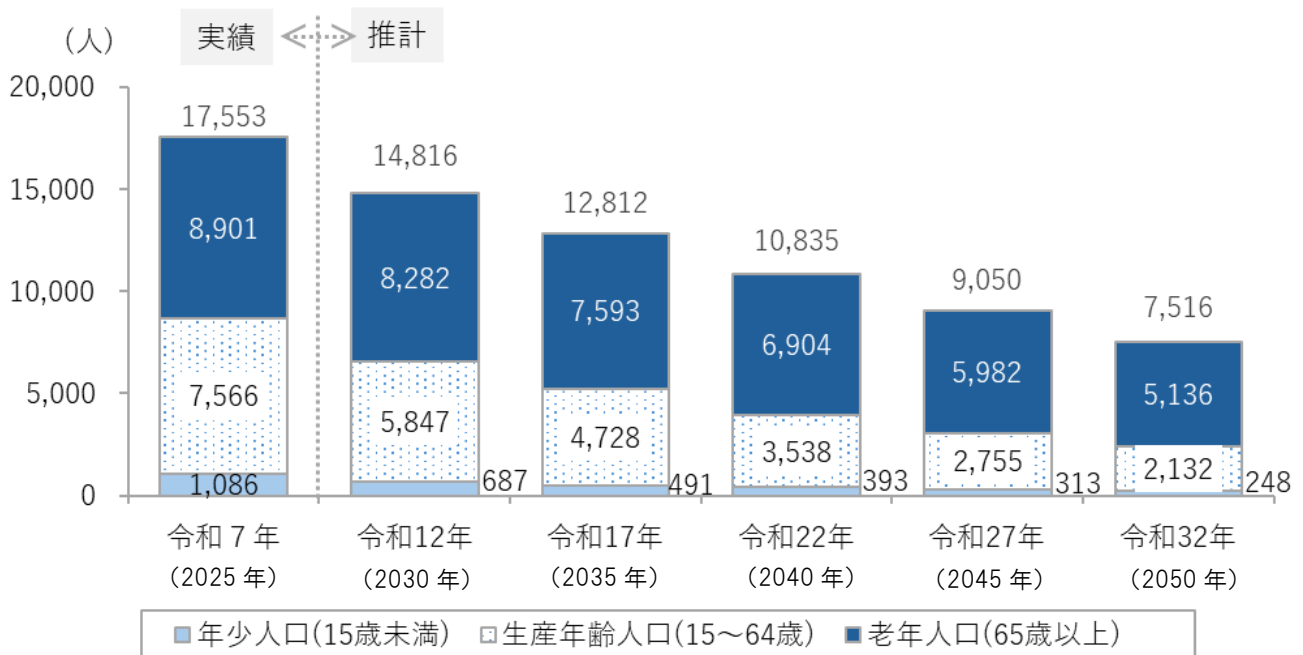
【資料】住民基本台帳人口（令和7年（2025年）9月末現在）

(2)人口推計

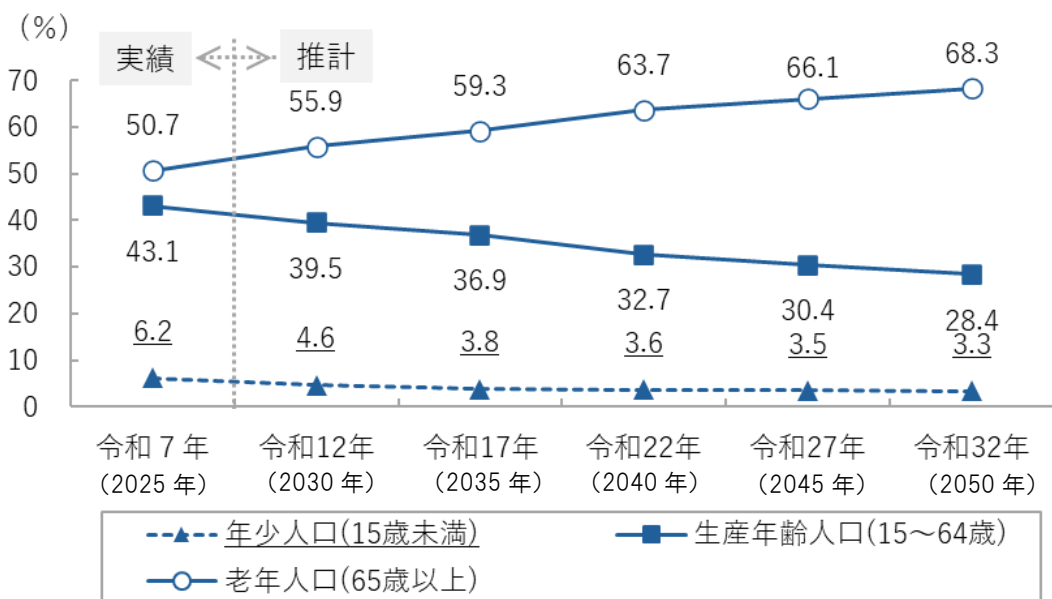
今後の推計をみると、本町の人口は今後も減少を続け、10年後の令和17年(2035年)には、12,812人、20年後の令和27年(2045年)には9,050人と急速な人口減少が推計されています。

また、年齢3区分別にみると、老年人口(65歳以上)の割合が年々上昇し、現在半数を占める高齢者が、6割以上になることが推計されています。その一方で、年少人口(15歳未満)や、生産年齢人口(15~64歳)の割合は減少し続け、町内における働き手や子どもが少なくなることが推測されます。

年齢3区分別人口の推計



年齢3区分別人口割合の推計



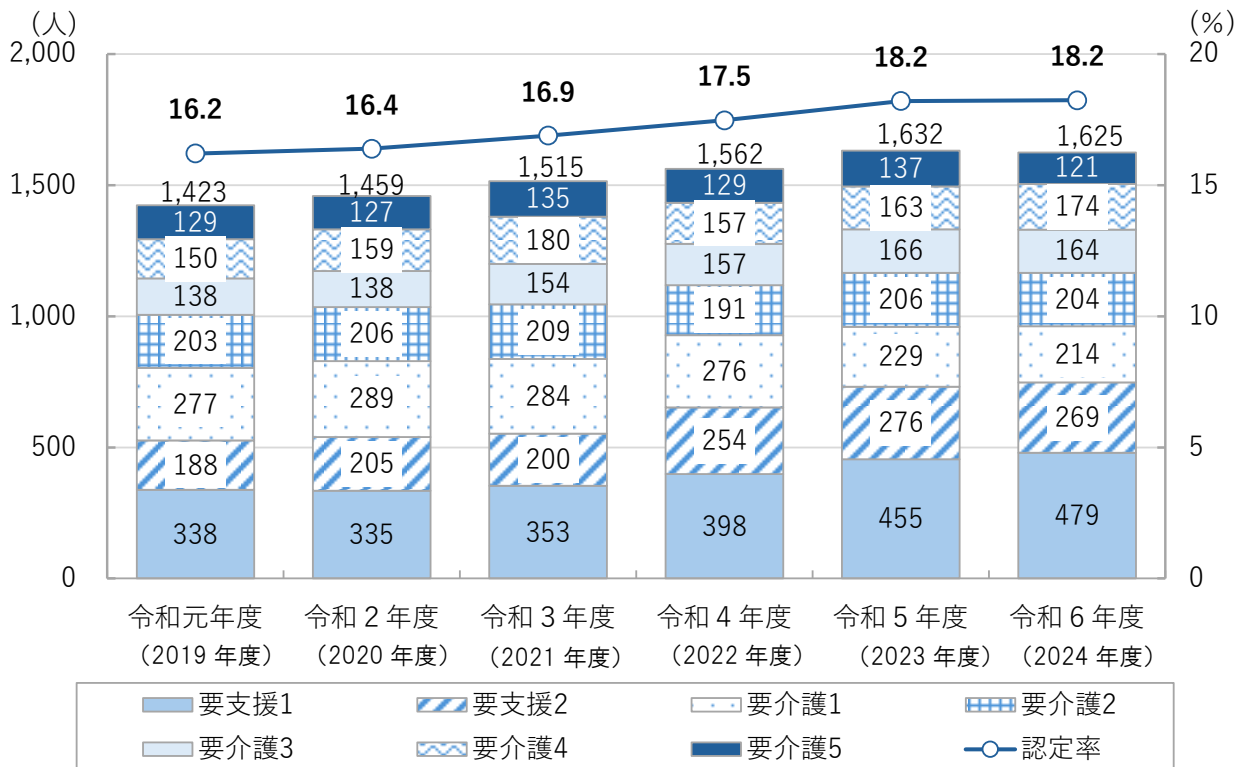
【資料】住民基本台帳人口(令和7年(2025年)9月末現在)

令和12年(2030年)以降: 国立社会保障・人口問題研究所: 日本の地域別将来推計人口(豊能町)

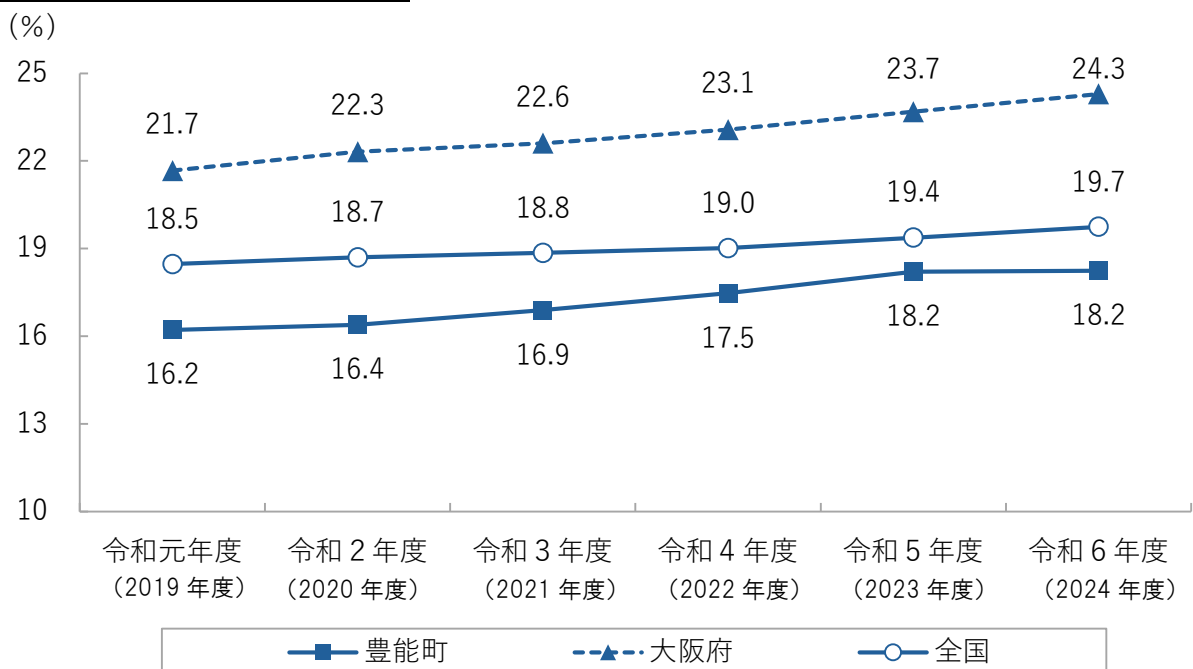
(3)高齢者の状況

要介護認定者数の推移をみると、年々増加し、令和5年度（2023年度）をピークとしています。以降同水準になっていますが、令和6年度（2024年度）時点で1,625人となっています。認定率（第1号被保険者数に対する要介護認定者数の割合）も同様の傾向にあり、令和6年度（2024年度）は18.2%となっています。一方で、全国や大阪府と比較すると、低い数値で推移しています。

要介護認定者数の推移



認定率の推移(全国・大阪府との比較)



【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

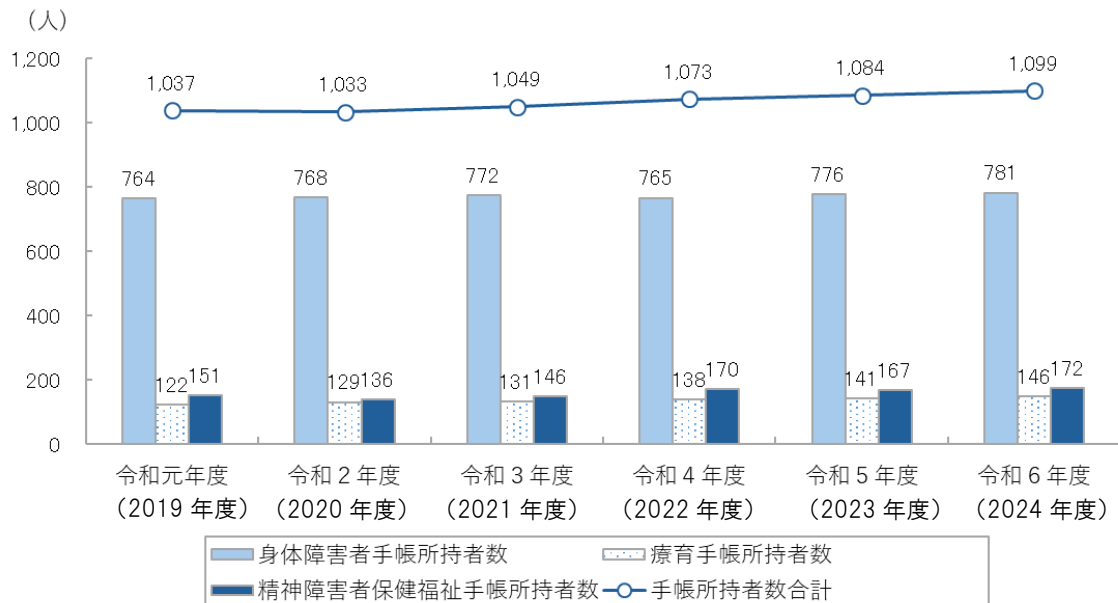
(4)障害者の状況

障害者の状況は、手帳所持者数合計で見ると、年々増加しています。

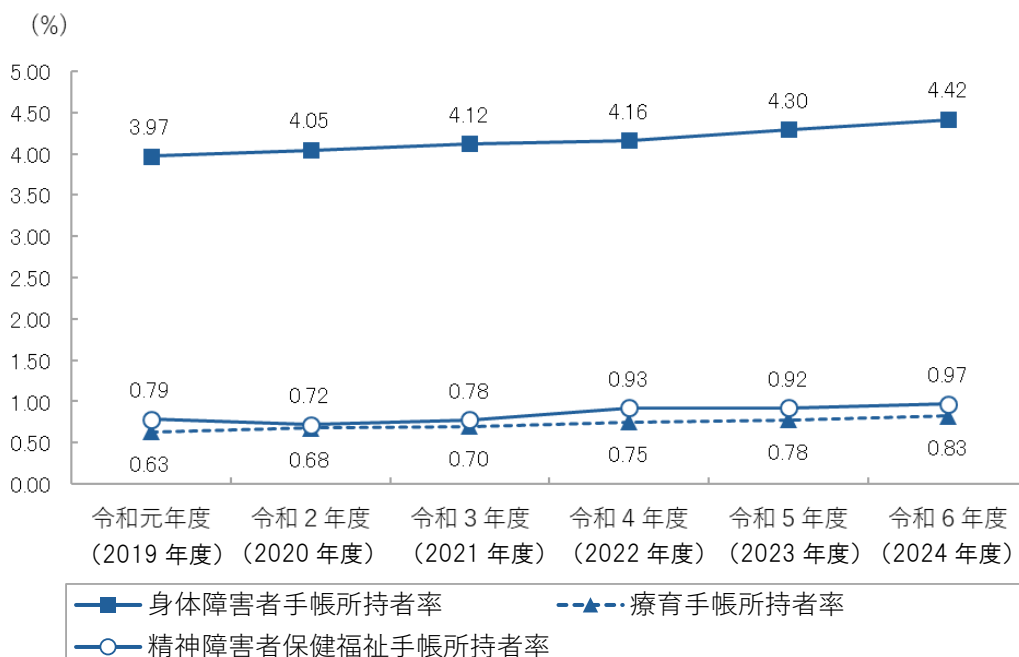
内訳としては、身体障害者（身体障害者手帳所持者）はこれまでほぼ横ばいでしたが、令和4年度（2022年度）から少しずつですが増加傾向にあり、知的障害者（療育手帳所持者）や精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）も増加傾向にあります。

いずれの障害者手帳所持者数においても、令和6年度（2024年度）が最も多くなっており、人口に占める障害者の割合は令和6年度（2024年度）が最も高くなっています。

障害者(障害者手帳所持者数)の推移



障害者(障害者手帳所持者数)の人口比の推移



【資料】福祉課（各年度末現在）

(5)子どもがいる世帯の状況

総世帯数が減少しており、令和2年（2020年）の「6歳未満の子どもがいる世帯」は250世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯」は923世帯といずれも減少しています。

また、「18歳未満の子どもがいる世帯」のうち、母子世帯・父子世帯を合わせた「ひとり親世帯（核家族世帯）」は94世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯のおよそ1割を占めています。

子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯数の状況

		平成27年(2015年)		令和2年(2020年)	
		世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
総世帯数		7,707	100.0	7,575	100.0
	6歳未満の子どもがいる世帯	334	4.3	250	3.3
	18歳未満の子どもがいる世帯	1,203	15.6	923	12.2
	うち母親と子どもの核家族世帯	92	1.2(7.6)	82	1.1(8.9)
	うち父親と子どもの核家族世帯	13	0.2(1.1)	12	0.2(1.3)

※()内は、「18歳未満の子どもがいる世帯数」に対する比率

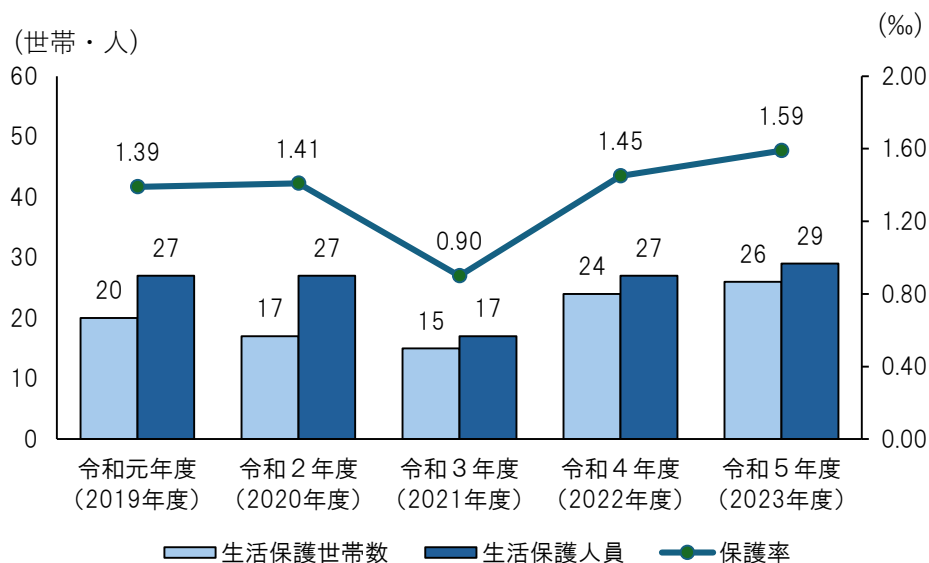
【資料】国勢調査(各年10月1日現在)

(6)生活保護世帯などの状況

生活保護受給世帯数及び受給者数の状況は、令和3年度（2021年度）に生活保護世帯数、生活保護人員ともに減少しましたが、以後増加に転じ、令和5年度（2023年度）は生活保護世帯が26世帯と最も多くなっています。

人口に対する保護率をみると、1.59‰となっており、近年ではやや増加傾向となっています

生活保護受給世帯数及び受給者数などの推移



【資料】令和6年度(2024年度)大阪府統計年鑑(令和7年(2025年3月作成)より)

※保護率の算出は豊能町HP、各年9月末地区別年齢人口に基づく

(7)地域における福祉の主な担い手

① 社会福祉協議会

社会福祉協議会（略して「社協」と呼ばれます。）は、社会福祉法 109 条で「地域福祉を推進する団体」と位置付けられた、自主性と公共性をもつ民間の福祉団体です。住民、福祉専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体、行政などが参加し、「住民主体」の理念のもとで、地域福祉の課題をみんなで考え、協力して解決に取り組んでいます。

豊能町社会福祉協議会における主な福祉活動

地域福祉活動の推進及び小地域ネットワーク活動、地区福祉委員会活動の支援	<ul style="list-style-type: none">● 地区福祉委員を基盤に、支援の必要な人を近隣住民で見守り、援助するきめ細やかな活動を推進しています。地区福祉委員会と協力し、ひとり暮らし高齢者・障害者・子育て関連の事業を実施しています。● コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターを配置し、各種相談や住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と支援に関するニーズと取り組みのマッチングを行っています。
ボランティアセンター事業	<ul style="list-style-type: none">● ボランティアに関する相談や情報提供、活動支援を行っています。ボランティア活動に関心を持ってもらえるよう、各種講座の開催やボランティアの需給調整を行います。
在宅サービス事業	<ul style="list-style-type: none">● 要介護状態の方やひとり暮らし高齢者などが地域の中で安心して生活できるよう、車いすや福祉車両（車いす同乗タイプ・助手席回転スライドシート）の貸出、豊能町見守りサポート事業（豊能町と協働）、ひとり暮らし高齢者見守り支援事業などを実施しています。

② 民生委員児童委員協議会

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして地域の福祉活動を行っています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名され、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

本町では、現在、民生委員・児童委員が47名、主任児童委員が4名で「豊能町民生委員児童委員協議会」を組織し、地区活動を実施しています。

	東能勢 地区	希望ヶ丘 地区	吉川・ ときわ台 地区	東ときわ 台 地区	光風台 地区	新光風 台地区	合計
民生委員・児童委員	8	7	7	8	10	7	47
主任児童委員		1	1	1		1	4

③ 地区福祉委員会

地区福祉委員会は、概ね小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、小地域での住民同士の支えあい活動として、連携と協力体制をとりながら、住民の身の回りで起こっている福祉課題の解決のため、見守り、声かけなどを行う「住民による、住民のための」自発的な組織です。

令和7年度（2025年度）現在、豊能町には6つの地区福祉委員会が組織されています。

区域	日常生活圏とし、概ね小学校区を基本としています。
組織	自治会、民生委員児童委員、ボランティア連絡会・ボランティアグループ、老人クラブ、介護者(家族)の会、障害者団体、地域の協力者個人などで構成しています。
活動内容	<p>支援の必要な方を近隣住民で見守り援助する「小地域ネットワーク活動」に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 見守り事業…ひとり暮らし高齢者などで声かけや見守りが必要な方へ個別に訪問します。 ● つながり事業…今までのつながりやこれからのつながりを深めるため各種事業を行います。(ふれあいサロン・カフェ他) ● 子育て支援事業…子育てサロンや個別訪問を行います。 ● 障害者支援事業…障害者施設利用者のみなさんの作品展やゲームなどで交流します。 ● 地区福祉委員会活動…広報紙の発行、各種研修など

④ 自治会

自治会は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、地域のコミュニティづくりの基礎単位となります。

また、自治会は、地域住民の親睦と連携の場であるとともに、地域課題の発見と解決の場になっています。

自治会の主な活動

- 地域の伝統的な行事
- 交通安全活動
- 防火・防犯・防災活動
- 清掃活動
- スポーツや文化のサークル活動 など

⑤ ボランティア活動団体

ボランティア団体は、誰もが豊かに暮らしていける社会を目指し、自分たちのできることを自らが率先し、災害・福祉・環境・教育・スポーツなど、様々な活動を行っています。また、これらの活動は、人のつながりや心の豊かさを向上させる重要な活動となっています。

福祉分野でも高齢者や障害者、子育てに関する支援など、人を支え、助けるボランティア活動が行われています。

豊能町では、社会福祉協議会がボランティアセンターの事務局としての役割を担っており、ボランティア活動の拠点として、支援者と支援を必要としている人をつなげるコーディネートを行っています。

(令和7年(2025年)9月現在)

グループ名【会員数】	活動内容
杉の会【28人】	ろう者を交えての手話学習、講演会などでの手話通訳、手話講習会の講師、レクリエーションなど
豊能登山キャンプクラブ【20人】	野外活動ボランティアスタッフ活動
大阪府高齢者大学同窓会豊能【84人】	囲碁の会、歴史の会(現地探訪)、ひまわりの会(歌体操)など10同好会で活動
朗読ボランティアグループ「せせらぎ」【11人】	社会福祉協議会広報紙、広報とよのの録音、録音図書制作
やよい会【32人】	サロン活動、祥雲館カフェへの参加
点訳サークル「てんとうむし」【14人】	社会福祉協議会広報紙・絵本の点訳 点字カレンダー作成、点字体験手伝いなど
豊能町食生活改善推進員協議会【38人】	食育・各種栄養講座を実施し、健康づくりを皆さんとともに楽しく進める会
文字通訳グループ「かざぐるま」【10人】	健聴者(要約筆記者)が聞き取った話の要点をその場で聴覚障害者に文字で伝える
コープこうべサークル「アップリケ」【3人】	寝たきりのお年寄りや体の不自由な方々への清拭布(使い捨て用布)作り
ボランティアグループ 箏曲千鳥の会【10人】	琴演奏による地域行事や小学校授業への参加
やすらぎの会【15人】	高齢者との交流、サロン開催 ※送迎なし
虹の会【25人】	フリーマーケットの収益金で、小学校入学時ファイルなどを贈呈
電話訪問グループ「べる♪」【3人】	70歳以上の人へ電話による訪問
歌体操 豊悠【10人】	音楽に合わせて手足を動かす歌体操を通して高齢の人の健康増進を図る
よさこいサークル よっちょれ【8人】	よさこい踊りによる地域行事などへの参加

グループ名【会員数】	活動内容
ハンドベル倶楽部「かりん」花鈴【10人】	地域行事でハンドベル・トーンチャイムの演奏、ミュージックベルを振る体験
「夢楽らいぶ」一座【3人】	施設などで行う元気いっぱいギター弾き語りショー（ボランティアライブ）
豊能町コピスクラブ【16人】	雑木林の林床整備・間伐の手入れを行い自然を保全しつつ、有意義な活用を図る
ダンス計画【7人】	介護施設などを訪問し利用者にダンスを中心とした青春時代の流行歌を通して思い出に浸ってもらう
豊能町観光ボランティアガイドの会【33人】	豊能町の歴史・文化・自然など、豊能町の良さを観光客や町民に語り伝える
とよの絵本の会「とまと」【11人】	地域の子どもたちに絵本の読み聞かせを行う活動
檸檬のきもち【2人】	施設などへ出向きオカリナ演奏を行う
元気あっぷ倶楽部【20人】	ハーモニカ・銭太鼓・南京玉すだれなどの演芸を地域の行事で行う
Atelier(アトリエ)T【10人】	自然素材(木、竹、稲、麦わらなど)で遊ぶ
リコーダーアンサンブル とよの【4人】	リコーダーと鍵盤楽器(チェンバロなど)でバロックからポピュラーまで演奏する
豊能町傾聴の会「たまゆら」【9人】	地域で傾聴活動を行うボランティアで地域福祉の向上に努める
若葉会【4人】	腹話術・手品を行う
オカンバレエ団【8人】	ワークショップとライブ リズム遊びとライブ
桜谷けいてつ応援部【17人】	豊能町吉川にてミニ鉄道(桜谷軽便鉄道)運営、運行を通して地域の発展、世代間交流を図る
とよの創作語り 野の花【5人】	地域を舞台にした創作物語を映像・ナレーション・音楽で表現しイベントや施設などで発表する

【資料】社会福祉協議会

⑥ NPO法人

NPOとは「Non-Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人といいます。

(令和7年(2025年)3月現在)

団体名 【会員数】	活動日・主な活動場所など	活動内容
特定非営利活動法人 愛花会(いつかかい) 【47人】	不定期/公共花壇、育苗施設	花いっぱい運動を推進し、花と緑があふれる街づくりに貢献するための公共花壇の整備
特定非営利活動法人 元気いきいきグループ 【10人】	随時/希望ヶ丘地区	広報とよなどの宅配、幹線道路など清掃、公園遊具の点検、こども110番への支援協力など
特定非営利活動法人 ワークインとよの 【21人】	随時/豊能町西地区	広報とよなどの宅配、アウトドア講座の実技教習研鑽、道路瑕疵箇所の把握など
特定非営利活動法人 フィルハーモニックウインズ大阪 【44人】	随時/豊能町立ユーベルホール	演奏会の実施を通し音楽に親しみ、音楽の楽しさを伝えていく事業
特定非営利活動法人 豊能町ふるさとおこし協議会 【20人】	随時/高山地区、東ときわ台	農業振興、農産物加工、空き家対策、空き家管理サービス事業など
特定非営利活動法人 ヴィエントとよの 【29人】	随時/豊能町内	スポーツクラブのプログラムの管理・運営、農地を借用し植え付け・収穫・販売などの実施
特定非営利活動法人 空き家サポートセンター 【18人】	随時/豊中市ほか	空き家・空き地問題の解決のための空き家セミナー及び法律相談会など
特定非営利活動法人 ゆるりん 【12人】	随時/豊能町内ほか	介護予防・日常生活支援・子育て支援事業活動など

【資料】広報職員課・生涯学習課

⑦ 当事者団体

同様のニーズをもつ人たちが集まり交流し、お互いの経験などを生かして相談にのったり、支えあいの活動や事業を行っています。

(令和7年(2025年)9月現在)

団体名 【会員数】	活動日・主な活動場所など	活動内容
豊能町老人クラブ 連合会 【565人】	単位クラブごと週1回 老人福祉センター	会員の健康増進、介護予防に努め、老人福祉に関する研修会や広報活動、社会参加、社会奉仕及び友愛支援事業を行い、会員相互の生きがいと親睦を図っています。
豊能町介護者(家族) の会 【56人】	毎月1回(第4木曜日) 保健福祉センター	より良い介護を考え、豊能町の福祉の充実を目指して活動しています。寝たきりや認知症高齢者の介護者(家族)、かつて介護をされた家族、老人問題に関心のある方などで構成しています。月1回、会員のつどいや介護に関する勉強会、広報紙発行を行っています。
豊能町ひとり暮らし 高齢者の会「あかね」 【91人】	毎月1回(不定期) 個別訪問	コロナ禍以降、一か所に集まることが困難になり、社会福祉協議会の事業と連携し、おおよそ月1回、個別訪問(お弁当や情報をお届け)しています。
豊能町肢体不自由 児者父母の会 【3人】	おおむね2か月に1回 (不定期)	地域に向け障害者への理解のための啓発活動や福祉行政の充実を求めるための活動を行っています。とよのまつり、夏祭りへの参加、バザーなども実施し、能勢町にある障害者施設「ともがき」への支援も行っています。

【資料】健康増進課、福祉課、社会福祉協議会

⑧ 社会福祉施設・事業所

高齢者関係、障害者関係、児童関係の様々な福祉施設や事業所があります。

■高齢者関係施設・事業所

(令和7年(2025年)8月現在)

居宅系サービス	か所数	施設・居住系サービス	か所数
居宅介護支援事業所	6	認知症対応型共同生活介護	1
訪問介護	6	介護老人福祉施設	2
訪問看護	4	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2
通所介護	2	合計	5
短期入所生活介護	4		
認知症対応型通所介護	1		
地域密着型通所介護	8		
介護予防支援事業所	1		
合計	32		

【資料】保険課

■障害者関係施設・事業所

(令和7年(2025年)9月現在)

訪問系・日中活動系サービス	か所数	相談支援	か所数
居宅介護	4	計画相談支援	2
重度訪問介護	3	地域移行支援	1
同行援護	1	地域定着支援	1
短期入所	1	障害児相談支援	2
生活介護	3	合 計	6
就労継続支援(B型)	3	居住系サービス	か所数
放課後等デイサービス	1	施設入所支援	1
児童発達支援	1	共同生活援助	2
合 計	17	合 計	3

【資料】福祉課

■児童関係の主な施設(学校・幼稚園・保育所を除く)

(令和7年(2025年)9月現在)

訪問系・日中活動系サービス	か所数
地域子育て支援センター	1
ファミリー・サポート・センター	1
図書館・図書室	2
子育て世代包括支援センター	1
合 計	5

【資料】健康増進課、生涯学習課

⑨ その他の福祉人材

上記以外に下記の人たちが地域福祉活動を担っています。

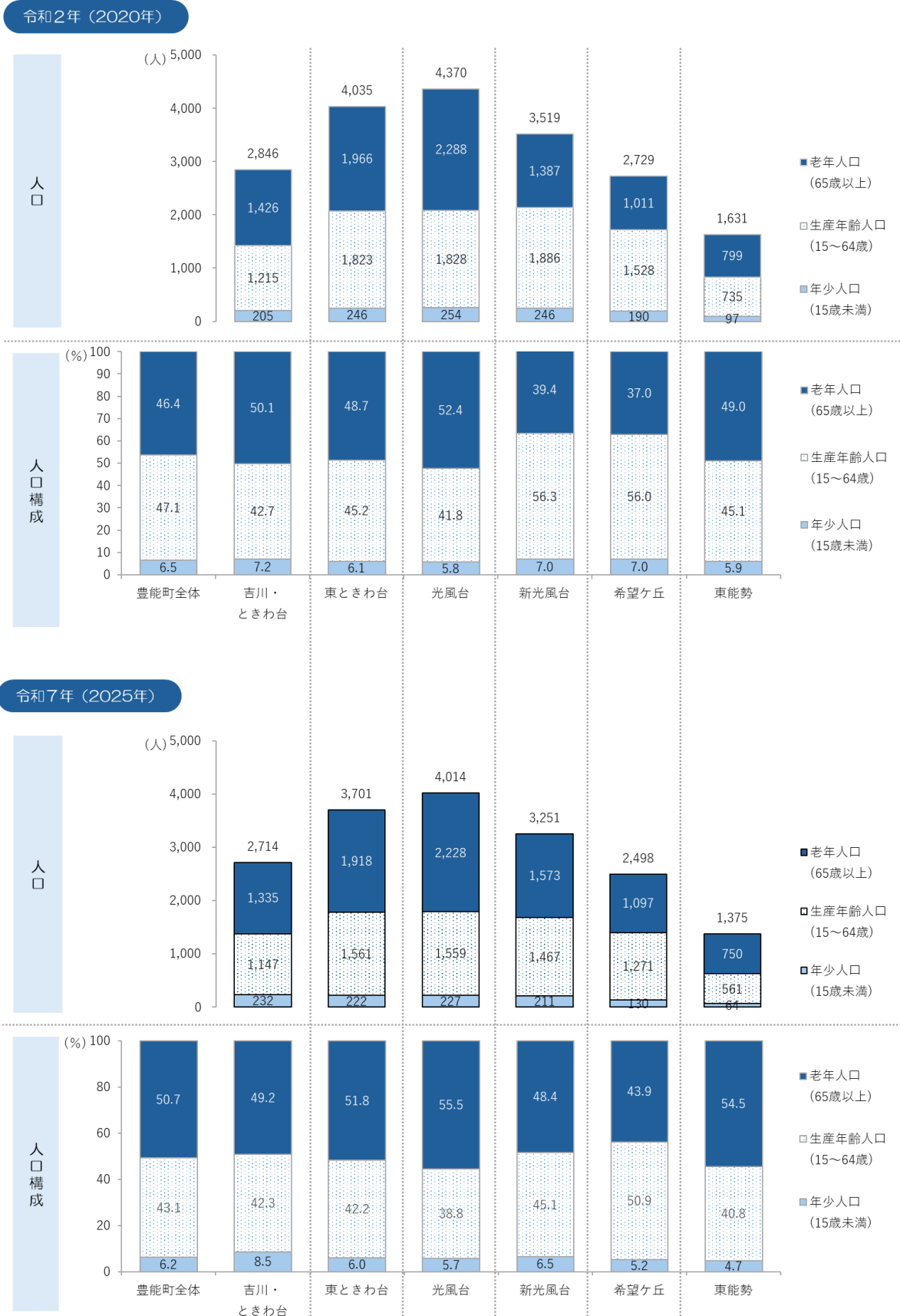
(令和7年(2025年)7月現在)

人材	活 動 内 容	人数
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症の方やその家族を見守り支えていく人のこと	3,109
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人	91
コミュニティソーシャルワーカー	「福祉のなんでも相談員」として、生活上の困りごとなどの相談を受け、解決に向けて本人や家族、相談窓口との調整役となります	1
生活支援コーディネーター	「地域支えあい推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域の社会資源の把握や地域に不足するサービスの創出、担い手の養成、連携の為のネットワーク構築を行う人	1

【資料】健康増進課、福祉課、社会福祉協議会

(8)地区別の概況

町内の6つの地区における概況は以下のとおりです。
どの地区も、5年間で人口が減少しています。



【資料】豊能町ホームページ「地区別人口」より

2.住民アンケート調査からみる町の状況

地域住民が支えあい、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、住民の地域福祉に関する現状や意見を把握し、町の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

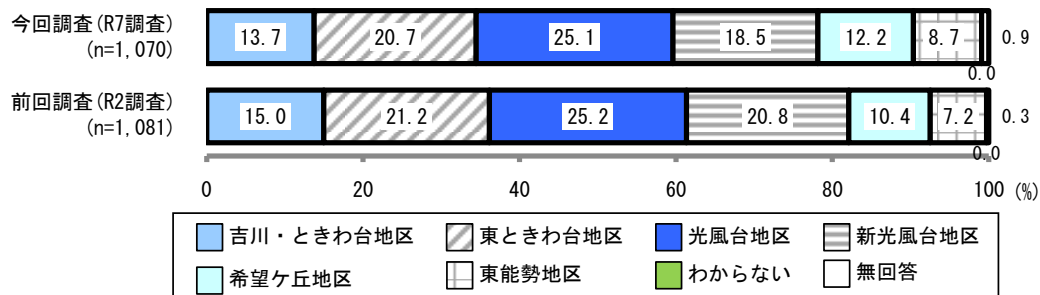
調査の概要

- 調査対象：豊能町在住の18歳以上の男女2,000人
- 調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和7年(2025年)8月～9月
- 回収状況：1,070人(53.5%)

(1)回答者の属性

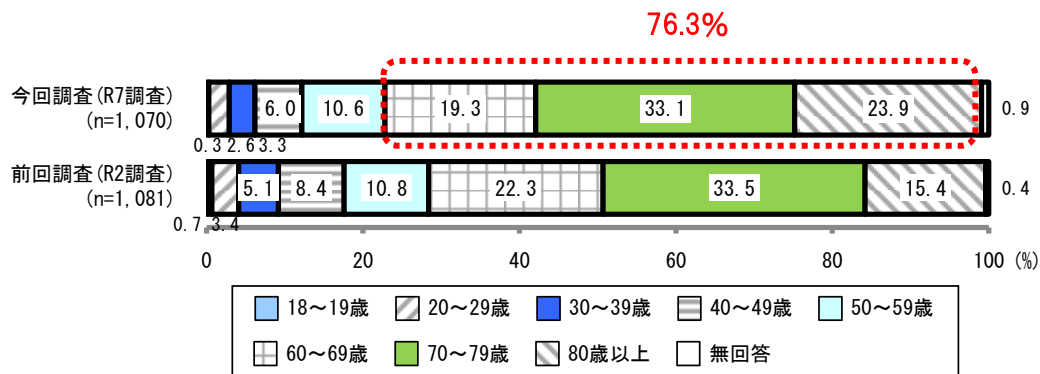
《回答者の居住地区》

回答者の居住地区は、「光風台地区」が25.1%と最も高く、次いで「東ときわ台地区」(20.7%)、「新光風台地区」(18.5%)の順となっています。



《回答者の年齢》

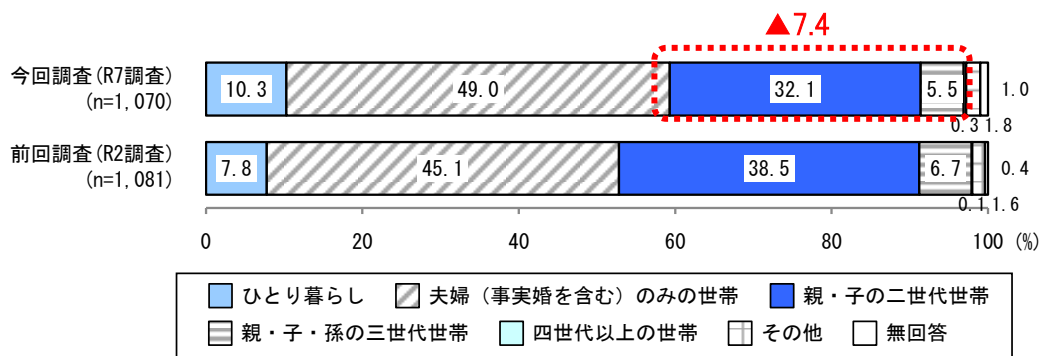
回答者の年齢は、「80歳以上」が23.9%と前回調査に比べて8.5ポイント増加しています。回答者のうち60歳以上の人占める割合は76.3%となっています。



「家族構成」

家族構成は、「夫婦（事実婚を含む）のみの世帯」が49.0%と最も高く、次いで「親・子の二世
代世帯」（32.1%）、「ひとり暮らし」10.3%の順となっています。

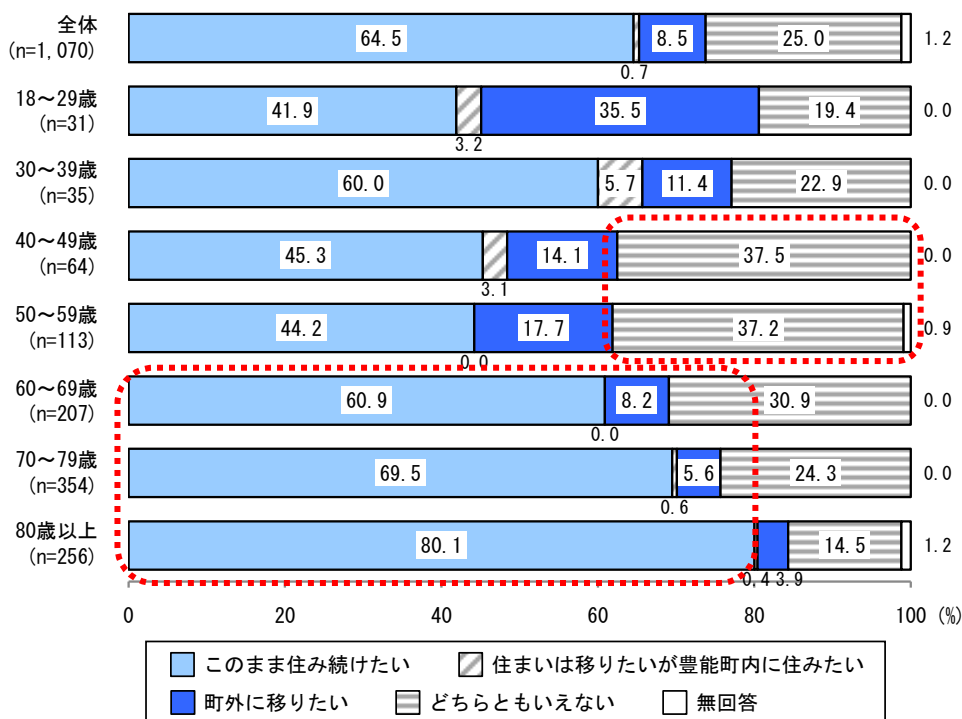
前回調査に比べて今回調査は子どもを含む世帯（「親・子の二世代世帯」「親・子・孫の三世代世
帯」「四世代以上の世帯」）が7.4ポイント低くなっています。



(2)住んでいる地域に関する意識や行動について

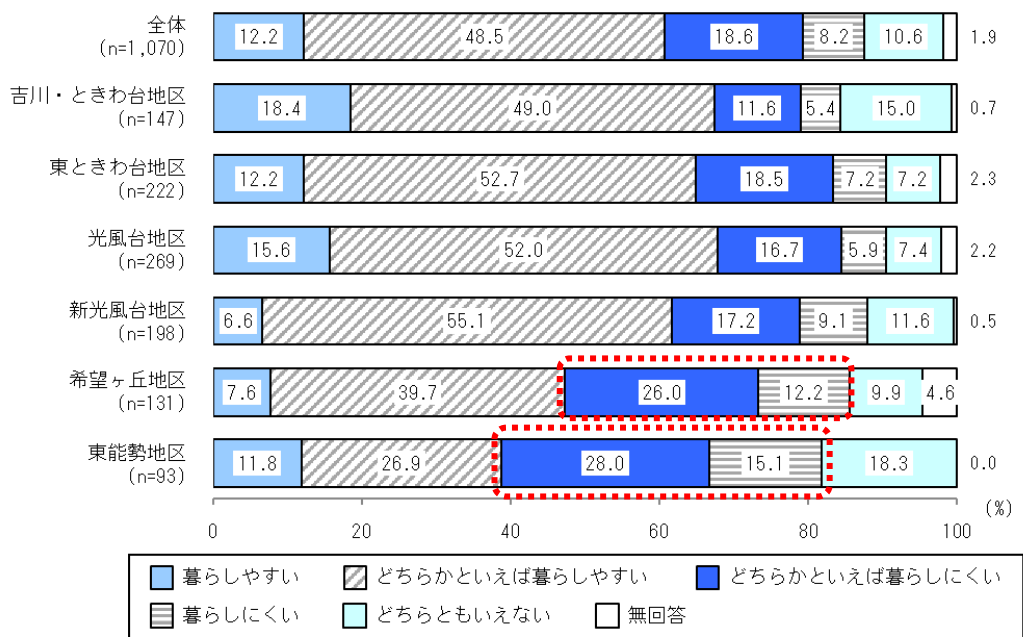
「豊能町の居任意向」

豊能町の居任意向を年齢別で見ると、60歳以上では、「このまま住み続けたい」が6～8割を占
めています。一方で、40～50歳代では、「どちらともいえない」がおよそ4割を占めています。



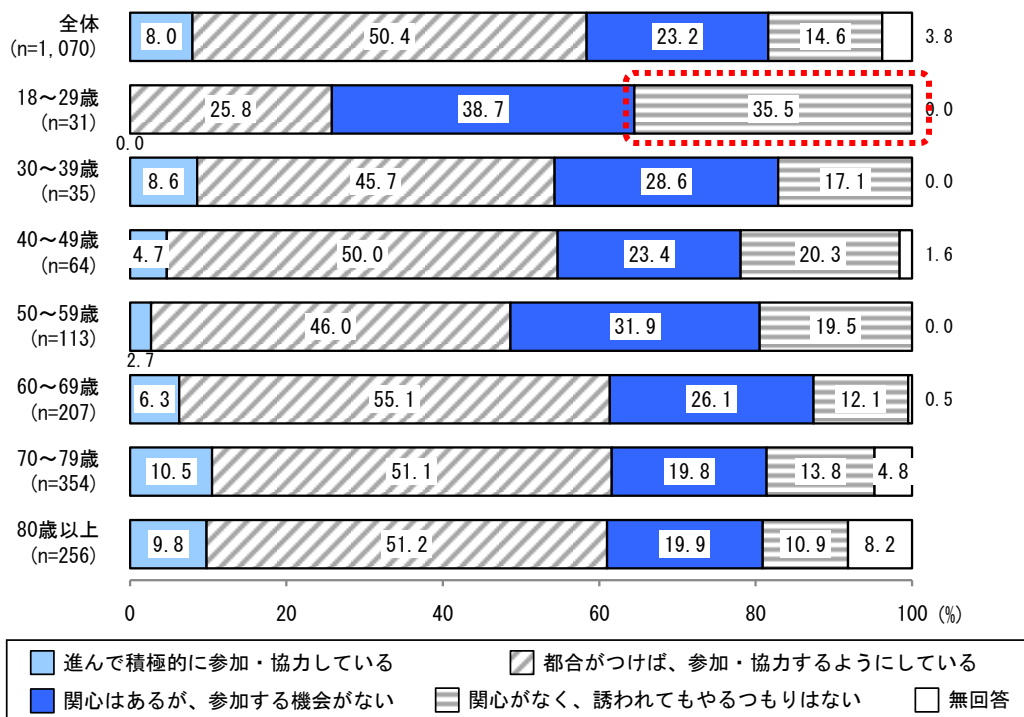
《豊能町の暮らしやすさ》

豊能町の暮らしやすさを地域別でみると、東能勢地区と希望ヶ丘地区で「どちらかといえば暮らしにくい」及び「暮らしにくい」の回答が高くなっています。



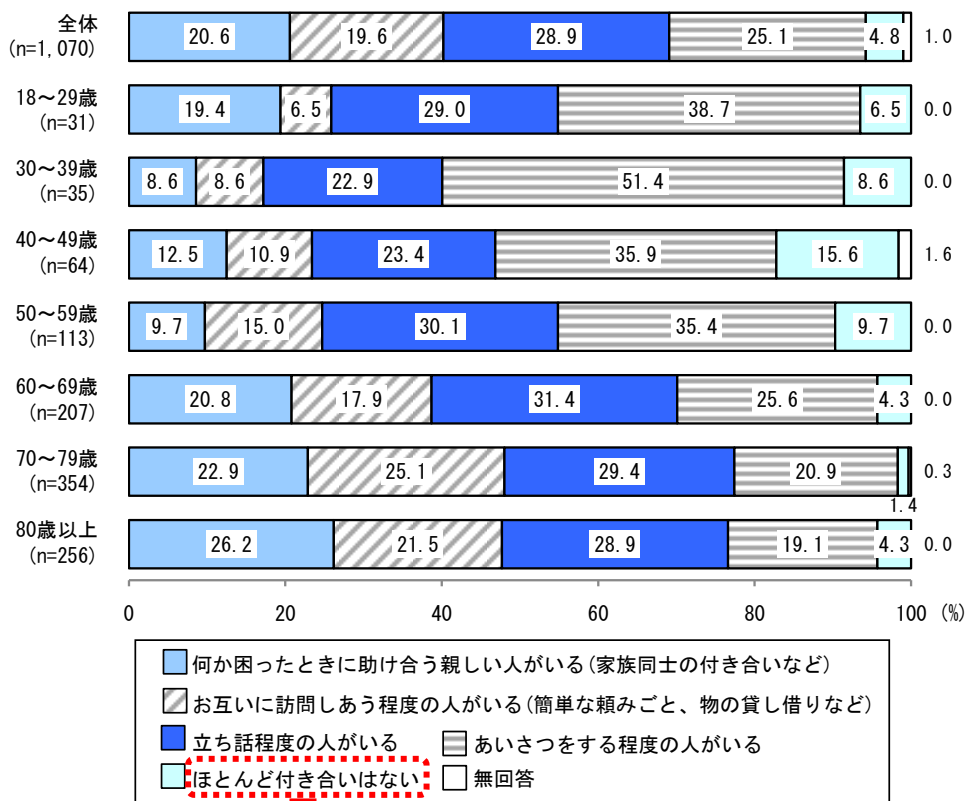
《地域の行事や地域活動への参加状況》

地域の行事や地域活動への参加状況について、『参加・協力する』（「進んで積極的に参加・協力している」と「都合がつけば、参加・協力するようにしている」の合計）は、18～29歳を除いて5割以上となっており、特に60歳以上では6割以上となっています。



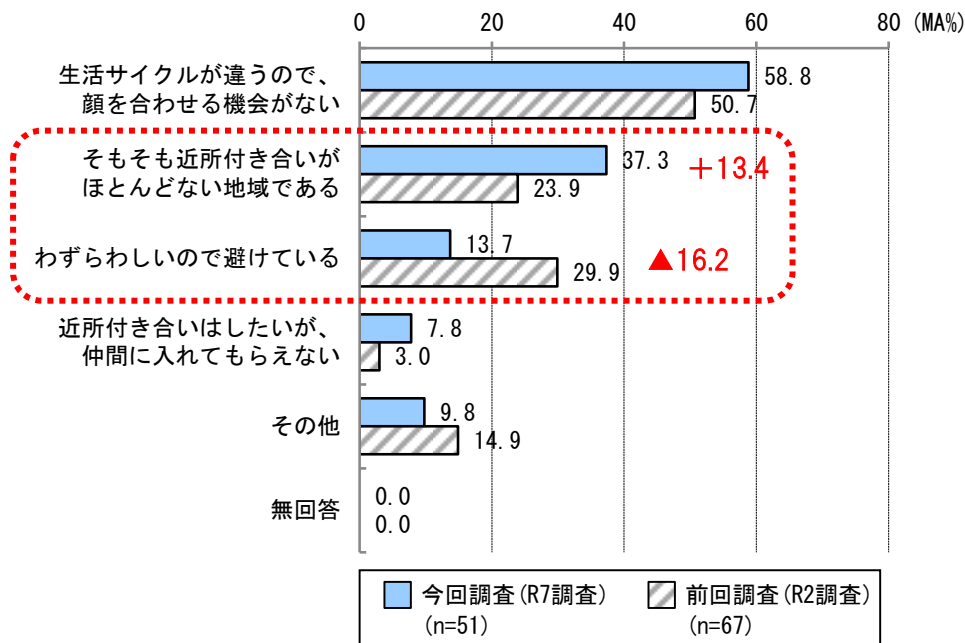
《近所との関係》

近所との関係は、70歳以上で「何か困ったときに助け合う親しい人がある（家族同士の付き合いなど）」と「お互いに訪問しあう程度の人がある（簡単な頼み事、物の貸し借りなど）」を合わせておよそ5割と他の年代に比べて高くなっています。



《近所とほとんど付き合いをしない理由》

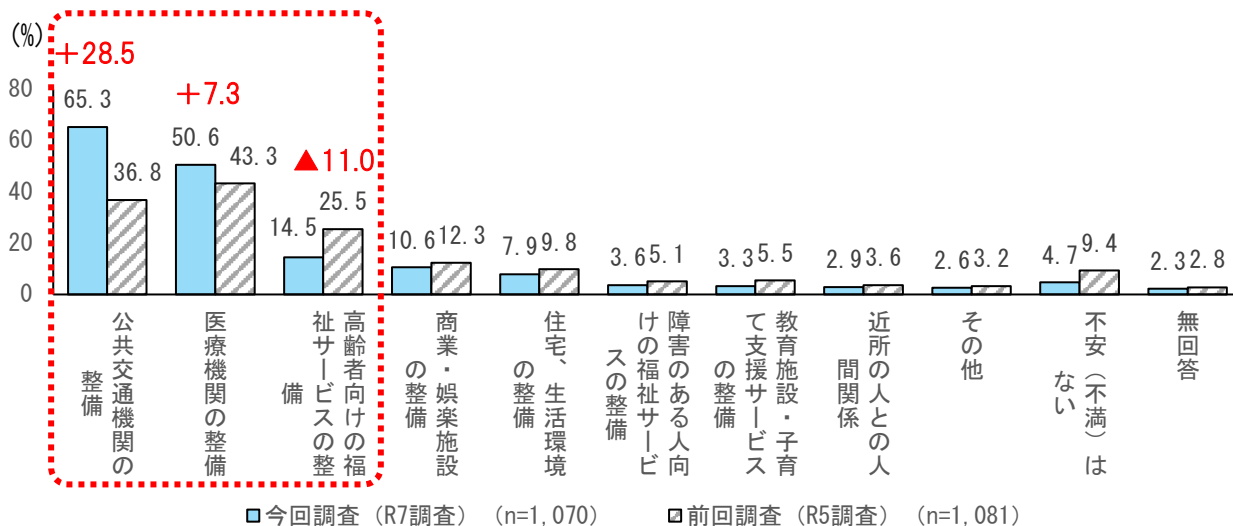
「ほとんど付き合いはない」と回答した理由は、前回調査（R2調査）に比べて今回調査（R7調査）では、「そもそも近所付き合いがほとんどない地域である」の割合が増加し、「わずらわしいので避けている」の割合が減少しています。



《住んでいる地域で不安に感じていること：複数回答2つまで》

住んでいる地域で不安に感じていることでは、前回調査（R2 調査）に比べて今回調査（R7 調査）は「公共交通機関の整備」が 28.5 ポイント、「医療機関の整備」が 7.3 ポイント高くなっています。一方、「高齢者向けの福祉サービスの整備」は、11.0 ポイント低くなっています。

また、地区別でみると、いずれの地域でも「公共交通機関の整備」が最も高くなっています。

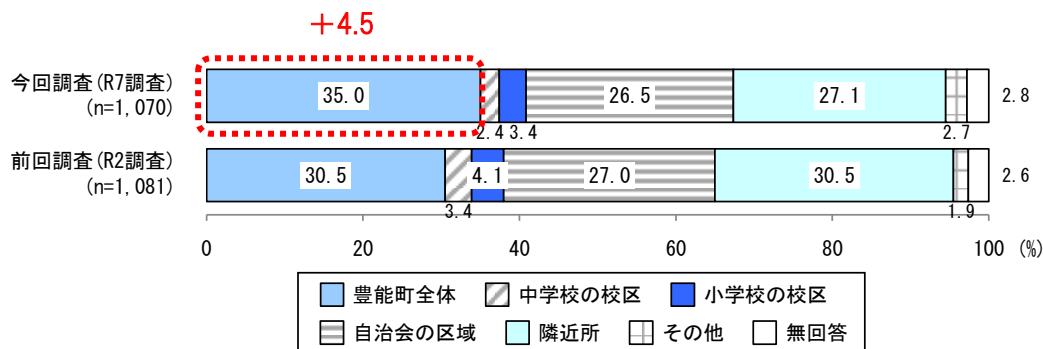


	公共交通機関の整備	医療機関の整備	福祉サービスの整備	高齢者向けの福祉サービスの整備	商業・娯楽施設の整備	住宅、生活環境の整備	障害のある人向けの福祉サービスの整備	教育施設・子育て支援サービスの整備	近所の人との人間関係	その他	不安（不満）はない	無回答
全体(n=1,070)	65.3	50.6	14.5	10.6	7.9	3.6	3.3	2.9	2.6	4.7	2.3	
吉川・ときわ台地区(n=147)	55.8	47.6	15.6	12.2	8.2	4.8	4.1	4.8	2.7	6.8	4.8	
東ときわ台地区(n=222)	72.5	55.4	9.0	9.0	5.4	4.1	1.4	3.6	5.4	5.9	0.9	
光風台地区(n=269)	56.5	50.6	18.2	8.2	9.7	4.5	2.6	2.6	1.9	5.2	1.9	
新光風台地区(n=198)	65.2	39.4	16.7	16.7	7.6	2.0	5.1	3.5	2.0	5.1	2.5	
希望ヶ丘地区(n=131)	76.3	59.5	12.2	9.9	10.7	3.1	2.3	0.0	0.8	1.5	2.3	
東能勢地区(n=93)	74.2	57.0	10.8	5.4	5.4	1.1	6.5	1.1	2.2	1.1	3.2	

(3)地域での支えあいについて

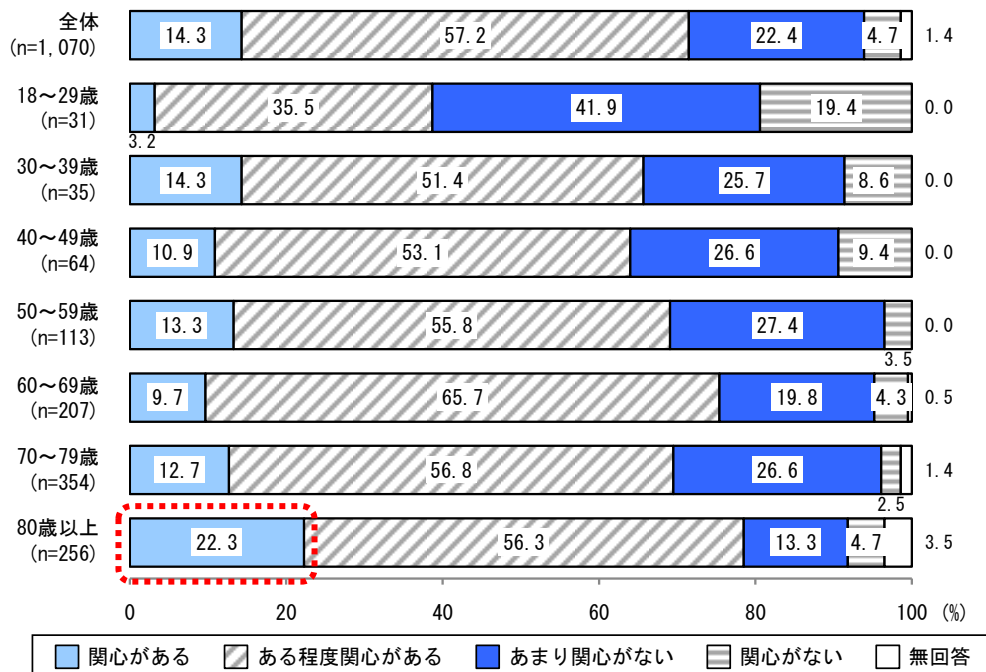
《支えあい・助けあいの地域の範囲》

支えあい・助けあいの地域の範囲は、前回調査（R2 調査）に比べて、今回調査（R7 調査）では「豊能町全体」の割合が 4.5 ポイント増加しています。



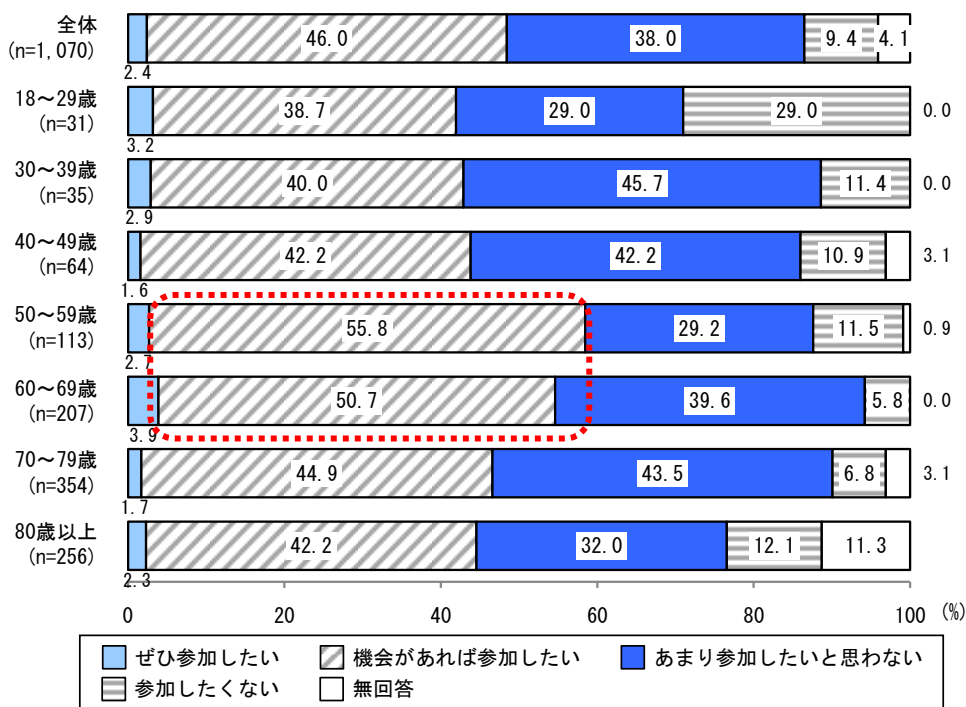
《地域福祉(自助・互助・共助・公助)への関心度》

地域福祉(自助・互助・共助・公助)への関心度について、「関心がある」の回答は、80歳以上が22.3%と最も高くなっています。



《高齢者や障害者を地域で支えあい、見守る活動への参加意向》

高齢者や障害者を地域で支えあい、見守る活動への参加意向として、いずれの年齢でも「機会があれば参加したい」の回答は3割以上となっており、特に50~69歳では5割以上となっています。



「地域に期待すること:複数回答」

地域に期待することでは、「緊急事態が起きた時の対応」が66.4%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日常協力体制」(47.2%)、「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」(37.7%)の順となっています。

地区別で見ても同様の傾向にあります。

	の緊急事態が起きた時の対応	常防協災力・防犯などの日	のひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動	(暮らしの共有)の情報提供	子どもや高齢者、障害のある人のお世話	子どもや高齢者、障害のある人のお世話	日常的なコミュニケーションの場の確保	子どもの見守りなどの活動	お祭りなどの場の確保、住民間の交流	活動などの環境づくり	リサイクルや景観	その他	特にな	無回答
全 体(n=1,070)	66.4	47.2	37.7	32.8	21.2	20.6	17.6	15.2	14.6	2.5	6.6	2.4		
吉川・ときわ台地区(n=147)	61.9	45.6	39.5	36.1	15.6	20.4	23.1	15.0	15.6	2.0	6.8	2.7		
東ときわ台地区(n=222)	67.1	47.3	40.1	31.1	21.6	19.8	15.8	14.4	12.2	2.3	8.1	0.9		
光風台地区(n=269)	66.9	46.8	39.8	35.7	20.1	23.8	16.7	11.9	15.6	3.0	5.2	3.0		
新光風台地区(n=198)	68.2	50.0	33.8	32.8	25.3	18.7	19.2	17.7	17.2	2.5	5.1	2.0		
希望ヶ丘地区(n=131)	67.2	51.1	38.2	33.6	22.1	17.6	17.6	19.8	13.7	3.1	9.2	3.1		
東能勢地区(n=93)	66.7	37.6	30.1	22.6	20.4	19.4	12.9	14.0	10.8	1.1	7.5	4.3		

「地域での支えあい活動を進めていくために必要な取り組み:複数回答3つまで」

地域での支えあい活動を進めていくために必要な取り組みでは、「日頃から住民一人ひとりの相互のつながり」が31.7%と最も高く、次いで「行政による地域福祉活動の相談窓口や活動団体への支援体制の充実」(30.5%)、「行政、社会福祉協議会、事業者、ボランティア、NPOなどと住民組織との連携」(21.7%)の順となっています。

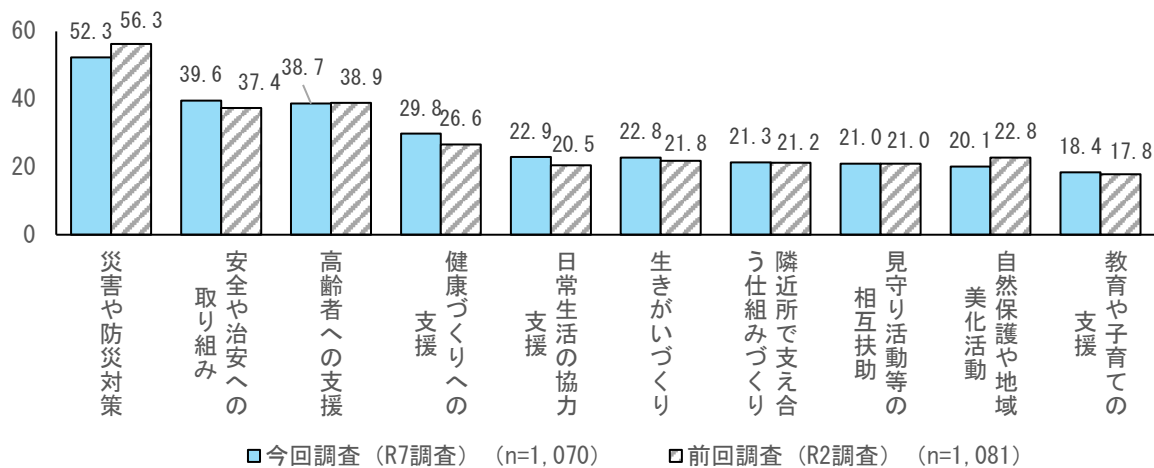
地区別で見ると、吉川・ときわ台地区、東ときわ台地区、東能勢地区では「日頃から住民一人ひとりの相互のつながり」が最も高く、光風台地区、新光風台地区、希望ヶ丘地区では「行政による地域福祉活動の相談窓口や活動団体への支援体制の充実」が最も高くなっています。

	日頃から住民一人ひとりの相互のつながり	行政による地域福祉活動の相談窓口や活動団体への支援体制の充実	行政、社会福祉協議会、事業者、ボランティア、NPOなどと住民組織との連携	身近なところで支えあう仕組みづくり	自治会が中心となつて、住民相互の交流活動を積極的に推進	多様な意見を認め合い、支えあう意識の啓発	地域課題の共有や解決を目的とする連絡会やネットワークの形成	公民館等の地域活動における機能強化	地域(支え合い)活動の掘り起こし	社会福祉協議会による活動の充実	ボランティアやNPO団体の活動の充実	その他	特にな	無回答
全 体(n=1,070)	31.7	30.5	21.7	18.9	16.4	14.5	13.2	12.1	10.8	8.6	4.3	2.1	9.1	6.0
吉川・ときわ台地区(n=147)	34.7	22.4	23.1	18.4	17.0	15.0	12.2	6.1	8.8	5.4	7.5	1.4	11.6	7.5
東ときわ台地区(n=222)	34.7	33.3	25.7	23.4	12.6	12.6	12.6	11.7	9.9	11.3	4.1	2.7	9.0	6.8
光風台地区(n=269)	27.5	34.2	23.0	18.2	11.2	17.5	14.1	13.0	11.2	8.9	1.5	1.9	9.3	5.9
新光風台地区(n=198)	29.8	31.3	18.2	15.7	18.7	16.7	13.6	13.6	12.1	8.6	5.1	1.5	7.1	4.5
希望ヶ丘地区(n=131)	26.7	33.6	20.6	19.1	18.3	9.9	16.8	13.0	13.7	6.9	5.3	2.3	11.5	4.6
東能勢地区(n=93)	41.9	20.4	16.1	16.1	29.0	11.8	8.6	14.0	8.6	8.6	4.3	3.2	6.5	6.5

(4)災害時の対策について

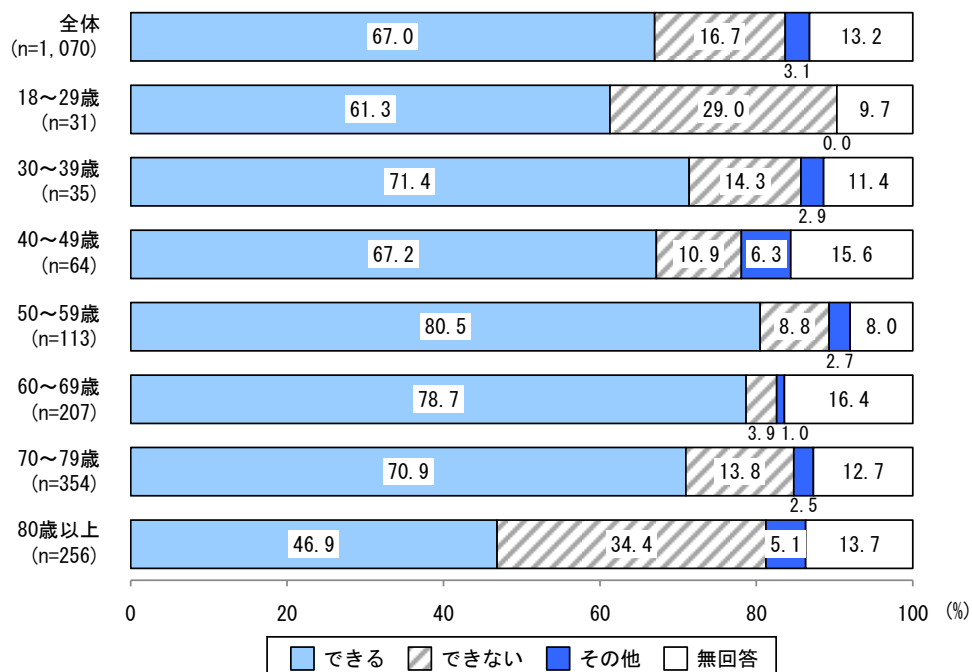
「地域づくりを進めていく上で必要な取り組み(上位 10 位):複数回答5つまで」

地域づくりを進めていく上で必要な取り組みは、今回調査 (R7 調査) と前回調査 (R2 調査) で大きく傾向に違いがなく、「災害や防災対策」が52.3%と最も高く、次いで「安全や治安への取り組み」(39.6%)、「高齢者への支援」(38.7%)の順となっています。



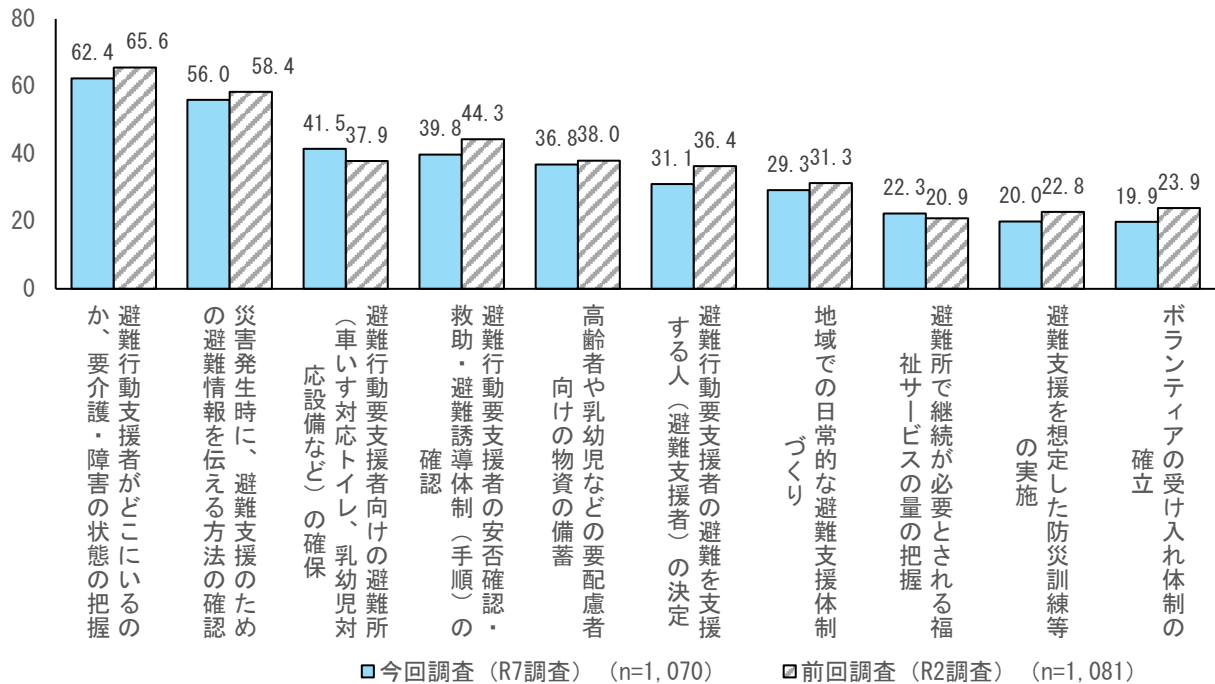
「災害時の一人での避難可否」

災害時の一人での避難は、「できる」が67.0%、「できない」が16.7%となっています。年齢別でみると、80歳以上では34.4%が「できない」と回答しています。



《災害時に支援を必要とする人への必要な支援対策(上位 10 位):複数回答》

地域づくりを進めていく上で必要な取り組みは、今回調査 (R7 調査) と前回調査 (R2 調査) で大きく傾向に違いがなく、災害時に支援を必要とする人への必要な支援対策は、「避難行動要支援者がどこにいるのか、要介護・障害の状態の把握」が 62.4% と最も高く、次いで「災害発生時に、避難支援のため避難情報を伝える手段の確保」(56.0%)、「避難行動要支援者向けの避難所の確保」(41.5%) の順となっています。



《災害時に避難行動要支援者にできる手助けや対応:複数回答》

災害時に避難行動要支援者にできる手助けや対応では、すべての年代で「安否の確認や情報伝達などの声かけ」の割合が最も高くなっています。

	安否の確認や情報伝達などの声かけ	避難者が必要な避難行動要支援者の必要な避難行動要	避難所での身の回りの世話	その他	手助けや対応はできない	無回答
全体 (n=1,070)	56.6	32.6	27.5	3.2	19.5	6.2
18~29歳 (n=31)	54.8	29.0	25.8	3.2	16.1	3.2
30~39歳 (n=35)	45.7	45.7	28.6	0.0	17.1	2.9
40~49歳 (n=64)	53.1	43.8	31.3	4.7	10.9	1.6
50~59歳 (n=113)	67.3	45.1	38.1	5.3	8.8	0.9
60~69歳 (n=207)	66.2	43.0	38.2	1.0	13.5	1.9
70~79歳 (n=354)	63.3	31.4	25.1	4.8	14.7	7.3
80歳以上 (n=256)	38.3	16.4	16.0	2.0	38.3	12.1

(5)相談先

《家族以外での相談先:複数回答2つまで》

家族以外での相談先は、「友人、知人」が65.3%と最も高く、次いで「町役場」(29.4%)、「隣近所」(19.7%)の順となっています。

年齢別でみると、40歳未満では「インターネットやSNS」がおよそ2割となっており、他の年代と異なり、「町役場」より高くなっています。

	友人、 知人	町 役 場	隣 近 所	事 業 所 医 療 機 関 や 福 祉 サ ー ビ ス	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	ケ ア マ ネ ジ ャ ー や 相 談 支 援 専 門 員 等	イ ン タ ー ネ ッ ト や S N S	社 会 福 祉 協 議 会	自 治 会 等	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員
全 体 (n=1,070)	65.3	29.4	19.7	18.3	14.9	12.1	11.8	7.9	6.5	5.7
18~29歳 (n=31)	77.4	3.2	6.5	6.5	0.0	0.0	19.4	6.5	0.0	0.0
30~39歳 (n=35)	80.0	14.3	8.6	8.6	2.9	0.0	20.0	0.0	8.6	0.0
40~49歳 (n=64)	75.0	18.8	4.7	9.4	3.1	7.8	10.9	4.7	4.7	0.0
50~59歳 (n=113)	70.8	33.6	15.9	14.2	15.0	8.0	22.1	6.2	3.5	5.3
60~69歳 (n=207)	73.9	34.8	24.6	15.5	14.5	10.1	15.9	7.2	4.3	2.9
70~79歳 (n=354)	63.6	33.6	21.8	21.8	16.1	11.9	9.6	7.9	9.6	5.6
80歳以上 (n=256)	52.3	25.0	21.9	22.7	19.1	19.9	5.1	10.9	6.3	10.9

	地 区 福 祉 委 員	所 属 し て い る 団 体 や サ ー	誰 に も 頼 み た く な い	保 育 所、 幼 稚 園、 学 校 等	子 育 て 支 援 セ ン タ ー	ボ ラ ン テ ィ ア ・ N P O	そ の 他	頼 み た く て も 相 談 や 手 助	無 回 答
全 体 (n=1,070)	5.1	3.6	1.9	1.6	1.0	1.0	3.5	3.6	1.8
18~29歳 (n=31)	0.0	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	0.0	6.5	0.0
30~39歳 (n=35)	0.0	0.0	2.9	20.0	8.6	0.0	0.0	2.9	0.0
40~49歳 (n=64)	0.0	1.6	6.3	14.1	7.8	1.6	4.7	4.7	0.0
50~59歳 (n=113)	1.8	5.3	3.5	0.9	0.9	0.0	3.5	2.7	0.0
60~69歳 (n=207)	1.4	2.9	1.0	0.0	0.0	0.5	4.3	1.9	1.0
70~79歳 (n=354)	5.1	3.4	1.4	0.0	0.3	0.6	3.1	4.0	2.3
80歳以上 (n=256)	11.7	5.1	1.2	0.0	0.0	2.7	3.9	4.3	3.5

(6) ヤングケアラー・虐待などについて

《周りのヤングケアラーの有無:複数回答》

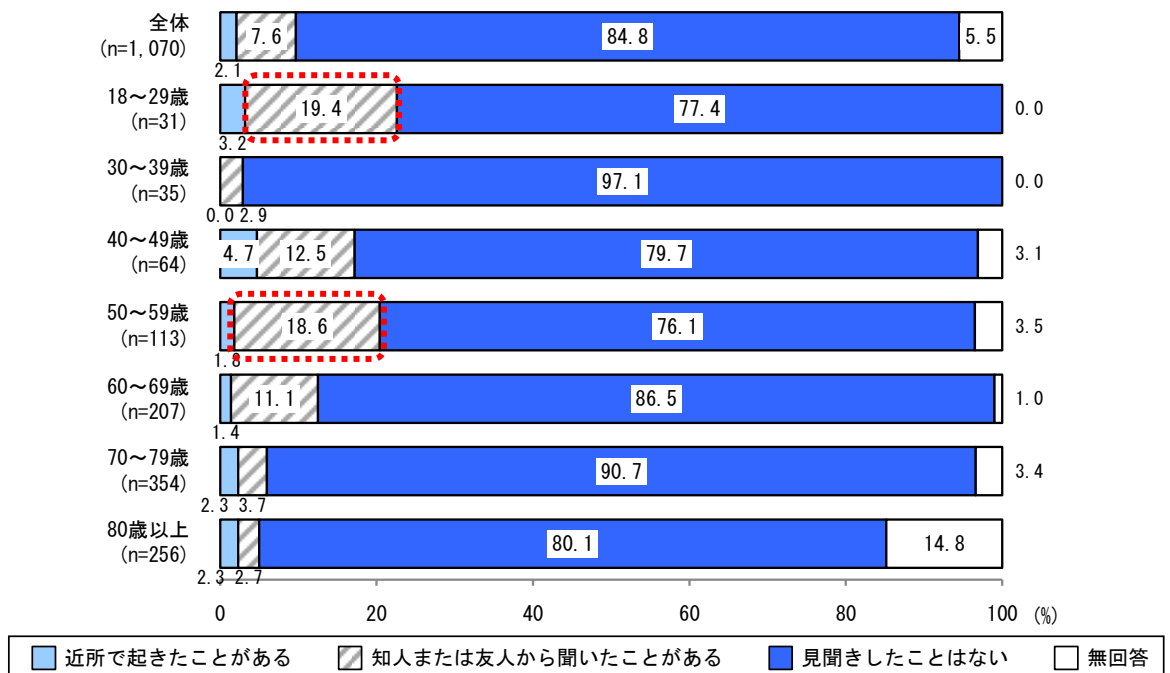
自身の周りのヤングケアラーと思われる子どもの有無は、「いない」が86.8%と8割以上を占めています。

年齢別でみると、50歳未満では「友人、知人にいる(いた)」がおよそ1割となっています。

	友人、知人 に い た	家族・親族 に い た	自分 が そ う で あ る	そ の 他	い な い	無 回 答
全 体 (n=1,070)	2.6	1.3	1.1	2.3	86.8	6.2
18～29歳 (n=31)	9.7	0.0	6.5	0.0	83.9	0.0
30～39歳 (n=35)	11.4	2.9	0.0	0.0	82.9	2.9
40～49歳 (n=64)	9.4	1.6	3.1	1.6	85.9	0.0
50～59歳 (n=113)	3.5	0.9	2.7	2.7	88.5	2.7
60～69歳 (n=207)	1.9	1.0	0.5	1.9	93.2	1.9
70～79歳 (n=354)	1.1	1.7	0.3	2.3	89.8	4.8
80歳以上 (n=256)	1.2	1.2	1.2	3.5	77.3	16.0

《児童虐待》

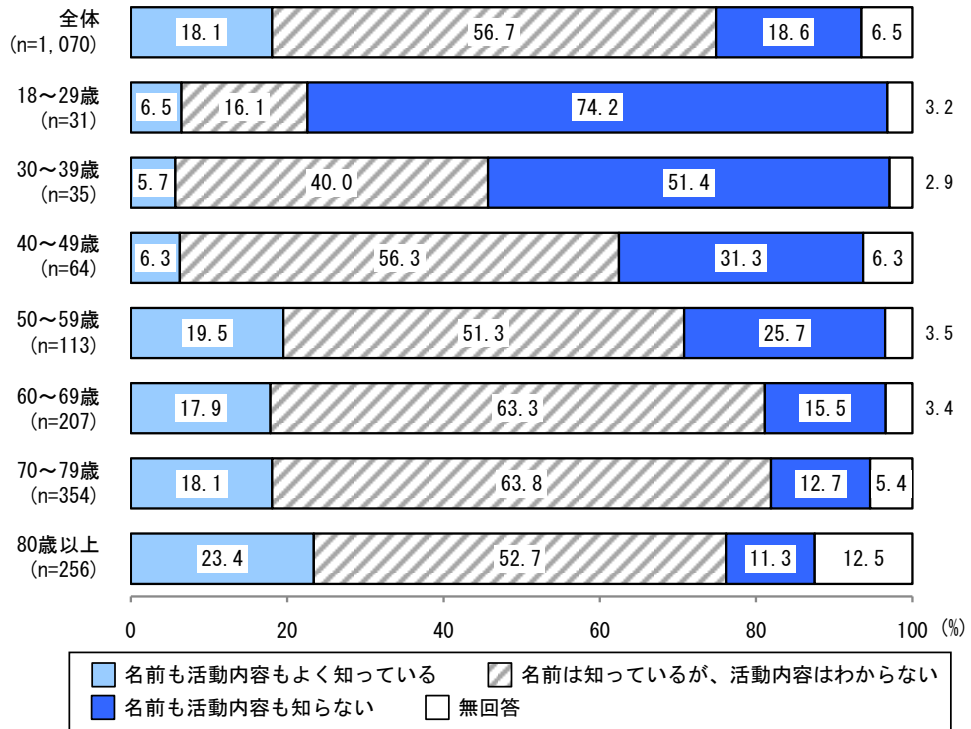
児童虐待を見聞きした経験について、「知人または友人から聞いたことがある」の割合は、「18歳～29歳」(19.4%)と「50歳～59歳」(18.6%)が他の年代と比べやや高くなっています。



(7)各主体の活動について

《豊能町社会福祉協議会の認知度》

豊能町社会福祉協議会の認知度は、「名前は知っているが、活動内容はわからない」が56.7%と最も高く、年代別では、年齢が低くなるにつれ「名前も活動内容も知らない」の割合は高くなっていきます。



《社会福祉協議会に期待すること(上位9位):複数回答3つまで》

社会福祉協議会に期待することは、「高齢者の介護や見守りなどの支援」が44.8%と最も高く、次いで「福祉に関する総合相談サービスの充実」(34.6%)、「地域福祉活動や住民参加の支援」(19.9%)の順となっています。

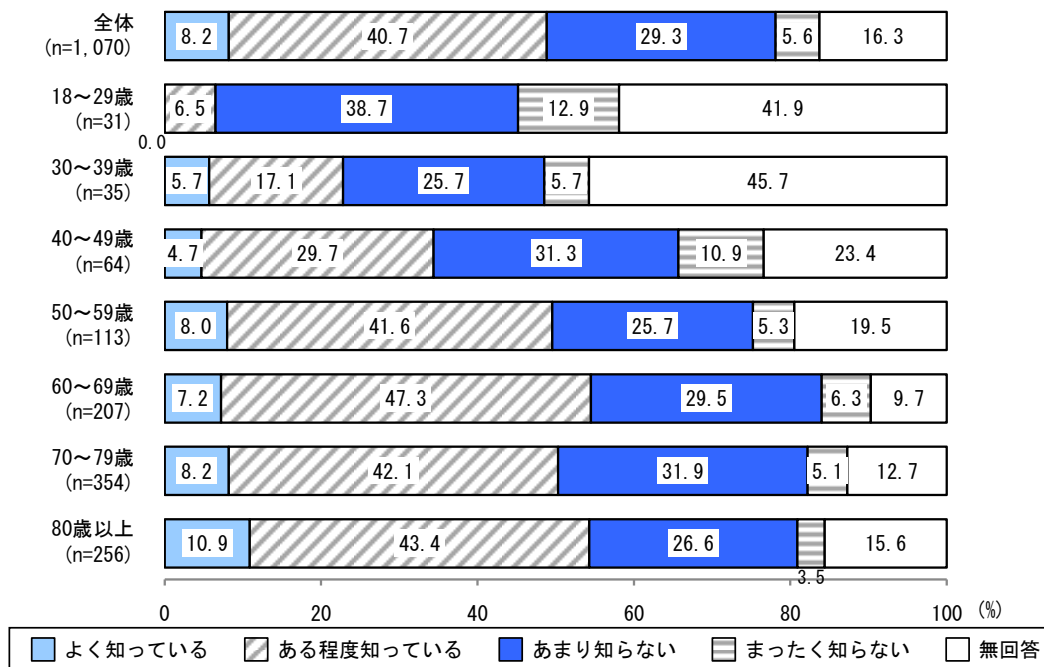
年代別では、30~49歳では「子育てに関する福祉サービスなどの支援」が高くなっています。

	高齢者の介護や見守り	福祉に関する総合相談	地域福祉活動や住民参加	介護サービス以外の在宅福祉	福祉に関する情報の発信	住民同士の助け合いの実現	福祉の企画・把握と実施	障害のある人の支援	子育てに関する福祉サービスなどの支援
全体 (n=801)	44.8	34.6	19.9	19.1	16.7	16.0	14.1	10.5	9.7
18~29歳 (n=7)	42.9	14.3	14.3	14.3	14.3	0.0	14.3	28.6	14.3
30~39歳 (n=16)	37.5	12.5	18.8	6.3	12.5	12.5	12.5	0.0	68.8
40~49歳 (n=40)	22.5	22.5	15.0	17.5	17.5	10.0	20.0	10.0	30.0
50~59歳 (n=80)	40.0	48.8	13.8	17.5	15.0	16.3	23.8	18.8	18.8
60~69歳 (n=168)	34.5	35.7	19.0	22.6	22.0	19.0	16.7	7.1	10.1
70~79歳 (n=290)	47.9	36.6	23.1	18.3	17.6	15.9	12.4	11.0	4.5
80歳以上 (n=195)	55.9	29.7	18.5	19.5	11.3	15.4	9.7	9.2	4.6

《民生委員・児童委員の認知度》

民生委員・児童委員の認知度は、「ある程度知っている」が40.7%となっています。

年代別でみると、「よく知っている」や「ある程度知っている」の割合は50歳以上で高くなっています。



《民生委員・児童委員に期待すること:複数回答3つまで》

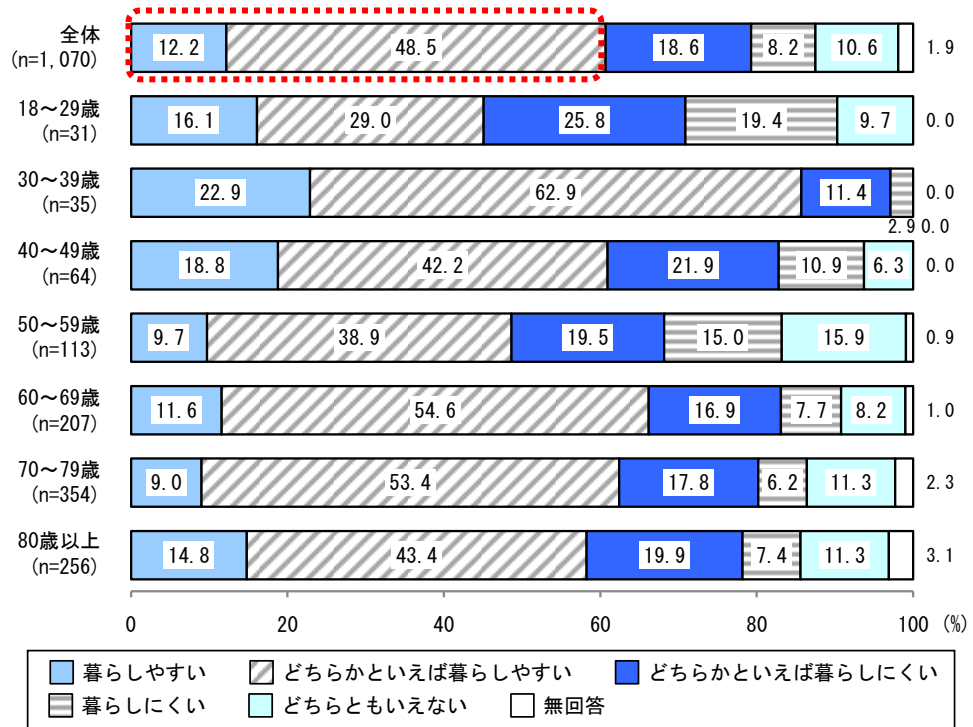
民生委員・児童委員に期待することは、すべての年代で「地域の子どもや一人暮らし高齢者などの見守り」の割合が最も高くなっています。

	高齢者などの子どもや一人暮らし	地域住民の福祉に関する	相談・ネットワークの調整	地域の福祉情報提供	要支援者の地域支援体制の構築	民生委員・児童委員の連携	自治会や地域の民生委員・児童委員の連携	社会福祉協議会の活動への協力	その他	特に期待することはない	無回答
全体 (n=523)	57.7	43.4	43.0	34.6	19.7	12.0	7.5	5.5	1.7	4.2	3.1
18~29歳 (n=2)	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30~39歳 (n=8)	62.5	25.0	50.0	12.5	12.5	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5
40~49歳 (n=22)	50.0	45.5	36.4	31.8	9.1	4.5	13.6	18.2	0.0	9.1	4.5
50~59歳 (n=56)	64.3	44.6	50.0	28.6	14.3	14.3	7.1	5.4	1.8	8.9	1.8
60~69歳 (n=113)	55.8	38.1	54.0	30.1	20.4	8.0	8.0	5.3	0.0	7.1	2.7
70~79歳 (n=178)	58.4	43.3	42.1	41.0	21.9	12.4	6.7	5.1	2.8	1.7	2.2
80歳以上 (n=139)	56.1	48.2	34.5	32.4	21.6	14.4	5.8	5.0	2.2	2.9	4.3

(8)福祉のまちづくりについて

「豊能町の暮らしやすさの評価」

豊能町の暮らしやすさの評価（「暮らしやすい」及び「どちらかといえば暮らしやすい」の割合）は、全体で60.7%となっています。



「福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと(上位8位):複数回答3つまで」

福祉のまちづくりのためには、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が42.1%と最も高く、次いで「福祉・保健サービスに関する情報提供を充実させる」(42.0%)、「多様なニーズに応えるようサービスの種類を増やす」(21.9%)の順となっています。

年代別でみると、18～39歳では、「多様なニーズに応えるようサービスの種類を増やす」が高くなっています。

	窓近口をな充実させ相談できる	さ関福増よ多す提福う地環パな地啓防	せせ社やう様供社体区境リ域場福発災	るる・るやうやなす・す・制や整ア場福をに	るる・るやうやなす・す・す・制や整ア場福をに	るる・るやうやなす・す・す・制や整ア場福をに	るる・るやうやなす・す・す・制や整ア場福をに	るる・るやうやなす・す・す・制や整ア場福をに	るる・るやうやなす・す・す・制や整ア場福をに
全体 (n=1,070)	42.1	42.0	21.9	17.6	15.9	13.6	11.9	11.1	
18～29歳 (n=31)	25.8	19.4	35.5	22.6	12.9	16.1	9.7	12.9	
30～39歳 (n=35)	25.7	22.9	40.0	11.4	17.1	20.0	5.7	11.4	
40～49歳 (n=64)	39.1	28.1	23.4	18.8	6.3	21.9	10.9	12.5	
50～59歳 (n=113)	43.4	41.6	29.2	18.6	10.6	13.3	8.8	16.8	
60～69歳 (n=207)	42.0	45.9	22.7	21.7	16.9	17.9	11.1	14.5	
70～79歳 (n=354)	46.9	45.5	18.9	16.1	18.4	11.3	14.1	9.9	
80歳以上 (n=256)	39.8	42.2	17.6	15.2	17.2	10.2	12.5	7.4	

3.関係団体アンケート調査からみる町の状況

地域活動などの活性化や地域住民を支えるネットワークの構築に向けて、地域福祉に関する現状や意見を把握し、町の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

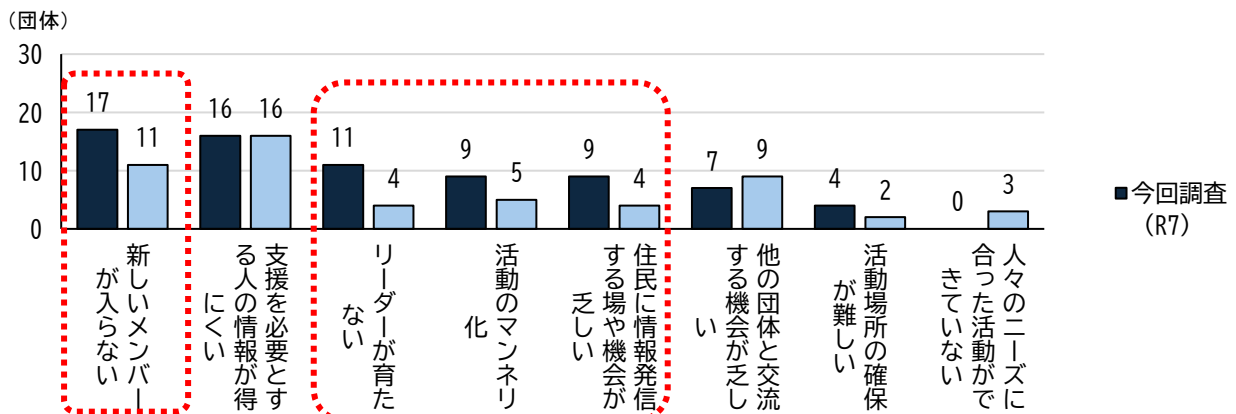
調査の概要

- 調査対象:町内の関係団体 27 団体(回答 27 団体)
- 調査方法:郵送配布・郵送回収
- 調査期間:令和7年(2025 年)8月

(1)団体での活動について

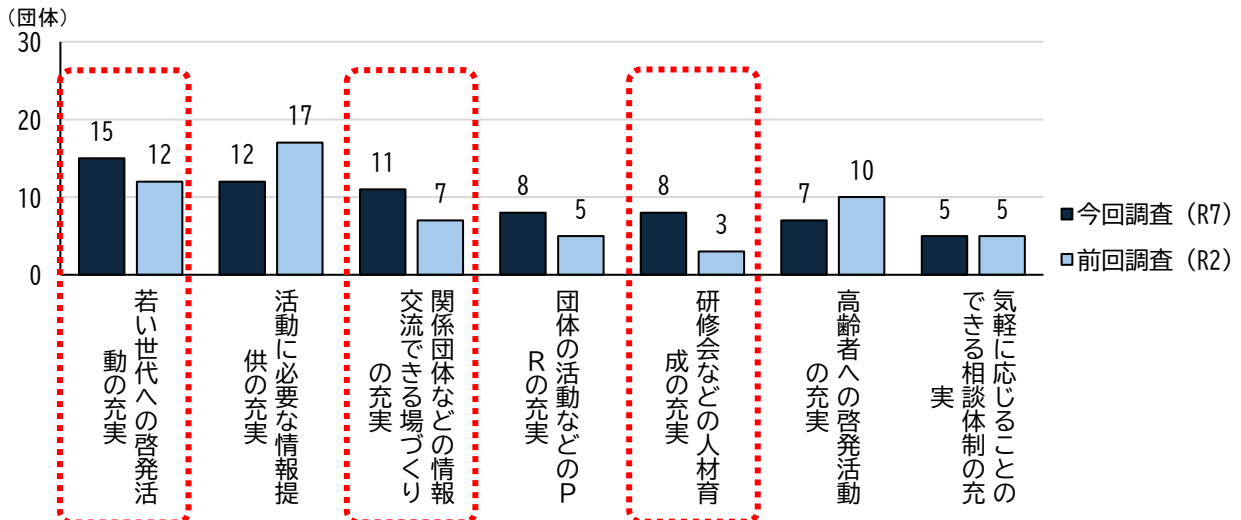
《活動する上で困っていること》

活動する上で困っていることでは、前回調査（R2調査）に比べて「新しいメンバーが入らない」「リーダーが育たない」「活動のマンネリ化」「住民に情報発信する場や機会が乏しい」の意見が増加しています。



《地域福祉を推進する上で、今後重要と思うこと》

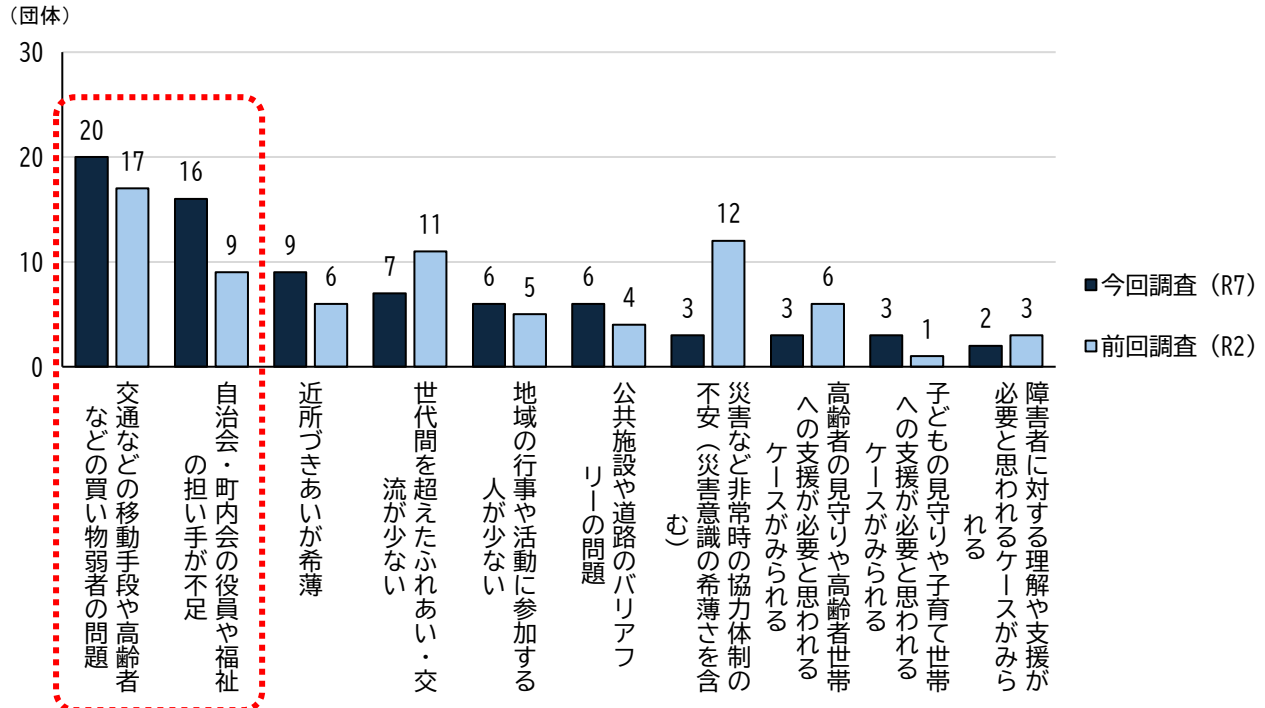
地域福祉を推進していく上で、今後重要と思うことでは、前回調査（R2 調査）に比べて「若い世代への啓発活動の充実」「関係団体などの情報交流できる場づくりの充実」「研修会などの人材育成の充実」の意見が増加しています。



(2)活動を通して見える地域の状況について

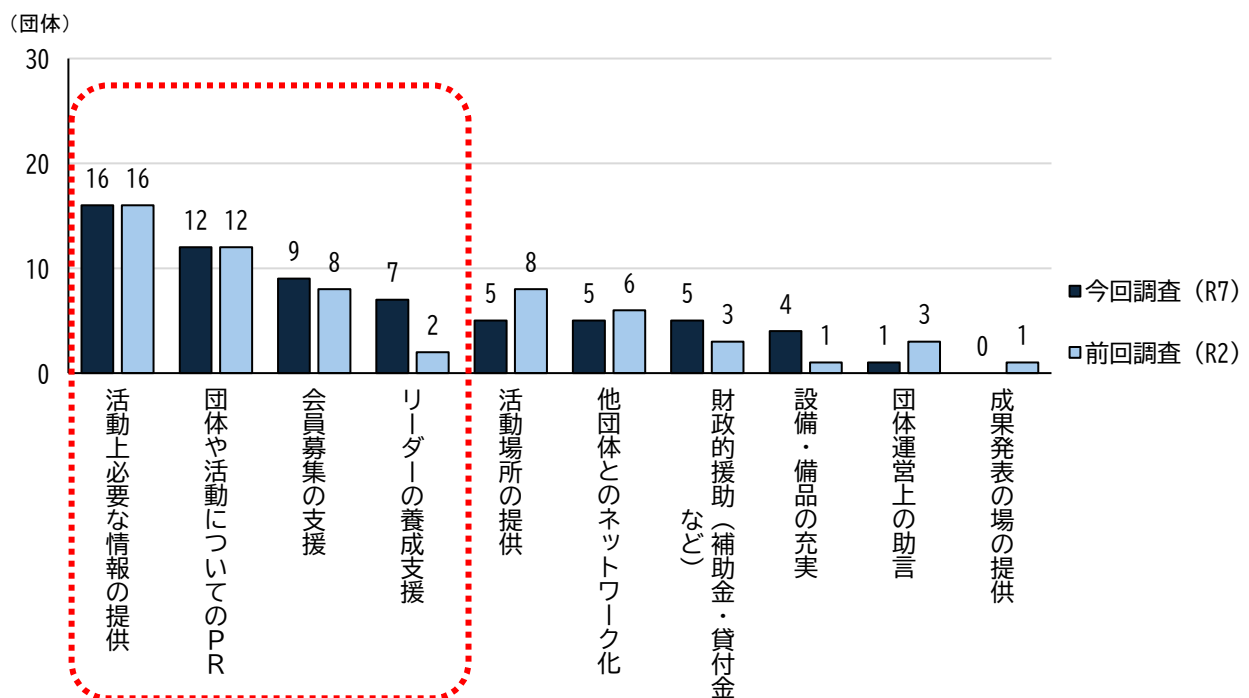
《活動する中で、地域で問題だと感じていること》

活動する中で、地域で問題だと感じていることでは、「交通などの移動手段や高齢者などの買い物弱者の問題」や「自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足」が多くなっています。



《今後、豊能町に望むこと》

今後、豊能町に望むことでは、「活動上必要な情報の提供」が最も多く、「団体や活動についてのPR」や「会員募集の支援」、「リーダー養成支援」が次いで多くなっています。



4.第4次計画の進捗状況

第4次計画の基本目標ごとに、取り組みの進捗状況について評価を行いました。

(1)みんなの顔が見える絆づくり

(コミュニティの活性化と交流促進、交流の場・拠点づくり)

減少傾向にあった自治会加入率は、一部地域では横ばいになっていますが、西地区では令和3年(2021年)時点に比べて6%減少している実情にあります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な地域の活動・交流が実施できず、地域のつながりを保つことが難しい環境となりました。しかしながら、近年は新しい活動の形を検討し、感染症対策を行いながら段階的に地域の人々との交流の機会を増やしています。

また、子育てをしている母親の孤立・育児不安の軽減・解消に向けて、子育て支援センター「すきっぷ」(西地区)とふたば園子育て支援いちごルーム(東地区)を拠点として、施設開放、あそびのひろばなどを通じた交流促進・相談支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症により停滞していた各種活動を再開している一方で、高齢化は年々進行しており、自治会活動や地域での交流活動などでの運営の負担が大きくなっています。地域のいきいき百歳体操は、特に東地区の参加者の高齢化が進んでおり、集うことが難しく解散したグループもあります。また、様々な活動がある中で、参加者の固定化や、年齢や性別での偏りが生じています。

団体アンケートにおいても、各種団体の課題の一つとして活動の担い手不足が挙げられており、一人ひとりの町民が積極的に活動に参加することが必要です。

■取り組みの評価

	平均点	十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した	どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した	成果はどちらともいえない	成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった	成果が全くなかった、または、取り組まなかった
		5	4	3	2	1
(1)コミュニティの活性化と交流促進	3.75	0	6	2	0	0
(2)交流の場・拠点づくり	3.80	0	4	1	0	0

(2)地域福祉を推進するまちづくり

(福祉意識の啓発と人材の発掘、ボランティアの育成と活動支援、地域主体の福祉活動の充実)

地域福祉活動に関して、広報紙やホームページを通じた情報発信を継続的に実施するとともに、新たな広報活動として、SNSを活用しています。また、地域学校協働活動推進員（学校支援コーディネーター）や、登録ボランティアグループの協力により、小中学校での福祉体験学習など、学校と地域の交流を図っています。

ボランティアセンターにおいて、相談や登録、連絡調整を継続し、ボランティア団体間の連携としてはボランティア連絡会の活動支援を行っています。また、生活支援体制の基盤強化を目指し、関係機関・団体との連携強化や地域福祉活動の推進に努めており、広報啓発・SNSなどを活用しています。

民間事業者（団体）の協力を得て、日頃の業務の中で気づいた高齢者の行動の異変などの情報を提供してもらう「高齢者見守りネットワーク事業」を実施しています。民生委員・児童委員、地区福祉委員やPTA、地域のボランティアなどの様々な主体が高齢者や子どもの見守り・声かけを継続して行っていますが、担い手不足と高齢化が共通の課題となっています。

■取り組みの評価

	平均点	十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した	どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した	成果はどちらともいえない	成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった	成果が全くなかった、または、取り組みがなかった
		5	4	3	2	1
(1)福祉意識の啓発と人材の発掘	3.50	0	3	3	0	0
(2)ボランティアの育成と活動支援	3.78	0	8	0	1	0
(3)地域主体の福祉活動の充実	3.63	0	5	3	0	0

(3)地域で助けあい支えあう環境づくり

(相談支援体制の整備、連携による総合的な支援体制づくり、高齢者・障害者・子育てなどに対する支援、権利擁護と自立支援、生活困窮者への支援)

令和7年（2025年）6月より、民間警備会社のノウハウを活用し、ひとり暮らし高齢者などに対し、緊急時の対応や日常の見守り、健康相談などを実施する「豊能町見守りサポート事業」を開始しました。

福祉の総合的なワンストップ相談窓口の福祉相談支援室において、各種相談活動に応じています。ワンストップ相談窓口として誰もが気軽に相談できるよう、引き続き周知を図るとともに、医療や福祉、障害など総合的に事情を抱えた住民の相談について関係機関と連携を強めていく必要があります。

地域の身近な相談窓口としては、民生委員児童委員やコミュニティソーシャルワーカーによる相談活動に加え、地域のサロンなどでも相談に対応し継続しています。また、地域包括支援センターや福祉相談支援室とコミュニティソーシャルワーカーが連携し、地域づくりの調整機能を担っています。

また、個別ケース会議などを開催し、問題解決及び家庭支援を行っており、福祉制度の狭間にある事例について、より円滑かつ適切に関係各機関で連携を図り解決に向けて取り組むことができる体制の構築を進めています。複雑化・専門化する地域課題に対応するため、日常的に連携は行われているものの、情報共有や協力体制が十分とはいえない部分もあります。また、地域の中での周知が不十分であり、SNSなどの活用による周知が必要です。

また、行政・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会が同じテーブルで話し合う場は重要なことから、連携を強化して様々な地域での福祉課題への対応を検討しています。あわせて、地域において、みんなが自分以外のことを考える気配りや思いやりの大切さを普及できるような地域福祉のネットワークの構築が必要です。

権利擁護連絡会を開催し、関係部局との連携や勉強会の実施などを行っていますが、実際の成年後見制度の申立ての場面で十分に連携しているとはいえず、今後、中核機関を置くかどうかも踏まえて、検討が必要です。

障害者の地域での生活の支援に向けて、おでかけくんを利用した外出支援サービスを提供していますが、高齢者支援と同じ枠組みで実施しているため、高齢者の増加に伴い、利用が抑制されることが懸念されています。

豊能町生活困窮者自立支援調整会議などにより関係機関とのネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や適切な支援の実施を図っています。今後は、支援につなげていない潜在的な生活困窮者を、どのように把握し、支援につなげていくかを検討する必要があります。

■取り組みの評価

	平均点	十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した	どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した	成果はどちらともいえない	成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった	成果が全くなかった、または、取り組みがなかった
		5	4	3	2	1
(1)相談支援体制の整備	3.67	0	8	4	0	0
(2)連携による総合的な支援体制づくり	3.72	1	12	4	1	0
(3)高齢者・障害者・子育てなどに対する支援	3.75	0	6	2	0	0
(4)権利擁護と自立支援	4.00	0	8	0	0	0
(5)生活困窮者への支援	3.83	0	5	1	0	0

(4)誰もが安心して暮らせる地域づくり

(防災と災害時の要支援対策、安全で快適な福祉環境づくり)

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を年次更新していますが、デジタル化し必要な支援についても共通認識できるような仕組みが必要です。また、避難支援など関係者（自治会・自主防災組織、民生委員児童委員協議会など）に対し、地域における避難支援体制の整備が進められておらず、その必要性を周知することが重要です。

令和7年度（2025年度）から、犯罪や消費生活被害から高齢者などを守るため、消費生活相談員を配置し、包括支援センターなどと連携し、消費生活被害防止の啓発活動を行っています。

令和6年（2024年）3月に「豊能町地域公共交通計画」を策定し、計画に基づいて、鉄道・バス・タクシーなど地域公共交通の維持確保改善により福祉における交通環境の向上を図りました。しかし、その一方で、少子高齢化の進展、運転士不足の深刻化により地域公共交通を取り巻く環境が悪化しており、改善が求められています。

■取り組みの評価

	平均点	十分に成果があり、計画策定時より状況が大きく改善した	どちらかといえば成果があり、計画策定時より状況が改善した	成果はどちらともいえない	成果があまりなかった、または、取り組みが不十分だった	成果が全くなかった、または、取り組まなかった
		5	4	3	2	1
(1)防災と災害時の要支援対策	3.44	0	4	5	0	0
(2)安全で快適な福祉環境づくり	3.00	0	1	5	1	0

5.豊能町の地域福祉を取り巻く課題の整理

(1)地域福祉の担い手の不足の深刻化

ひとり暮らし世帯や認知症高齢者の増加、児童や高齢者、障害者の見守りや支援、貧困や8050問題(9060問題)、ヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える人や世帯を支えるため、地域福祉の担い手の需要が高まることが予測されます。

本町においても、人口減少や高齢化により、様々な活動で担い手不足の課題が継続しており、より深刻化しています。特に地域福祉に関わる人が固定化しており、若者の活動への関心が少ないこと、活動を主体的に行う人への負担が大きく継続を困難とする事例も生じています。

アンケートでは、活動に「都合がつけば、参加・協力するようにしている」の回答が30歳以上ではおよそ半数を占めています。その一方で、「関心はあるが、参加する機会がない」との回答が、年齢に関わらず一定の割合で見受けられました。今後、地域住民の主体的な参加を図るためには、関心を持っている住民を参加につなげるための仕組みが重要となります。

本町では、新たにSNSなどで福祉活動に関する情報発信を行っていますが、十分に取り組みが認知されているとはいえ、一方的に発信するだけでなく、積極的に地域の活動に参加を促進する仕組みづくりが必要です。それと同時に、活動の負担が特定の人や年代に偏ることが無いように、地域福祉活動を担うリーダーとなる人材の育成や、活動団体への支援に取り組む必要があります。

(2)地域のつながり・相談体制の必要性

本町においても単身世帯が増加し、血縁によるつながりは希薄化していると推察されます。また、アンケートでは、近所の人とは「あいさつをする程度のつながり」と認識している割合が、30歳代ではおよそ5割、30歳未満、40歳代、50歳代では3割以上を占めています。地域の人とのつながりを持たず、課題を抱えた時に孤独・孤立してしまう可能性があります。

アンケートでは、困った時に相談先がない・相談できない人の割合は低くなっていますが、相談する対象として、40歳未満では、「町役場」よりも「インターネット」を相談先とする割合が高くなっており、福祉専門職や行政、民生委員・児童委員などの身近な窓口や人を回答した割合が低くなっています。

本町では、ワンストップ相談窓口を設置し、必要に応じて専門機関やサービスにつなぐことや、個別ケースの関係機関間での共有を行っていますが、町民に十分に知られているとはいえません。住民の抱える地域生活課題の多様化に対応するために、関係機関で情報共有や、支援方法の検討を進めるとともに、当事者に必要な情報や支援が届くように、住民と関係機関、行政との間で共有を図る必要があります。

(3)安全・安心のまちづくりの推進

近年の自然災害の多発により、防災に対する関心度は高まっています。アンケートによると、地域づくりを進めていく上で必要な取り組みとして「災害や防災対策」の回答が5割以上で最も高くなっていました。その一方で、自主防災組織は高齢化が進み、活発な活動が困難であり、地域における避難支援体制や、緊急連絡体制が十分に整っていません。

また、同アンケートでは、災害時に一人で避難できない割合が80歳以上の人で3割以上となっており、**今後高齢化が進むことで、避難行動要支援者の情報共有や、適切な避難支援のための体制づくりの必要性が高まります。** 自主防災組織や民生委員などの避難支援など関係者と協議、連携し、災害時の迅速な避難支援につなげることができる体制が求められています。

地域防災訓練などに対する意識を高めることや、高齢者や障害者、妊婦・乳幼児、子どもなど、災害時に支援や配慮を必要とする人との交流や見守り体制を強化し、いざという時に対応ができるよう近隣住民同士が「顔のみえる」関係性を構築しておくことが重要です。地域での主体的な活動を促すため、地域と行政の役割分担や必要な情報共有の方法などについて検討が必要です。

Ⅱ 地域福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1.地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、こうした生活上の課題や不安を、地域住民、事業所、社会福祉協議会や行政などが連携して解決し、「誰もが安心して、自分らしい生活を続けられる地域社会」をつくるための計画です。

地域福祉の推進には、行政による福祉サービスの提供はもちろん、地域に住むすべての人の参加と支えあいが必要です。

自分自身や家族でできることは自ら行う「自助」、自分だけでは解決できないことは近隣住民等の助け合いで解決する「互助」、介護保険制度など制度化された相互扶助で解決する「共助」、行政や社会福祉協議会などが行うサービスを活用して解決を図る「公助」を重層的に組み合わせていくことで一人では解決できない課題を解消し、より暮らしやすい地域社会の実現が可能になります。

豊能町に住む誰もが取り残されない地域共生社会の実現に向けて、
皆さん一人ひとりの参加と協力が必要です。



2.計画策定の背景と趣旨

本格的な少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会環境は大きく変化し、これに伴い、個人や世帯が抱える課題も複雑化・多様化しています。世帯の小規模化が進むとともに、多様なライフスタイルが広がる中、地域コミュニティの希薄化は、社会からの孤立や支援が届かないといった問題、さらには地域機能の低下を招いており、このままでは、福祉サービスをはじめとした、まちの機能を維持することが困難になることが考えられます。

また、これまで、我が国においては、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉を中心に制度化が進み、それぞれの分野で専門的な支援が提供されてきました。しかし、近年顕在化した課題は、非正規雇用などの増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校やダブルケアやヤングケアラー、引きこもりの長期化による8050問題（9060問題）など、制度の複雑化や既存の行政サービスの狭間にあたる問題など、従来そのままの縦割りによる制度では十分に対応しきれないケースが増えています。

このような社会情勢を受け、これからのまちづくりには、住民と行政がそれぞれの役割を担いながら取り組みを推進していくことが必要不可欠となっています。そのためには、年齢や性別、国籍や特性、経済的な状況によらず、誰もが自らの望む形で、まちづくりに参画できる仕組みや環境が必要です。

国においては、一人ひとりが生きがいをもって、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制を構築することを目的に、重層的支援体制整備事業を推進しています。

本町においても、これまで地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成17年（2005年）3月の「豊能町地域福祉計画」、平成18年（2006年）3月の「豊能町地域福祉活動計画」策定以降、定期的に計画の見直しを行ってきました。令和3年（2021年）3月には、「第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画・第2次豊能町自殺対策計画」を一体的に策定し、「地域のつながりでつくる安心して暮らせるまち・とよの」を基本理念に掲げて、様々な施策や事業を展開してきているところです。

本計画は、「第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画・第2次豊能町自殺対策計画」が令和7年度（2025年度）で終了することから、国や社会の動向を踏まえ、地域における福祉課題を再度整理し、住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政などが協力して課題解決に取り組むことを目指し、住民のニーズなどを踏まえつつ、さらなる地域福祉の推進を目指して策定するものです。

3.基本理念

本町では、これまで、地域共生社会の実現を目指し、人と人とのつながり、人と地域とのつながり、地域の関係団体同士のつながりの強化が大切であるという考えのもと、「地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの」を基本理念として計画を推進してきました。この理念には、地域に住む人々を主人公として、自治組織、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政が協働して、すべての人が地域の中でかかわりあって、自分らしく、安心して、みんなと一緒に暮らすことができる地域をめざしたいという想いが込められています。

第5次計画の策定にあたり、住民アンケート調査や関係団体アンケート調査、地区別懇談会を実施し、町に住む人々の思いを改めてお聞きし「つながり」をより強固に、広めていくことが大切であると認識し、第4次計画から基本理念を引き継ぎ、地域全体でのまちづくりを推進します。

地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの



4.基本目標

計画の基本理念の「地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの」の実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ施策を推進していきます。

基本目標1 地域のつながりを育む基盤づくり

地域を構成し、地域を支えるのは、そこに住む住民一人ひとりです。住民同士がお互いを思いやり、良好なつながりを育むことで、地域で発生する様々な課題の予防・発見・解決にも共同で取り組んでいくことができます。

本町は、自治会活動・ボランティア活動が長年続いており、住民間での支えあいが根付いています。その一方で、高齢化率が上昇し地域内で居住地が分散するなど、コミュニティ機能の維持が課題となっています。

人と人との交流を通じた住民同士のつながり、顔の見える関係づくりを、地域や世代を超えて構築することに向けて、そのきっかけとなる場所や機会の創出に取り組みます。

基本目標2 地域福祉を支える人づくり

本町は、自治会や民生委員・児童委員、地区福祉委員による見守り活動や、豊かな自然に囲まれた中での自然環境の保全活動、多様な趣味・特技を活かした地域活動など、様々な地域活動が伝統的に続いています。その一方で、活動を長年支えてきた人材の高齢化と担い手不足の現状を抱えています。

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っており、地域福祉の推進にあたっては、持続的に活動を推進し、多様な地域活動を展開していくための人材の確保と育成が不可欠です。

誰もが地域の一員として「何かをしよう・してみよう」と感じられる意識の醸成と、多世代の地域住民が自身のライフスタイルや特技・特性に合わせて気軽に参加できるきっかけづくりにより、新たな地域福祉の担い手や、活動の中心的な役割を担うリーダーの確保・育成を図ります。

基本目標3 誰もが取り残されない支援体制づくり

全国的に、家庭や地域が抱える問題は複雑化・多様化しており、これまでの見守り活動や公的制度の支援の網ではすくいきれない人も増加し、社会的な孤立も問題となっています。本町においても、町内の地域によって、高齢化率が高く、移動手段の確保を課題とする自然環境・農業の豊かな地域や、移住者及び核家族世帯が多く、地域との結びつきが比較的希薄である新興住宅地域など、住む場所によっても住民の年齢層や世帯構成の特徴、生活機能の課題、当事者を取り巻く環境やライフスタイルが多様化しています。

住む場所や立場や抱える課題に関わらず、だれもが互いに支えあって、安心して暮らせるよう、身近な地域で誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、地域福祉に関わる機関の連携を強化し、地域福祉のネットワークの構築を目指すとともに、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援体制を整備し、誰もが取り残されない社会の実現を目指します。

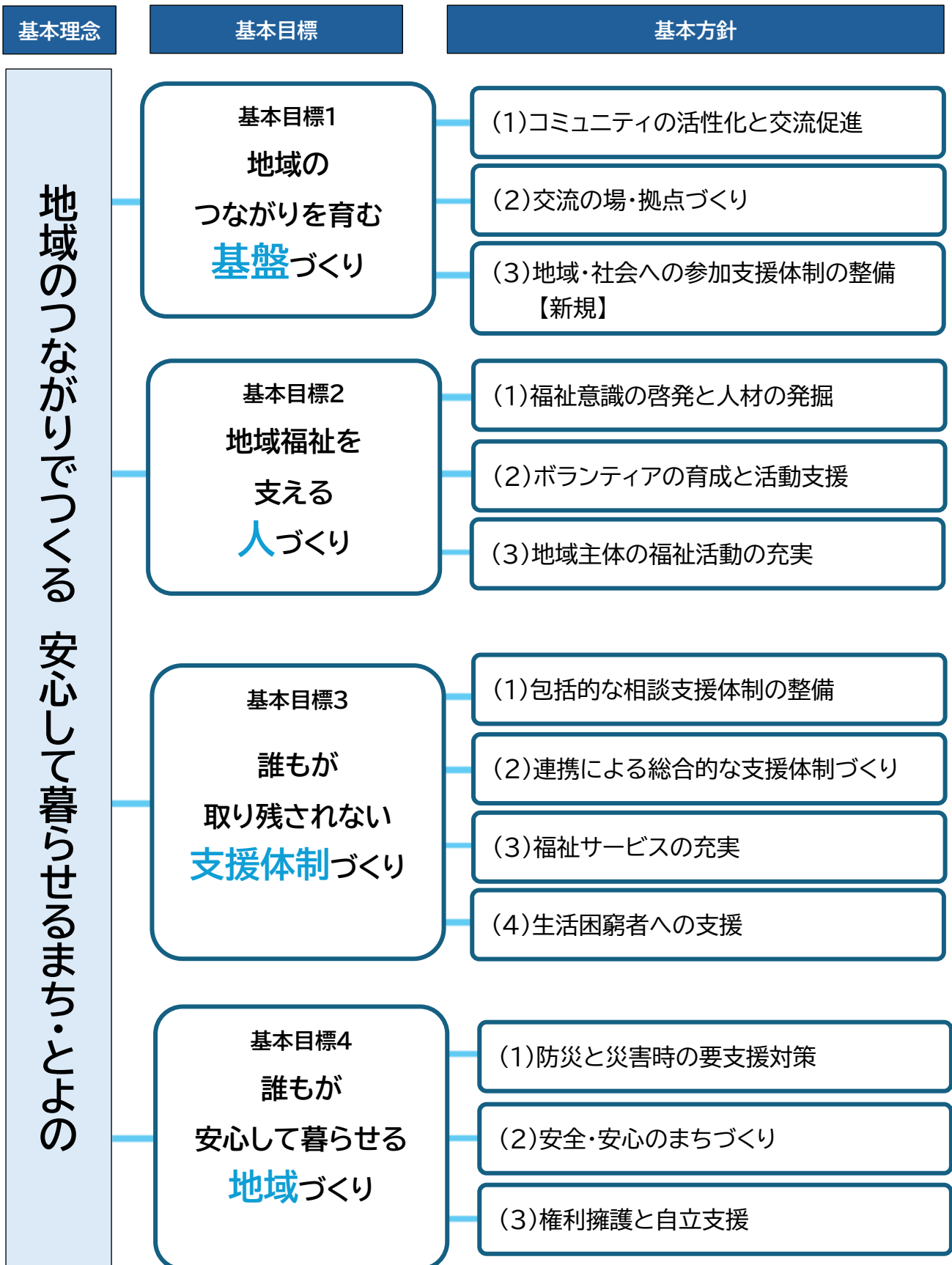
基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

本町は豊かな自然環境を持つ一方で、山間部に位置するため、集中豪雨や台風時における土砂災害や水害の被害を受ける可能性があります。また、災害発生時に、道路の寸断による地域の孤立が発生する可能性もあり、日頃から地域内と地域間での連携や備えを進める必要があります。

年齢や障害、経済状況などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、生涯を通じて安全・安心に暮らせるよう、各関係機関の連携により、防犯・防災体制を充実するとともに、顔見知りの関係構築に向け、誰もが外出や社会参加しやすいまちの実現に努めます。

また、本町においても、高齢化や知的障害・精神障害のある人が増加している現状があり、判断能力が低下した場合に、消費者被害や虐待から当事者を守る権利擁護を推進することが必要となっています。住民一人ひとりが普段の暮らしの中で犯罪や交通事故などの被害にあうことがない環境づくりを推進します。

5.施策の体系



第2章 目標達成に向けた取り組みの推進

基本目標1. 地域のつながりを育む基盤づくり

(1)コミュニティの活性化と交流促進

地域住民やボランティア団体、NPO法人、企業、社会福祉協議会、行政など、豊能町における多様な主体が地域福祉活動に取り組むことができる環境や連携できる体制が必要です。

地域で活動する団体やコミュニティ活動の活性化を支援するとともに、連携の取り組みを支援します。

自助	自分たちで できること	<ul style="list-style-type: none">● 散歩や通勤・通学の際に、性別や年齢などに関係なく、あいさつや声かけを積極的に行いましょう。● ひとり暮らし高齢者などの話し相手になりましょう。● 回覧などの連絡事項は、できるだけ手渡しとし、顔を合わせる機会を増やしましょう。● となり近所で困っていたら助けあいましょう。
互助 共助	地域で できること	<ul style="list-style-type: none">● 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。● 学校の授業や行事などに協力するなど、同じ地域住民として少しでも地域に貢献できるように心がけましょう。● 地域の行事やイベントに協力し、地域住民同士が顔見知りとなることや、地域に関心を持つきっかけをつくりましょう。● 地域で自治会業務を整理し、高齢者の負担軽減を図るなどして自治会の加入者の減少を防ぐように努めましょう。
公助	行政が できること	<p><u>自治会加入率の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 有事の際の自治会での共助の重要性などを周知するとともに、地域課題を明らかにし、自治会活動を活性化させる方策を検討します。

(2)交流の場・拠点づくり

近所づきあいなどの住民同士のつながりの希薄化が進んでいます。不登校やひきこもり、悩みを抱える人や支援を必要とする人が地域で孤立することがないように、行事やイベント、サロンなど、世代や特性を問わず、誰もが交流できる場や機会、居場所づくりを行います。

<p>自助</p>	<p>自分たちで できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。 ● 地域の行事やつどいの場に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。
<p>互助 共助</p>	<p>地域で できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるように努めましょう。 ● 地域のサークルや団体は、積極的に交流を図りましょう。 ● 地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
<p>公助</p>	<p>行政が できること</p>	<p><u>地域の交流の場の創出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が主体となり、自治会館や公民館などで行っている介護予防活動が、全地域で実施できる取り組みとなるよう、引き続き推進していきます。 ● 地域における既存施設の空スペースなどの情報収集に努め、身近な場所で気軽に交流できる場づくりを支援します。 <p><u>地域での障害者の交流</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな交流の形を実践し、定期的・継続的な交流活動を行います。 <p><u>子育て中の親同士の交流</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域で多様なつながりをもちながら安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。 ● 子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園と連携し、地域の交流の場の充実を進めます。

(3)地域・社会への参加支援体制の整備【新規】

地域活動に参加するきっかけづくりや、地域活動の担い手となる人と活動を結び付けるコーディネーター機能を充実させ、地域で活躍できる人が増える環境・体制づくりに取り組みます。

<p>自助</p>	<p>自分たちで できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種広報やホームページなどを利用して、行政からの広報や自治会などからのお知らせに目を通し、自分の関われそうな活動を探す時間をつくりましょう。 ● 地域活動への参加をためらう人が参加しやすいように、活動の内容や楽しさを周りの人に伝えましょう。
<p>互助 共助</p>	<p>地域で できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるように努めましょう。 ● 活動の内容や参加の方法を「見える化」し、誰もが安心して活動を引き継いだり、新たに参加できる仕組みを導入しましょう。
<p>公助</p>	<p>行政が できること</p>	<p>福祉情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙や町ホームページを活用し、福祉サービスに関する情報を積極的に掲載するとともに、関係団体の活動のPRに努めます。 ● 地域の団体もホームページ発信できるように取り組みます。 ● SNSの活用を工夫し、登録者を増やすとともに、広く住民に情報を届けます。 <p>地域と学校の交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校支援コーディネーターを中心に、地域のボランティアの協力を得て社会福祉に貢献できるような体制づくりを進めていきます。 <p>地域活動への参加の仕組みづくり【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 転入者や新成人など、新たに地域活動に参加し得る住民へ、地域の交流活動の概要などの情報を提供し、参加のきっかけを作ります。 <p>地域活動と人材の橋渡し【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町内における施設など活動の場や活動団体が連携・協力できること、共有できる知識・ノウハウ・人材などの地域における資源などを適切に把握し、活動団体や住民と共有できる仕組みを検討します。

基本目標2. 地域福祉を支える人づくり



(1)福祉意識の啓発と人材の発掘

豊能町に住む一人ひとりが互いを尊重するとともに、連帯感を持って主体的により良い地域をつくっていく意識を高めるよう、福祉や共生社会に関する啓発を行います。

また、園・学校、地域の福祉施設や活動団体と連携し、幼い頃から福祉に関わる機会の提供と、福祉意識の醸成を図ります。

<p>自助</p>	<p>自分たちで できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）を実践するように努めましょう。 ● 高齢者や障害者への理解を深めましょう。 ● 家族で地域の福祉活動に参加しましょう。 ● 一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。 ● 地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して、福祉の知識を身につけましょう。 ● 福祉やボランティアの情報を家族・友人・知人と話題にして情報をシェアしてみましょう。
<p>互助 共助</p>	<p>地域で できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉活動へ参加する仲間づくりを進めましょう。 ● 地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。
<p>公助</p>	<p>行政が できること</p>	<p>福祉意識を高める広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページを通して、地域福祉について情報発信を行います。 ● 第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画に基づく地域福祉を積極的に推進します。 <p>学校における福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉教育を推進・継続していくため、福祉関係のボランティアなどによる福祉体験を中心としたさらなる学習機会を設けます。

(2) ボランティアの育成と活動支援

地域福祉活動を推進するために、地域における各種ボランティア活動を支援するとともに、活動を担うリーダーの育成を支援します。

また、地域に住む人々がボランティアの活動を知り、関心を高めるよう、各種講座を実施します。

自助	自分たちで できること	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアやNPOの活動に関心を持ちましょう。 ● 行政、社会福祉協議会などが開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。 ● 各種講座や研修を修了した後は、得た知識などを活動に活かしましょう。
互助 共助	地域で できること	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。 ● 今までに培った知識や経験を後進に伝え、次代のリーダーを育成しましょう。 ● 活動で困った時や迷ったときは、他のボランティア団体に相談や質問をして助けあいましょう。
公助	行政が できること	<p><u>養成講座の実施によるマンパワーの確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの育成は、社会福祉協議会に担ってもらい、町（行政）としては活動しやすい環境整備に努めます。 <p><u>ボランティアが活動しやすい仕組みづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページを活用し、ボランティア活動に関する記事掲載を積極的に行います。 ● 社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの機能の充実に努めます。 <p><u>ボランティア・NPO団体への活動支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援コーディネーターを適切に配置し、地域の資源とニーズのマッチングを適切に行い、活動の活性化を目指します。

(3)地域主体の福祉活動の充実

地域の人々やボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会、企業、行政などが地域福祉活動に取り組むことができる環境の整備を行うとともに、多様な主体が連携し、相乗的な効果をもたらすことができるよう支援します。

自助	自分たちで できること	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分ができることからボランティア活動をはじめましょう。 ● 資格を持っている人は、専門性を生かして積極的に活動しましょう。 ● 地区別懇談会に積極的に参加しましょう。 ● 地域のつどいの場に参加するときは、手伝いや片付けなど小さな運営役を担ってみましょう。
互助 共助	地域で できること	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。 ● 今までに培った知識や経験を後進に伝え、次代のリーダーを育成しましょう。【再掲】 ● 地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。 ● 地区別懇談会など地域住民の生の声を聞ける場で、地域の生活課題を明らかにしましょう ● 活動の成果（参加者の声や活動の実績）を可視化できるようにまとめ、定期的に振り返るなど、継続的な活動を目指しましょう。
公助	行政が できること	<p><u>見守り・声かけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在行われている地域の方々の日常の見守り活動の推進、充実を図り、見守りの目を細かくさらに広げていくとともに、民生委員・児童委員は、個別相談に応じながら迅速に関係機関につながります。 ● より多くの担い手や関係事業者を確保し、無理なく継続的に実施できる体制を目指します。 <p><u>子どもの登下校時の安全見守り</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● P T Aや地域のボランティア、警察と連携し、小中学校の登下校時の見守りを行い、安全・安心の確保に努めます。 ● 行政の青色回転灯搭載車（青パト）でのパトロールを行い、通学路の安全確保に努めます。

基本目標3. 誰もが取り残されない支援体制づくり

(1) 包括的な相談支援体制の整備

複雑化・多様化した地域課題や支援ニーズに対応するために、分野を問わず福祉相談支援室で受け止め、必要な支援や専門機関につなぐなど、包括的に支援を進める体制を充実します。

<p>自助</p>	<p>自分たちで できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 問題を家族・個人だけで抱え込まず、積極的に相談しましょう。また、近隣で気になることがあれば、相談窓口ご連絡してみましよう。 ● 広報紙や回覧板などをよく読み、関心を持って情報を得るようにしましょう。 ● 地域の相談窓口や連絡先の一覧を家庭内で共有し、いざという時にすぐ連絡できるようにしましょう。
<p>互助 共助</p>	<p>地域で できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。 ● 地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員などとの連携を深めましょう。 ● 事業所は、地域にある身近な相談窓口として、地域と連携して相談業務に取り組みましょう。
<p>公助</p>	<p>行政が できること</p>	<p>相談窓口の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉の総合的ワンストップ相談窓口である福祉相談支援室のさらなる周知を図り、誰もが気軽に相談できる窓口として相談活動を展開していきます。 ● 医療や福祉、障害など複合的に事情を抱えた住民の相談について、関係機関と連携を強めていけるよう取り組みます。 ● 身近な地域で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターの専門職が地域に出向き、相談活動を展開していきます。 <p>身近な相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員とコミュニティソーシャルワーカーが連携し、身近な相談窓口として周知します。 ● 民生委員・児童委員については、日常活動上、担当地区とのさらなる信頼関係の構築に努めます。 <p>相談・支援機能の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関で連携強化や情報共有を図り、相談・支援機能のさらなる強化を図ります。 ● 複合的な事情を抱えた高齢者などからの相談については、法律の専門家や、関係機関、関係部局と情報共有し相互協力して対応します。 ● 民生委員や地区福祉委員との連携を図るなど幅広く対応できるよう体制づくりを推進します。

地域力の体制強化

- コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターや福祉相談支援室が連携し、地域づくりの調整機能を担っていきます。
- 複合化・専門化する地域課題について、関係機関の更なる連携を図り、地域づくりの調整機能の強化に努めます。



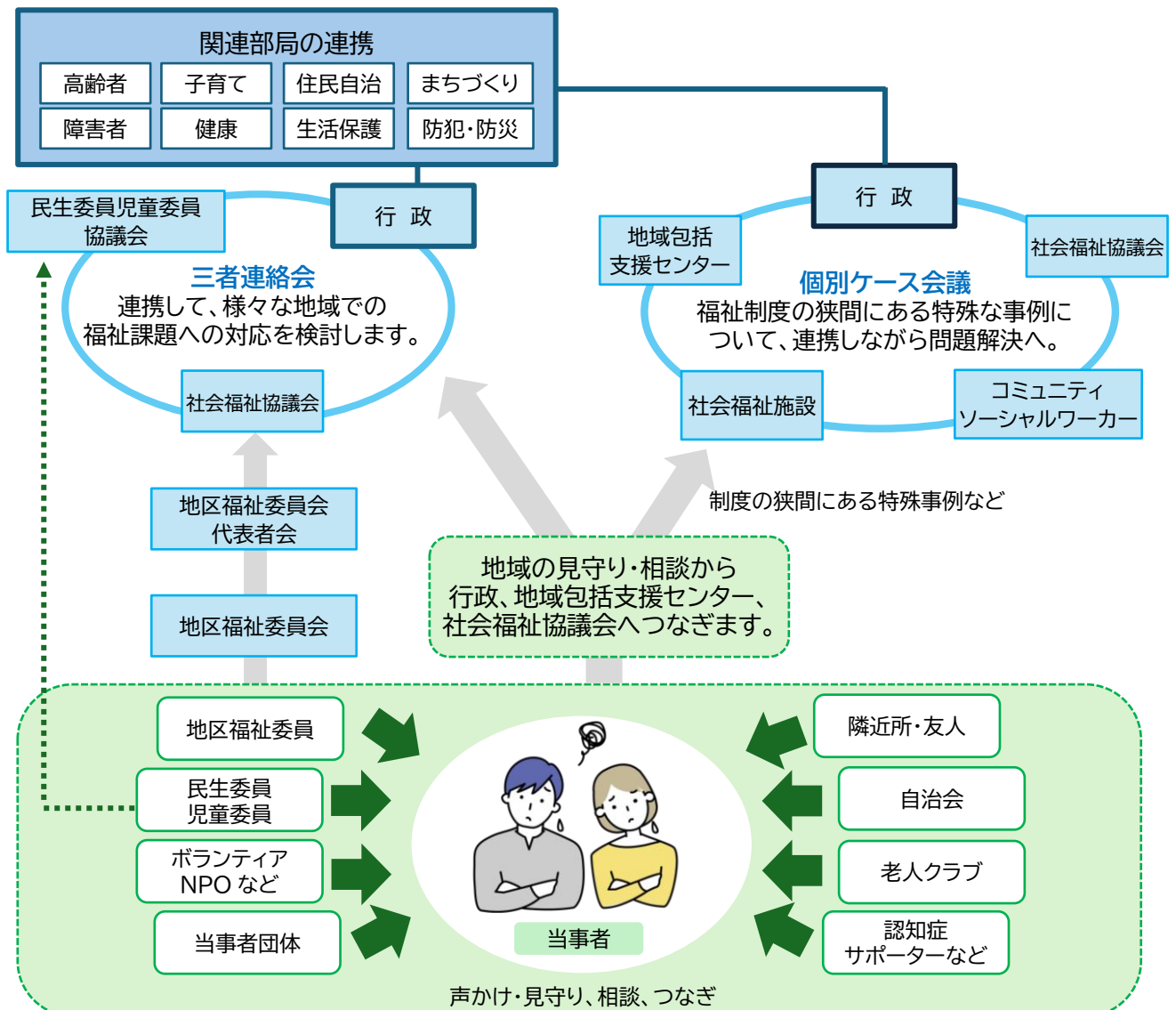
(2)連携による総合的な支援体制づくり

困りごとを抱えるあらゆる対象者への対応や、制度の狭間にある生活課題に対応するため、行政だけでなく、地域における多様な団体や社会資源など、関係機関の連携強化を図ります。

自助	自分たちでできること	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識しましょう。 ● 日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。
互助 共助	地域でできること	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活課題を関係機関と共有し、ネットワークの充実を図りましょう。 ● 異変や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。
公助	行政ができること	<p><u>民生委員・児童委員、地区福祉委員の活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員などと日常的に連携を図り、各種相談に迅速に対応していきます。 ● 民生委員・児童委員は、個別相談に対応しながら迅速に専門機関につながります。また、地区福祉委員は、日頃から築いてきた地域のつながりを途切れさせないよう継続して活動を行っていきます。 <p><u>地区福祉委員会・地区福祉委員会代表者会議の参画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供・意見交換を通して福祉課題の発見や把握に向けた話し合いを継続します。 <p><u>個別ケース会議の開催など</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関による更なる連携を図り、問題解決及び家庭支援に努めます。 ● 福祉制度の狭間にある事例について、より円滑かつ適切に関係各機関で連携を図り解決に向けて取り組むことができる体制の構築に努めます。 ● インフォーマルな資源も必要であるため、社会資源を適切に創出し、地域住民のニーズに合わせたマッチングを行うとともに、より円滑かつ適切に関係機関で連携を図り、解決に向けて取り組むことができる体制の構築に努めます。 <p><u>三者連絡会の参画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員協議会・行政・社会福祉協議会が同じテーブルで話し合う場を継続し、連携を強化して様々な地域での福祉課題への対応を検討します。 ● 定期開催を継続しつつ、意見を出しやすく、より充実した情報交換・共有ができる場にしていくよう努めます。

公助	行政が できること	<p>豊能町認知症高齢者等SOSネットワーク事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症高齢者などが行方不明になった場合に、地域の方々の支援を得て早期に発見、生命・身体の安全を確保し、その家族などへの支援を進めるため、引き続き地域住民や関係機関との連携を強化し、事業を推進していきます。また、必要時に登録、利用できるような関係機関や住民に周知を行います。 ● 地域包括支援センターが模擬訓練の計画的な実施を継続し、社会福祉協議会一斉メールシステムを引き続き活用して情報伝達を確実にを行います。 <p>民間事業者と連携したセーフティネット</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者も増えることから、民間事業者と連携・協力しながら、引き続き高齢者見守りネットワーク事業・豊能町見守りサポート事業を推進し、地域の高齢者の見守りや支援を行っていきます。 ● より多くの、地域の団体や協力事業者を確保するとともに継続して連携できる仕組みづくりを検討します。

豊能町の地域福祉ネットワークイメージ図



(3)福祉サービスの充実

高齢者や障害者、子どもやその保護者など、誰もが安心して地域で暮らすことができるよう、福祉サービスを充実するとともに、見守りや手助けなど、地域全体で支えあう環境づくりを進めます。

<p>自助</p>	<p>自分たちで できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。 ● アンケート調査などには、関心を持って積極的に回答し、自身の状況や考え、地域の意向を示しましょう。 ● 介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度などの福祉サービスの概要を学んでいきましょう。
<p>互助 共助</p>	<p>地域で できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で活動する組織や団体の連携強化・情報の共有化を図りましょう。 ● サービス提供事業者や福祉施設は、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。
<p>公助</p>	<p>行政が できること</p>	<p><u>「豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく支援の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単身または夫婦のみの高齢者世帯など支援を必要とする高齢者の増加に伴い、通いの場などの地域で気軽に集まれる場所の創出、見守り・安否確認、買い物・調理・掃除などの家事支援などの生活支援の必要性が増加していることから、「自立支援・重度化防止」を主眼に置いた総合事業の活用や、生活支援体制整備事業などとの連携による多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支えあいの体制づくりにより、効果的・効率的な取り組みを推進し、更なる地域包括ケアシステムの深化を目指します。 ● 住み慣れた地域で支えあいながら自分らしく暮らせるまちを目指し、介護サービスのみならず医療や生活支援、通いの場、その他の地域資源も活用しながら、相互に支えあえる地域づくりを推進します。 <p><u>「豊能町障害者計画」「豊能町障害福祉計画・豊能町障害児福祉計画」に基づく支援の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年（2024年）3月に「第5期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、引き続き障害者の自立と社会参加を支援するため、各種の事業を実施していきます。 <p><u>「豊能町子ども・子育て支援事業計画」に基づく支援の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）を計画期間とする「第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めるとともに、豊能町の子どもとその保護者が豊能町で幸せに暮らし続けていくための環境づくりを継続的かつ積極的に展開します。

(4)生活困窮者への支援

収入や住まい、病気などの様々な課題を抱え、生活に困窮している人の課題解決に向けて、相談から解決まで包括的な支援を図ります。

また、自ら相談につながるができない世帯などを早期に把握するために、支援に関する周知やアウトリーチ支援に努めます。

自助	自分たちでできること	<ul style="list-style-type: none"> ● 適度な距離感を保ちつつ、隣近所に関心を持ちましょう。 ● 公的施設を利用した相談など、身近なところで気軽に相談ができる窓口を活用しましょう。
互助 共助	地域でできること	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が必要な人を地域で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。 ● 地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員などとの連携を深めましょう。 ● 気軽に集まれるサロン活動を普及し、相談できる信頼関係を築きましょう。 ● 地域の企業・事業者は、生活困窮者の「就労体験」や「職場見学」などの受入れ機会を検討してみましょう。
公助	行政ができること	<p>生活困窮者への情報提供とニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携をさらに強化し、把握が困難な潜在的な生活困窮者を把握し、支援に繋げていくことに努めます。 <p>自立に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き大阪府箕面子ども家庭センターと連携し、生活困窮状態からの早期脱却に向けた、相談支援員による継続的支援を行います。 ● 福祉相談支援室において事前相談に対応し、他法・他施策の窓口や関係機関と連携し、必要に応じて自立相談事業へつなげます。 <p>関係機関のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大阪府箕面子ども家庭センターが実施する「豊能町生活困窮者自立支援調整会議」に参画し、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関とのネットワークを強化します。 ● 引き続き生活困窮者の支援を図るため、豊能町生活困窮者自立支援調整会議に加え、「大阪府生活困窮者自立支援制度豊能町支援会議」などにより、関係機関とのネットワーク強化を図ります。

基本目標4. 誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1)防災と災害時の要支援対策

日頃から地域の中でのつながりづくりや見守り活動、防災訓練などの災害に備えた取り組みを推進するとともに、避難において配慮や支援が必要な人を把握し、地域や行政、関係機関が一体となった支援体制の充実を図ります。

<p>自助</p>	<p>自分たちで できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅周辺の災害リスクを把握し、避難経路や避難先、避難のタイミングなどを家族で話し合い、具体的に決めておきましょう。 ● 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。 ● 災害に備え、地域内の危険な場所を確認しましょう。 ● 子どもや高齢者、障害者の防災訓練への参加を呼びかけましょう。 ● 緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理しておきましょう。 ● 避難に心配がある人は、避難行動要支援者名簿への登録を申し出ましょう。
<p>互助 共助</p>	<p>地域で できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や自治会組織では、避難が困難な高齢者や障害者のために避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時に取るべき行動を確認しておきましょう。
<p>公助</p>	<p>行政が できること</p>	<p>避難行動要支援者名簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成しています。引き続き、避難行動要支援者名簿の充実を図っていきます。 <p>地域との連携による要支援者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会と協議・連携し、災害に備え、個別計画の作成に努めます。 <p>避難行動要支援者情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織や民生委員などの避難支援など関係者と協議・連携し、災害時の迅速な避難支援につなげることができるよう、自主的な個別支援計画の作成を支援していきます。 ● 避難行動要支援者名簿により、避難支援など関係者（自治会・自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など）と避難行動要支援者情報を共有するとともに、避難訓練を実施し、有事の際に適切な避難支援ができるよう体制づくりに努めます。

公助	行政が できること	<p>地域における避難支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報媒体や防災出前講座などで地区内関係団体との連携の必要性を周知し、避難訓練などを通じて地域における避難支援体制の整備を図ります。 ● 日頃から民生委員・児童委員は、安心生活見守り台帳に登録されている人の安否確認を行います。また、避難訓練も関係機関と連携し実施します。 ● 避難支援など関係者（自治会・自主防災組織、民生委員児童員協議会など）に地域における避難支援体制の整備の必要性を周知する機会を設け、課題整理に努めます。 <p>自主防災活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治会などを通じて防災についての周知を図るとともに、各地区において自主防災組織の立ち上げや地区防災マップの作成、避難訓練、避難所開設・運営訓練などを実施することで、地区における自主防災活動の促進を図ります。 <p>情報伝達網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理室と連携し、災害を想定した緊急連絡網による伝達訓練に取り組みます。 ● 災害を想定した緊急連絡体制を整備する上での課題整理に努めます。
----	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



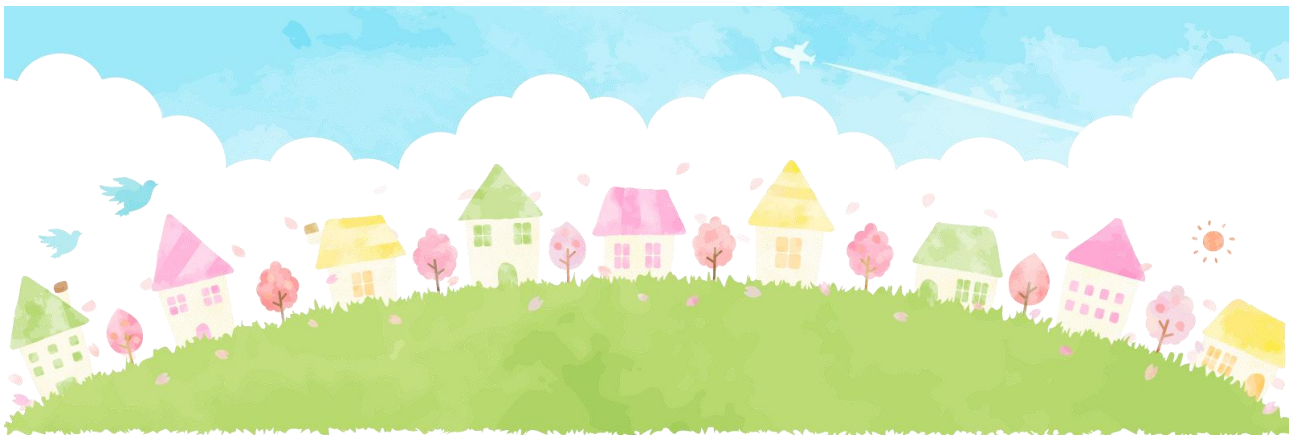
(2)安全・安心のまちづくり

誰もが安全・安心に生活するために、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

また、地域団体や関係機関と連携し、日頃からの防犯活動を推進するとともに、罪を犯した人の社会復帰について、関係機関との連携と、地域住民の理解を得ながら社会的孤立を防ぎ、再犯の防止につなげます。

自助	自分たちで できること	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪質な訪問販売などにだまされないように、冷静に対応しましょう。 ● 違法や迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。 ● 点字ブロックの上に自転車や物などを置かないようにしましょう。 ● 困っている高齢者や障害者などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。 ● 困っている高齢者や障害者の移動に対し協力しましょう。
互助 共助	地域で できること	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪者が入り込みにくい、また犯罪をしにくい地域となるように防犯活動を進めましょう。 ● 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。
公助	行政が できること	<p>道路や公共施設のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2m未満の歩道部については、街路樹の撤去などにより、歩道幅員の確保に努めます。 ● 福祉のまちづくり条例など法令に基づく歩道幅員の確保に向けた補助事業を探り予算確保を図るとともに、予算に応じた調査・改修に努めます。 <p>福祉における交通環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豊能町地域公共交通計画に基づき、鉄道・バス・タクシーなど地域公共交通の維持確保改善により福祉における交通環境の向上を図ります。 <p>防犯意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪や消費生活被害などから、高齢者などを守るため、各自の理解や対応能力の向上に向けたような媒体や機会を通じて啓発を進めるとともに、防犯に関する学習機会や情報提供を進めます。

公助	行政が できること	<p><u>地域の防犯力の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域での声かけや見守りを継続して実施するとともに、声かけや見守りを行う人の育成を行います。 ● 高齢者を犯罪から守るため、見守り・声かけや防犯パトロール、たんぼぼメールを充実し、地域ぐるみで見守りを行うことにより犯罪を起しにくい環境をつくります。 ● 民生委員・児童委員や地区福祉委員を通じて、防犯情報の提供や声かけを継続し、地域全体で防犯意識を高める取り組みを進めます。 ● NPO法人による花いっぱい運動を推進し、花とみどりがあふれるまちづくりにより、犯罪を起しにくい環境をつくります。 <p><u>再犯防止に向けた取り組みの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである“社会を明るくする運動”などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。 ● 保護司など更生保護関係の支援者・団体の充実を図ります。
----	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



(3) 権利擁護と自立支援

高齢者や障害者が増加している傾向から、今後、権利擁護に関する支援を必要とする人が増加することが見込まれるため、必要な人へ支援が届くよう成年後見制度の周知を図るとともに、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう支援を行います。

<p>自助</p>	<p>自分たちで できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その趣旨や利用方法などを学習しましょう。 ● 声かけ、見守り活動により、支援が必要な人の異変を早期に発見しましょう。
<p>互助 共助</p>	<p>地域で できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らし高齢者など、日常の支援やサービスを必要とする人に対しては、民生委員・児童委員などと協力して情報を提供しましょう。 ● 手話や点訳、音訳などコミュニケーションを支援する人材を増やしましょう。
<p>公助</p>	<p>行政が できること</p>	<p>高齢者などの権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症などによって、物事を判断する能力が十分でない人を法律的に保護し、支援するための制度である「成年後見制度」について、引き続き積極的な利用を促進するとともに、身寄りのない人などが制度を利用する場合には、必要に応じて積極的に町長申立てを行います。 ● 制度の利用を必要とする人が適切に利用できるよう、引き続き制度の周知・啓発、関係部局との連携を図ります。 <p>障害者の生活支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外出が困難な身体障害者などの閉じこもりを予防し、生活圏の拡大を図る観点から、引き続き外出支援事業を推進していきます。 ● 手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付、外出のための支援など、適切にニーズを把握し、ニーズに合ったサービスを提供できるよう、引き続き取り組んでいきます。 ● 雇用機会の拡大や生きがい・つながりの確保につながるよう新たな分野との連携に取り組みます。

Ⅲ 地域福祉活動計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景及び趣旨

少子高齢化の進行により人口減少社会の課題に直面する中、地域のつながりの希薄化が進んでいます。また、地域に住む人々が抱える福祉課題についても、高齢や障害、子育て、経済的な困窮などの複数の分野にまたがり複雑化・複合化しています。

そういった課題を公的な制度やサービスのみで十分に応えることが難しくなっており、また、地域における様々な活動や支援を担ってきたボランティアや関係団体などの地域主体への負担が大きくなっており、福祉の地域活動の継続性も懸念されています。そのような中、令和2年（2020年）には新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動や福祉事業の実施が難しくなり、より一層の地域のつながりの希薄化が進むといった問題も生じました。

このような中、制度や分野ごとの縦割りや支え手と受け手の関係を越えて、多様な主体が参画し、地域に住む一人ひとりが役割を担い、地域をともに創る「地域共生社会」の実現が求められています。その中で、これまで地域福祉の推進主体として中心的役割を担ってきた社会福祉協議会は、今後、より一層の活動強化や住民、団体、事業者、行政などとの連携、地域のコーディネーターの役割が求められています。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画は、誰もが住み慣れた地域で、主体的に活動へ参画し、安心して自分らしく暮らせる地域を目指し、その基盤となる地域における支えあいの仕組みを構築することを目的とし、高齢者や障害者を対象とした福祉サービス事業、ボランティア活動の活性化など、特に各地域がそれぞれの課題を発見して解決していく、自主的、自発的な行動を定め、推進するための行動計画です。

地域に住む一人ひとりが、福祉課題を「我が事」として捉え、解決を目指して、必要な取り組みを考え、行動し、地域の多様な主体がそれぞれの専門性や資源を活かして連携・協働することで、取り組みの計画的な推進を図ります。



2.豊能町社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（略して「社協」と呼ばれます）は、社会福祉法第 109 条で「地域福祉を推進する団体」として位置づけられた住民主体の社会福祉法人です。「高齢になっても、障害があっても、家族や友人とともに住み慣れた地域でいつまでも幸せに暮らしたい。」誰もがそう願っているのではないのでしょうか。そのような願いを実現させるためには、住民みなさんが力を合わせて地域の福祉課題に取り組み解決していくことが大切です。

見守りを通じた支援体制づくりや、問題解決に向けた相談受付や関係機関への橋渡し、多様な福祉ニーズに応えるための助けあい活動の創出などの活動を通じて「地域の福祉力」を高め、「地域のつながりの再構築」を行っています。

そして、すべての人が住み慣れた地域でお互い助けあい、自立して、自分らしく、自己選択、自己決定によって人生の最後まで安心して充実した暮らしができるよう、個人、家族、地域を支援することで「福祉のまちづくり」を進めています。

3.基本理念と基本目標

本計画では、年齢や障害の有無、国籍や特性にかかわらず、誰もがお互いに助けあい、支えあいながら、地域で自分らしく暮らすことができるまちづくりを目指します。その中では、地域に住む一人ひとりが参画し、地域の各種団体や関係機関と行政が一丸となり連携することが求められるため、地域福祉計画の基本理念を踏襲し、同じ基本目標を掲げます。

そして、社会福祉協議会では特に「つながり」の考え方を根底とすることで行動方針と定めて、地域福祉活動を推進していきます。

4.計画の体系

基本理念	基本目標	行動指針	基本方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域のつながりですくえる 安心して暮らせるまち・よみの</p>	<p>基本目標1 地域のつながりを育む 基盤づくり</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">つ な が り</p>	<p>(1) コミュニティの活性化と交流促進</p> <p>(2) 交流の場・拠点づくり</p> <p>(3) 地域・社会への参加支援体制の整備 【新規】</p>
	<p>基本目標2 地域福祉を支える 人づくり</p>		<p>(1) 福祉意識の啓発と人材の発掘</p> <p>(2) ボランティアの育成と活動支援</p> <p>(3) 地域主体の福祉活動の充実</p>
	<p>基本目標3 誰もを取り残されない 支援体制づくり</p>		<p>(1) 包括的な相談支援体制の整備</p> <p>(2) 連携による総合的な支援体制づくり</p> <p>(3) 福祉サービスの充実</p> <p>(4) 生活困窮者への支援</p>
	<p>基本目標4 誰もが安心して暮らせる 地域づくり</p>		<p>(1) 防災と災害時の要支援対策</p> <p>(2) 安全・安心のまちづくり</p> <p>(3) 権利擁護と自立支援</p>

第2章 具体的な取り組み

基本目標1 地域のつながりを育む基盤づくり

地域に住む人が、住み慣れた地域でつながりをもって安心して暮らすことができるよう、共助・互助の地域の福祉力を高める基盤づくりを進めます。

(1)コミュニティの活性化と交流促進

【主な取り組み】

地域における顔の見える関係づくり	<ul style="list-style-type: none">● 地域において顔の見える関係づくりを行うため、あいさつや声かけを広げます。● 地域の交流事業は、今までのつながりやこれからのつながりを大切に継続します。
既存の交流活動の活性化	<ul style="list-style-type: none">● とよのまつりやふれあいのつどいへの参加を促すことで、住民や各種団体の交流を図っています。● 豊能町（とよのん）、ふれあいのつどい（ふれあいぽぼちゃん）のキャラクターをより活用し、親しみあるイベントとして継続します。

(2)交流の場・拠点づくり

【主な取り組み】

サロンやカフェの展開	<ul style="list-style-type: none">● 誰もが気軽に参加できるふれあいサロンやふれあいカフェを継続して実施します。また、内容がマンネリにならないよう工夫します。● フレイルにならないよう、いきいき百歳体操などを継続実施します。
老人福祉センターの活用	<ul style="list-style-type: none">● 老人福祉センターを活用し、交流の場を設けます。また、多くの住民が利用・交流できるよう周知を進めます。

(3)地域・社会への参加支援体制の整備

【主な取り組み】

ボランティアが活動しやすい仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙やホームページを活用し、ボランティア活動に関する記述掲載を継続して行います。● 行政や社会福祉協議会事業の中でボランティア活動の機会をつくります。
福祉有償活動の事業展開	<ul style="list-style-type: none">● 社会資源を適切に把握し、地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発やマッチングを行うため、より深く地域に関わることができるよう生活支援コーディネーターの育成と適切な配置を行います。● 利用者の周知及び提供者の発掘、育成を進めます。● 団体の基盤強化を図ります。

基本目標2 地域福祉を支える人づくり

地域に住む住民一人ひとりが主体的に役割を担い、地域福祉を推進するために、住民相互の理解や関心を高めるとともに、関係機関や団体の活発な活動につながるよう支援を行います。

(1)福祉意識の啓発と人材の発掘

【主な取り組み】

福祉意識を高める 広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページを通じた広報啓発関連は継続して実施します。また、SNSを活用し地域福祉に関心を持ってもらえるようにします。
学校における 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校での福祉教育を通じ、子どもの頃から福祉について学ぶ機会を充実します。当事者や登録ボランティアグループに講師として協力いただき、小中学校での福祉体験学習や認知症サポーター養成講座を継続して実施します。今後も講座などについての周知を行います。
地域における 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民や地区福祉委員会を対象に認知症サポーター養成講座や、福祉体験学習を実施します。認知症に関する映画会を開催し、地域住民の理解を深める機会とします。

(2)ボランティアの育成と活動支援

【主な取り組み】

養成講座の実施による マンパワーの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎的な講座を行った後にレベルアップ講座を開催し、マンパワーの確保に努めます。
ボランティア団体への活 動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動の拠点の確保、ロッカーの提供を行います。 ● ボランティアなど活動の財源となる基金や助成金などの情報提供に努め、活動の財源確保を図ります。
ボランティアセンターの 充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの相談、登録、連絡調整を継続して行います。 ● ボランティア団体間のさらなる連携が取れるようにします。

(3)地域主体の福祉活動の充実

【主な取り組み】

見守り・声かけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員、地区福祉委員と協働でひとり暮らし高齢者への見守り、声かけを継続して行います。 ● 地域全体で支えあえるよう、新たな担い手の確保と支援者に無理のない「見守り・声かけ」の形を構築するとともに、関係団体を調整するプラットフォームの構築に取り組みます。
福祉情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ● リアルタイムな発信のため、SNSなどのツールを継続して活用します。

基本目標3 誰もが取り残されない支援体制づくり

地域に住む住民一人ひとりが主体的に役割を担い、地域福祉を推進するために、住民相互の理解や関心を高めるとともに、関係機関や団体の活発な活動につながるよう支援を行います。

(1) 包括的な相談支援体制の整備

【主な取り組み】

相談窓口の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会広報紙、ホームページを通じてコミュニティソーシャルワーカー活動の周知を行います。また、関係団体への会議などにも出席しコミュニティソーシャルワーカーについての認識を促していきます。
身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーによる相談や地域のサロンなどの様々な活動の中での相談・支援機能を充実させます。
社会福祉協議会や専門機関の相談・支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も定期的なミーティングを行い、高齢、障害、子育ての分野での連携強化のため健康増進課、地域包括支援センター、福祉相談支援室と日常的に連携を取っていきます。
相談・支援機能の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 三者連絡会、地区福祉委員会代表者会議、当事者団体会議などを実施し、お互いの情報共有、連携を図ります。

(2) 連携による総合的な支援体制づくり

【主な取り組み】

民生委員・児童委員、地区福祉委員の活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員協議会や地区福祉委員会の会議に出席し、必要に応じて専門機関につないでいます。三者連絡会（民生委員児童委員協議会・行政・社会福祉協議会）で情報交換を図ります。
地区福祉委員・地区福祉委員会代表者会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区福祉委員会代表者会議では、豊能町全体の福祉課題の発見や把握に務め、目指すべき事業などについて検討し、意見交換を図ります。 ● 地区福祉委員会代表者会議で確認した事業は、地区福祉委員全員に把握してもらえるよう、社会福祉協議会コミュニティワーカーが各地区福祉委員会の定例会議に出席します。
個別ケース会議の開催など	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別ケース会議開催の際には参加し、関係機関との情報共有、連携して支援の方針について検討していきます。
三者連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 三者連絡会（民生委員児童委員協議会・行政・社会福祉協議会）は約2か月に1回程度集まり情報交換、情報共有を図っており、今後も定期的を開催します。
豊能町認知症高齢者等SOSネットワーク事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターと連携し模擬訓練を実施します。社会福祉協議会一斉メールシステムを活用し正確に情報伝達するとともに、行方不明者の捜索を行います。

(3)福祉サービスの充実

【主な取り組み】

介護保険サービス事業の推進及び地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険法による居宅介護支援事業のもと各種サービスを提供し、介護や支援の必要な高齢者の在宅生活を支えます。 ● 在宅で過ごされる高齢者などへは、民生委員・児童委員、地区福祉委員などにより声かけを行います。
障害福祉サービス事業の推進及び地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法による居宅介護（ホームヘルプ）、移動支援（ガイドヘルプ）を行い、障害者の自立した生活を支え、適切なサービス利用に向けた支援を行います。 ● 障害者と地域の方との交流の場として「ふれ愛交流会」を継続し、施設利用者の作品展示やゲームなどを行います。
子ども・子育て支援及び地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 未就園児と保護者の交流の場として「子育てサロン」を地区福祉委員会と共催で継続して実施していますが、参加者の生活圏である地区福祉委員会毎に実施できるように進めます。また、主任児童委員と地区福祉委員が未就園児の世帯に訪問し、地域とのつながりを継続します。
地域福祉活動の推進及び小地域ネットワーク活動、地区福祉委員会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区福祉委員会を基盤に、支援の必要な方を近隣住民で見守り、援助するきめ細やかな活動を推進します。地区福祉委員会と協力し、ひとり暮らし高齢者・障害者・子育て関連の事業を実施します。 ● コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターを配置し、住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と支援に関するニーズと取り組みのマッチングを行います。

(4)生活困窮者への支援

【主な取り組み】

生活困窮者への情報提供とニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会では生活困窮者へ定期的な相談会及び食の支援を継続して実施します。 ● 相談の中からコミュニティソーシャルワーカーが関係機関と協力し対象者を支援します。
自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● は一と・ほっと相談室（大阪府自立相談支援機関）と社会福祉協議会が連携し、定期的な生活相談会を開催し自立に向けて支援します。
関係機関のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊能町生活困窮者自立支援調整会議に参画することで関係機関とのネットワーク構築を行います。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1)防災と災害時の要支援対策

【主な取り組み】

避難行動要支援者情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ● 町と協力し、今後も継続的に名簿の共有を行い、最新の情報を把握します。
地域における避難支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地区で地域の見守り対象者の把握に努めます。
情報伝達網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿について行政や関係機関と連携し、名簿の確認や活用に関する情報共有を行い、災害時に迅速な安否確認ができるよう心がけていきます。
災害ボランティアセンターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアセンターの設置訓練などを実施し、有事の際に速やかに対応できるようにします。また、その際に地域の方の協力が得られるよう災害ボランティア事前登録も継続します。

(2)安全・安心のまちづくり

【主な取り組み】

地域の防犯力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者などを対象とする防犯に関する学習や情報提供は地区福祉委員会のサロンなどを通じて啓発します。民生委員・児童委員や地区福祉委員で声かけする際、情報提供に努めます。
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3)権利擁護と自立支援

【主な取り組み】

高齢者などの権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業の周知・啓発は行っていますが、まだ事業を知らない方もいるため、民生委員・児童委員、地区福祉委員などを通じ、地域に周知します。
高齢者の生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険では、車イスの貸出しが利用できないことがあるので、車イスの貸出しは継続して実施します。 ● 電話訪問はひとり暮らし高齢者のニーズを確認しながら事業実施に努めます。 ● 生活支援団体に関しては地域へ周知し、より地域に根付いた活動を目指します。
障害者の生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 手話講習会や要約筆記講習会を継続して実施します。
健康づくりと生きがいづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区福祉委員会が行うサロンやいきいき百歳体操を活用し、健康づくりや生きがいづくりに向けた取り組みをします。

第3章 地区別アクションプラン

1. プランの考え方

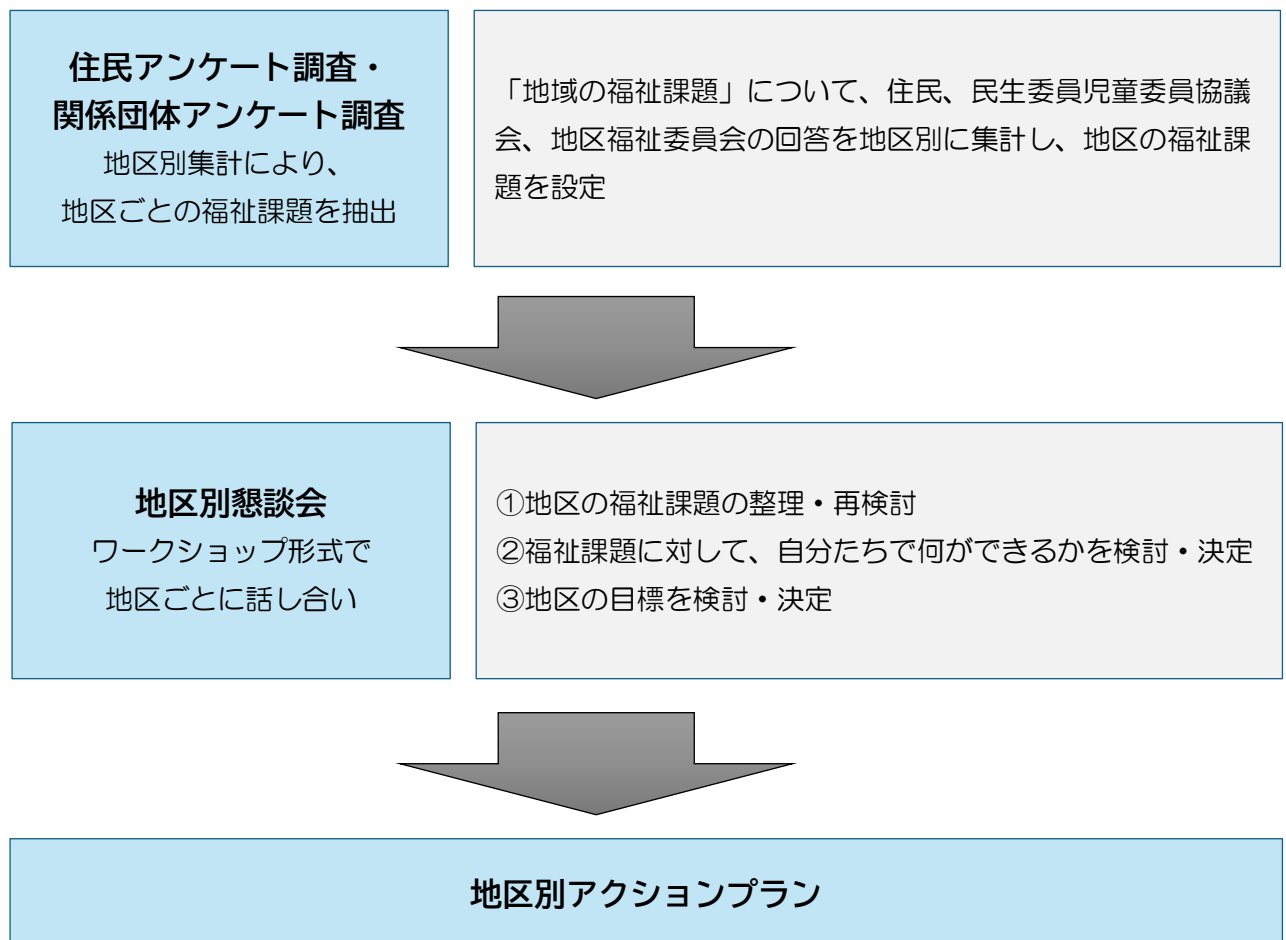
(1) アクションプランとは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域、関係団体が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画ですが、アクションプランとは地域福祉の主体である地域住民が「自分の地域をどうしたいか」、「自分たちに何ができるか」を話し合い、様々な意見をもとに地区の目標を立て、その目標を目指すための具体的な取り組みをいいます。

(2) 地区別アクションプランの策定

6地区の「地区別懇談会」において、地域福祉の主体である地域住民が地区のよいところ（強み）を考え、地域の課題に対して今後の5年間で、自分たちは「どんな活動がしたいか」「どんな活動ができるか」を話し合いました。その中から具体的な取り組みが出されました。

■地区別の取り組みと検討の流れ



(3)各地区の活動状況

各地区で取り組んでいる交流事業や見守り・つながり事業については、下記のような事業があります。

地区が取り組んでいる交流事業（主な名称を記載）

会食交流会（町内・町外）	おおむね 70 歳以上を対象に自治会館などで会食や脳トレゲーム、体操などで交流します。
世代間交流事業	季節行事を通じて地域全体で交流します。（自治会と一緒に実施する地区もあります。）
子育て支援事業	社会福祉協議会と共催で未就園児と保護者に集まっていただき色々なブースでゲームなどを楽しんでいただきます。また未就園児のおられる家庭（希望者）を地区福祉委員と主任児童委員が個別に訪問しています。
障がい者支援事業	社会福祉協議会、ボランティア連絡会と共催で「ふれ愛交流会」を開催しています。障がい者施設利用者のみなさんの作品展示やゲームを通じて交流します

地区が取り組んでいる見守り・つながり事業

お弁当などのお届け訪問・ひとり暮らし高齢者交流懇談	おおむね 75 歳以上のひとり暮らし高齢者などで声かけや見守りが必要な方を訪問し、お弁当などを届けます。また、ひとり暮らし高齢者との交流や情報提供を目的に懇談を開催しています。
ふれあいサロン	自治会館などに集まっていただき、音楽や体操などを一緒に行います。また、物づくりではオリジナル作品ができるのも楽しみです。
ふれあいカフェ	出入り自由で、おしゃべりを楽しみます。香り高いコーヒーを出されるカフェもあります。
いきいき百歳体操	百歳まで健康でいるための体操で、手足に重りをつけて DVD に合わせて身体を動かします。集まった方でおしゃべりも楽しみます。
つながりプランター	プランターに野菜を植え、生育状況を確認し合うことで声かけを実施しています。

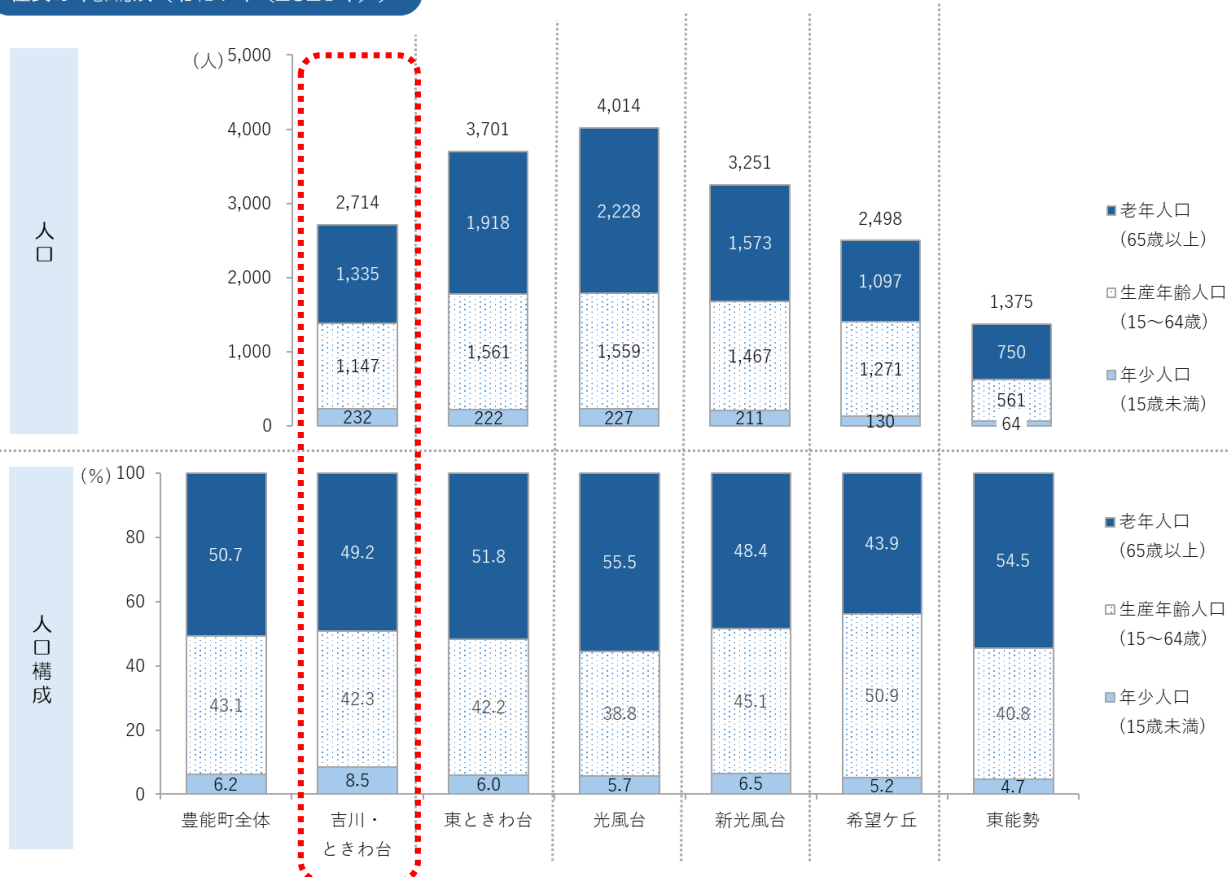
2.具体的な取り組み

■吉川・ときわ台地区

地区の特徴

吉川地区と昭和42年(1967年)から開発された戸建て住宅地(ときわ台地区)で構成されており、高齢化が進んでいます。能勢電鉄妙見口駅・ときわ台駅があり、町内では比較的利便性が高くなっています。また、地区内に特別養護老人ホームがあります。

住民の年齢構成(令和7年(2025年))



地区の自慢・よいところ

- 年代が違ってあいさつ・声かけがしやすい。
- 近所付き合いが良い(顔見知りが多い。子どもを通じた付き合い、家族間での情報交換がある)。
- 地域の団体が活動してつながりがある(サークル活動、丁目会議、趣味の会、地区福祉委員が活発)。
- ラジオ体操が盛んであり、子どもが公園でサッカーやソフトボールで遊んでいる。
- 子どもたちの健全育成、地域に戻ってくる取り組みをしており、転入で子育て世帯が増えている。
- 子育て環境の良さ(子ども会参加率の高さ、親同士のつながり)。
- 元気な高齢者が多く、介護サービスが充実している。
- 自然環境が豊か(空が広い、初谷川が豊か)、災害が少ない。
- 治安が良い。

第4次計画アクションプランの振り返り

■みんなの顔が見える絆づくり		
具体的な 取り組み	○	皆で楽しめる、参加できる行事を増やす。夏まつり、秋まつり。
	○	誰にでもあいさつ（声かけ）ができるような雰囲気づくり。
	○	地区福祉委員会活動のPR。自治会活動の活発化。
	○	困っている人を助けることが「当たり前」と思える気持ちづくり。
	×	交流人口が多いことをいかして会話を増やし、町全体の活性化を図る。
	○	安心生活見守り台帳への登録
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで楽しめ、参加できる行事は増やすことは難しいが、現状で継続していきたい。 ・地域の祭りで秋まつりは、ハロウィンで多世代交流として行っている。 	
■地域福祉を推進するまちづくり		
具体的な 取り組み	○	若い人を受け入れやすい環境づくり。
	○	行事を通じて知り合う機会を増やす。
	△	子どもの頃から体験してもらう。若い人に関心を持ってもらう工夫が必要。
	×	学校などで子どもから習慣づける。それを踏まえて委員も協力していく。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントを通じて若い人を受け入れやすい環境づくりが必要である。子どもの頃から福祉活動を体験してもらい、若い人に関心を持ってもらえるように工夫したい。 	
■地域で助けあい支えあう環境づくり		
具体的な 取り組み	○	サロンに1人でも多く誘う。サロンや通いの場を増やす。
	○	福祉だよりを活用する。
	△	自治会、老人クラブ、子ども会などとの連合会を作る。
	○	防災訓練の実施。
	×	老人クラブの助けあいネットのような仕組みを広げていく
	○	自治会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会などの行事を充実する。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉だより」も含め、地域全体の広報を活用していきたい。 ・老人クラブが行っている「助け合いネット」は現在休止している。 	
■誰もが安心して暮らせる地域づくり		
具体的な 取り組み	○	見守りをする。
	○	近所付き合いを大事にする。
	×	かぎ預かり事業の徹底。
	×	郷土愛の醸成（学校教育やその他PR活動）。
	○	あいさつ、声かけ。
	△	新聞が溜まっている家を訪問し、大丈夫かを確認できるまちづくり。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が行うかぎ預かり事業は事業廃止とし、豊能町見守りサポート事業に吸収している。 ・新聞が溜まっているかどうかの確認は、新聞をとらない人も増えているので、郵便物などの確認に変えることができると思う。 	

- ：成果があり、活動が継続できている
 △：目標に向けて活動中または第5次計画につないでいきたい
 ×：取り組まなかった、取り組むのが困難であるもしくは事業休止や廃止

【地区の主な福祉課題(□アンケート、○ワークショップ)】

<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>□ご近所に親しい人がいる割合が低い。 □ご近所付き合いの必要性を感じている人が多いが、現状の付き合いへの満足度も高い。 □現在の住まいに住み続けたいという人が多い。 ○子どもたちはあいさつしてくれるが、親とのつながりは少ない。 ○子どもが小さい時はつながりがあったが、子どもが町外へ独立しつながりがなくなっている。 ○子どものつながりがある一方、障害のある子どもが支援学校に行くとつながりがなくなる。 ○近所で仲が良い地域もあるが、「共助・互助」を感じない地域もある。 ○無償でボランティアをしてくれる人がいるか、参加者がどう感じているかわからない。 ○自治会に届け出を出さない人もいる。ひとり暮らしになると出かけることも少なくなる。</p>
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>□自治会の行事のほか、各種サークル活動が活発。 □行事への参加について、情報が得にくいという意見が多く、暮らしに関する情報提供が求められている。 □福祉に関心のある人は多いが、住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない。 ○自治会を脱会した人は情報が入りにくい。 ○若い方が増えない、次の世代の担い手がいない。 ○若い人は転入するが自治会には加入しない(自治会の負担感が大きい)。 ○「親がいるから関わるが・・・」という若い人が多い。 ○地区福祉委員をする人はリタイアした人が多い。 ○民生委員・児童委員だけではカバーできず、活動を補助する人が必要なのではないか。</p>
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>□子育て環境に満足している人が多い。 □福祉のまちづくりの施策として、相談窓口の充実や活動拠点の整備を挙げる人が多い。 □社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない。 □ヤングケアラーについて、知っているという人が多い。 ○近くで集まっておしゃべりする所がない。 ○幸福度 N01 というだけあって、困っている人が比較的少ないと思う。 ○社会福祉協議会を必要とする人が少ないと感じる。</p>
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>□豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い。 □災害時の避難経路まで確認している人は少ない。 ○交通の便利が悪い、車が運転できないと生活の質が落ちる。買い物がしにくい。 ○公共交通機関がなく、駅から家までの交通機関がない。夜遅いとクマが不安。 ○地域に坂道が多い。階段がある家が多いので家から出にくい。 ○病院が減っており、整形外科医院が閉院になってしまった。 ○空き家が増えて、ひとり暮らしも多い。不在の家も多くご近所づきあいが難しい。 ○災害への危機感は少ない。避難する人が少なく、恥ずかしいと感じる部分もある。 ○学校が義務教育学校になるので不安。子ども同士・親同士のつながりがどうなるか不安。</p>

地区の目標

勇気を出して 声をかけよう つながろう



【具体的な取り組み】

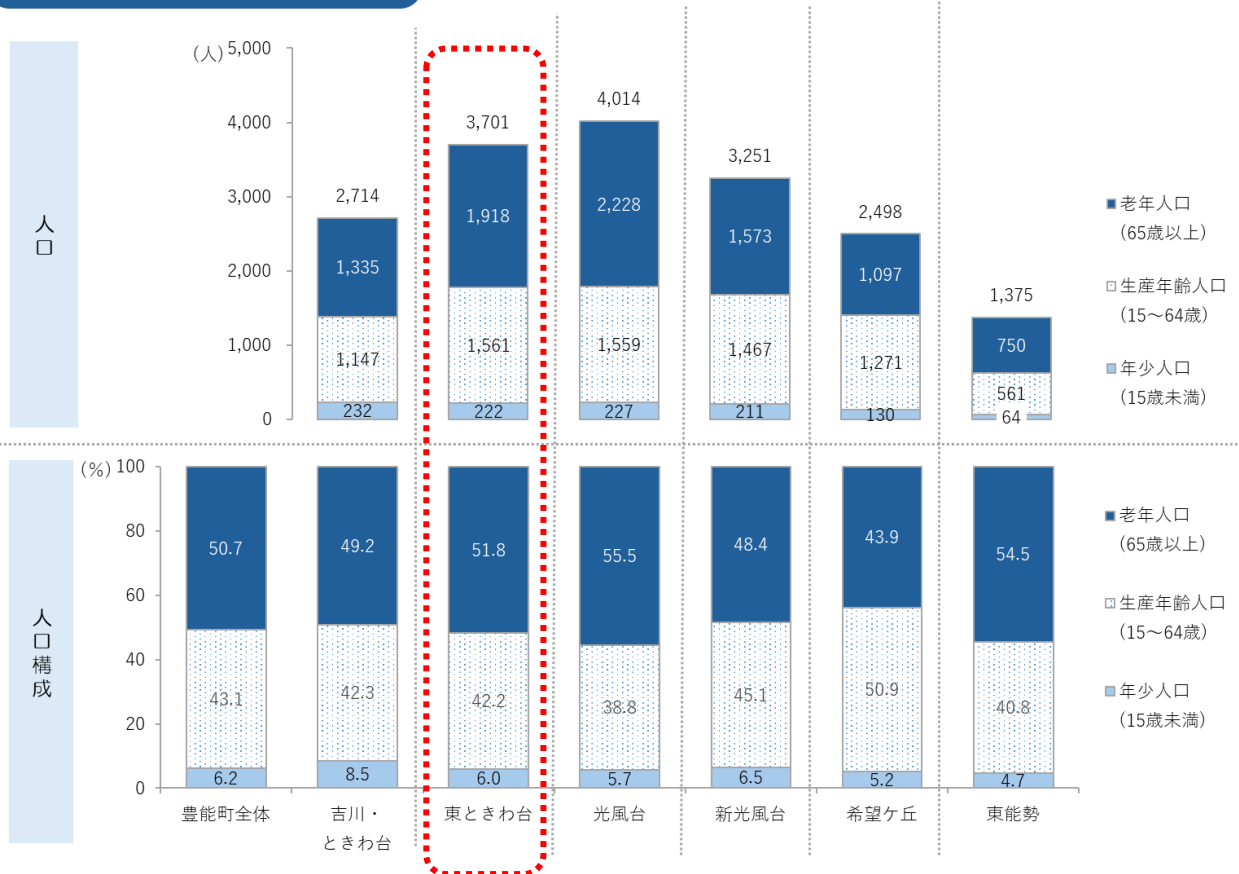
<p>地域のつながりを育む基盤づくり</p>	<p>コミュニティの活性化と交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰にでもあいさつできるような地域づくり(あいさつ週間を続ける)。 ○困っている人を助けることが当たり前と思う気持ちづくり。 <p>交流の場・拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○みんなで楽しめる、参加できる地域の行事を続けていく(子どもも必ず参加してもらう)。 ○一つのきっかけで関係が広がる取り組みづくりや、サロンに参加しやすい雰囲気づくり。 ○グラウンドゴルフを楽しむ会(仮称)をつくりたい。 <p>地域・社会への参加支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員会活動のPR。自治会活動の活発化。 ○民生委員児童委員協議会が行う安心生活見守り台帳への登録を勧める。 ○自治会、地区福祉委員会、民生委員、子ども会で一緒にできる活動に取り組む。
<p>地域福祉を支える人づくり</p>	<p>福祉意識の啓発と人材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若い人がボランティアに関われるよう地域の行事を通じて知り合う機会を増やす。 ○引越してきた方、若い方へ自治会入会やサロンを勧める。 <p>ボランティアの育成と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの頃から地域活動に関わってもらう。イベントに参加できる取り組み。 ○活動の広報を行う。世話人を育成する。 <p>地域主体の福祉活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近所付き合いを大切に見守りや助けあいができる地域づくり。
<p>誰もが取り残されない支援体制づくり</p>	<p>包括的な相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談できる機関を伝える。 <p>連携による総合的な支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会、老人クラブ、子ども会などとの連合会をつくりたい。 ○地域で発行されている広報を活用する。 <p>福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サロンや通いの場を増やす。サロンに1人でも多くの人を誘う。 ○自治会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会などの行事を充実する。 ○いきいき百歳体操やサロンを続ける。多世代で防災訓練をして交流する。サークルへ参加する。 ○男性の参加者がいると男性が参加しやすいので、男性の参加者を増やす。 <p>生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近所の生活状況などを気にかける。
<p>誰もが安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>防災と災害時の要支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練、見守り活動、安否確認活動の継続実施。 ○郵便物などが溜まっている家庭を訪問し安否を確認する。安否確認時にタオルの数を数えるだけでなくタオルの出ていない家に確認などの取り組みを行う。 ○近所付き合いを大事にする(あいさつは防犯の第一歩)。行事に積極的に参加する。 <p>安全・安心のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ご近所で集まる機会をつくり交流を続ける。 <p>権利擁護と自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集をし、関係機関につなぐ。

■東ときわ台地区

地区の特徴

昭和49年(1974年)から造成された戸建て住宅地です。1地区1自治会で、比較的まとまりがよい地区です。地区内に「社会福祉協議会」「役場吉川支所」「保健福祉センター」「地域包括支援センター」「ユーベルホール」「ふれあい広場」があります。

住民の年齢構成 (令和7年(2025年))



地区の自慢・よいところ

- 近所付き合いが盛んで気軽に話せる。(声かけで子どもでも転入者でも返事がある。犬の散歩で知り合える。)
- ボランティア活動で知り合いが増える。男女問わず活動を快く手伝ってくれる。
- ひとり暮らしの人とライン交換している(外出支援のボランティアをしているのでそのつながりが広まっている)。
- 元気で活動的な高齢者が多く、老人クラブ活動への参加が活発である。
- 長く住んでいる人は気心が知れており、安心できる。情報が入ってきやすい。
- 子どもの登下校の見守りがある(安心・安全)。
- 自然環境が良い(自然が豊か。緑が多い。)
- 大きな災害が少ない。地域のつながりがあり、近所のことがよくわかっているため、災害に強い。
- 便利な環境である(公共施設・銀行・病院・スーパーがある。教育関係も良い。公共施設が近くにあり。公園や遊歩道が多い。)
- 健康のことを考えている人が多い。

第4次計画アクションプランの振り返り

■みんなの顔が見える絆づくり		
具体的な 取り組み	△	町会ごとになっている情報を開示する。
	△	福祉の仕組みを知る。
	×	少なくとも丁目毎になるべく人の多く集まるイベントを考えて活動する。
	○	避難場所の確保などの徹底。
	○	世代を問わず地域で声をかけあう
	△	老人クラブや地区福祉委員会が取り組んでいることを話す。
	×	住民に自治会に参加するように呼びかける。
	△	小さな地域でのつながりからスタートする。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示や、福祉の仕組みについては具体的に記載されていないので検討することが困難です。 ・丁目毎や小さな地域でイベントの開催や仕組みをつくることは人材不足もあり困難かと思えます。 ・老人クラブと地区福祉委員会が取り組んでいる内容が異なるので並列の表記ではなく具体的に表記し検討すべきです。 	
■地域福祉を推進するまちづくり		
具体的な 取り組み	○	福祉活動にボランティアが参加してもらえよう、チラシを全戸配布する。
	△	福祉活動体験会、地区福祉委員新任研修などに住民に参加してもらおう。
	○	福祉の活動がどんなことをするのか、もっとわかりやすく伝える。
	○	若年家族との交流の場をつくる。
	○	自治会活動に参加した人達を巻き込み、継続をお願いする。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・地区福祉委員新任研修は、地区福祉委員になっていただく方の研修なので地域の住民に参加してもらえようような研修などは別に考える。 ・地区福祉委員として活動する人が増えてほしいので、増えるような方法を考えたい。 	
■地域で助けあい支えあう環境づくり		
具体的な 取り組み	×	活動を『実体験』してもらおう。
	○	自治会と住民が会話できる場をもっと作る。
	○	委員自身が相談機関への『つなぎ役』となれるよう研修していく。
	○	近所同士でのつながりを深める。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員会の活動の実体験ではなく、地区福祉委員として活動してくれる人を増やしたい。 	
■誰もが安心して暮らせる地域づくり		
具体的な 取り組み	○	自治会への加入を増やす。
	○	近所同士で時間の許す限りまわりを見守る。
	○	自治会と連携して防災への広報活動や、防災時への対策を考える。
	△	福祉の枠組みの中だけで考えない！
	○	研修を継続する。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・「近所同士で時間の許す限りまわりを見守る」ことについては、日常的に自然にできるような啓発を考えたい。 	

- ：成果があり、活動が継続できている
 △：目標に向けて活動中または第5次計画につないでいきたい
 ×：取り組まなかった、取り組むのが困難であるもしくは事業休止や廃止

【地区の主な福祉課題(□アンケート、○ワークショップ)】

<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>□地域やご近所とはある程度付き合いがある人が多い。 □ご近所付き合いの必要性を感じている。 □現在の住まいに住み続けたいという人が多い。 ○生協グループ以外で話したり、顔を合わせることがない。 ○住民の入れ替わりで知らない人ばかりが増えた。 ○人が亡くなったことを知らなかったなど、「絆」が薄くなっている。 ○自治会入会者の減少。様々な活動がある一方で、それが広がらない。</p>
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>□福祉に関心のある人は多いが、住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない。 □自治会活動のほか、老人クラブ活動への参加が活発。 ○自治会を脱会する人が増えており、子ども会が無くなった。 ○地域福祉を担う人を見つけにくい。 ○子どもが減り、親は仕事をしていて、地域福祉の担い手が減っている。</p>
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>□子育て環境として満足している人が多い。 □支えあい活動を進めていくため、住民同士のつながりや隣近所で支えあう仕組みづくりを必要だと考えている人が多い。 □社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない □ヤングケアラーについて認知されていない。 ○子育て環境として満足しているのは中学生までであり、高校が遠く、交通が不便。</p>
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>□豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い。 □バリアフリー化などの環境整備を求める意見が多い。 □災害時の避難経路まで確認している人は少ない。 ○交通の便が悪い。 ○街路樹が古く危険。発災時に避難経路を妨げる可能性もある。</p>

地区の目標

たすけられたい、たすけたい、みんながつながる町づくり

～まずは両どないから～



【具体的な取り組み】

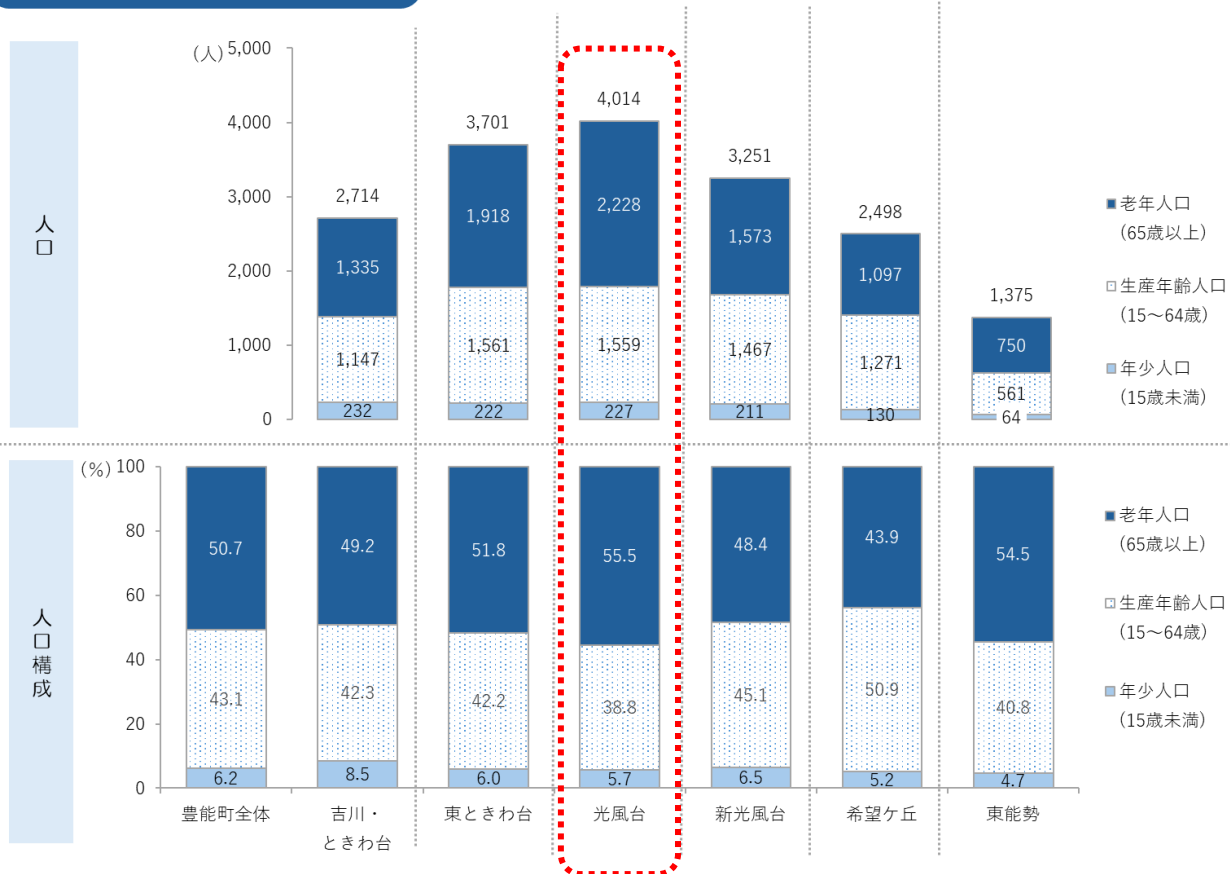
<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>コミュニティの活性化と交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動(地区福祉委員会、老人クラブなど)の啓発。 ○世代を問わず地域で、自発的・継続的に声をかけあう。(あいさつともう一つ声かけ) <p>交流の場・拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップ実施での世代間交流(特技を活かした手芸やおもちゃを修理するなど)。 ○丁目毎での行事や、2～3軒隣からの関係づくり。 ○気軽に活動に参加できる仕組みづくり。 <p>地域・社会への参加支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域交流スペース En-GAWA での集まりを再開。 ○自治会参加への呼びかけ。
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>福祉意識の啓発と人材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動をわかりやすく伝えるチラシを全戸配布。 ○自治会への加入促進。 <p>ボランティアの育成と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯との交流の場づくり。 ○自分自身の経験や得意なことが活かせる場づくり。 <p>地域主体の福祉活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○話しかけやすい雰囲気づくり(若い人を巻き込む、新しい参加者への声かけ)。 ○働き世代が参加できる仕組みづくり(低いハードル・歓迎の雰囲気づくり・休日会議など)。
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>包括的な相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会と住民が会話できる場づくり。 <p>連携による総合的な支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員自身が相談機関へのつなぎ役となれるよう研修の実施。 ○老人クラブ、民生委員、地区福祉委員会、自治会が連携する。 ○高齢者と子どもを分けずに、世代間交流をもっと増やせると良い。 <p>福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存イベントに加え、住民間が顔見知りになれるイベントの実施。世代間交流の促進。 ○SNSの活用。行政、社会福祉協議会の活動をPRする。 ○住居の近くを中心としたグループづくり。両どなりとのつながりを大切にする。 <p>生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近所の生活状況などを気にかける。
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>防災と災害時の要支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ、民生委員、地区福祉委員会、自治会が連携した取り組みの実施。 ○顔見知りとなり、近所同士で見守る(毎日当番制での見守り、町内の見回りなど)。 <p>安全・安心のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会と連携して防災への広報活動や防災時への対策を検討。 ○防災で住民が集まる活動を実施(子育て世帯も参加しやすい工夫)。 ○自治会への加入を増やす。 <p>権利擁護と自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報共有できる仕組みづくり。災害時の避難場所の啓発。

■光風台地区

地区の特徴

昭和46年(1971年)から造成された戸建て住宅地で高齢化が顕著に進んでいます。1地区1自治会ですが、自治会加入率は約61%と町内で最も低くなっています。「能勢電鉄光風台駅」や「図書館」「老人福祉センター」「西公民館」があり、町内では比較的利便性が良い地区です。

住民の年齢構成 (令和7年(2025年))



地区の自慢・よいところ

- コミュニケーションが多い住民(あいさつ・声かけが活発・優しい、価値観が均一、貧富の差が少ない)。
- 多様な住民(元気な高齢者、子どもたち、きちんとした若者、芸術家など特技がある人、健康的な人)。
- 自然が豊か(四季がわかる)、緑や花が多く、町がきれいで清潔(ゴミ収集が各戸収集)。
- 便利なまち(駅、ATM、公園、スーパー、公共施設(図書館、支所、老人福祉センター)が近い、道路が広い)。
- 福祉・教育が充実(デイサービスやヘルパー、小中学校の教育が充実)。
- ボランティアや各種団体が活発(子どもの見守り活動、福祉活動、趣味、特技を活かしたサークル活動、老人クラブ、自治会、地区福祉委員会の活動が多くある)。
- 大きな中央グラウンドがあり休日は賑やか。
- 地区福祉委員会での行事(サロンの開催、一人暮らし高齢者への弁当配布、つながりプランターなど)がある。
- 災害、犯罪が少なく安心して住める。

第4次計画アクションプランの振り返り

■みんなの顔が見える絆づくり		
具体的な 取り組み	○	声かけ見守っていく活動を福祉関係団体と自治会が協力して実施する。
	×	高齢者や障害のある人が地域活動に気軽に参加できる移動手段を考える。
	○	特技のある人を見つけて、サロンなどに参加していただく。
	○	民生委員、地区福祉委員、自治会、老人クラブの横のつながりを作ると良い。
	○	公園に人が集まれる場所をつくる。
	△	若者の住みやすいまちづくり。
	○	自治会規約を見直し、災害時の助けあいの連絡、連携の主たる組織となる。
	△	地域での活動団体などが、お互いに横に太くつながりを持つ。
振り返り	・高齢者や障害のある方の移動手段を地域で取り組むのは困難である。	
■地域福祉を推進するまちづくり		
具体的な 取り組み	○	小中学校の子どもたちと地域の人たちと交流できると良い。
	○	子どもから高齢者までがともに参加できるイベントの実施。
	×	個人サークル活動をもっと後押しする（補助金とか）。
	×	地区福祉委員を増やす。
	×	若い高齢者の活動参加を促す。
○	お互いに助けあう気持ちを持ち、相手のことも知る。	
振り返り	・個人サークル活動を地域で後押しすることは可能かと思うが、補助金を考えるのは困難である。	
■地域で助けあい支えあう環境づくり		
具体的な 取り組み	△	各団体の横のつながりを持つ。
	○	自治会との連携の強化。
	△	行事の時は車で送迎をする。
	○	特技のある人にサロンで発表してもらう。
	○	福祉は自分たちが行った分が自分たちに返ってくるものと認識してもらう。
	×	自治会加入率を高める。
	×	老若男女が参加できるスポーツの催しを考える。
振り返り	・行事の時に地域で送迎するのは困難である。	
■誰もが安心して暮らせる地域づくり		
具体的な 取り組み	○	防犯、防災の講習会の回数を増やす。独居の方の避難の手助け。
	○	色々な情報が住民にも入るようにする。
	△	あいさつ運動の看板の設置。
	○	いつでも、なんでも、相談できる行政の窓口づくり。
	○	空き家対策。
振り返り	・地域で看板の設置は困難である。	

- ：成果があり、活動が継続できている
 △：目標に向けて活動中または第5次計画につないでいきたい
 ×：取り組まなかった、取り組むのが困難であるもしくは事業休止や廃止

【地区の主な福祉課題(□アンケート、○ワークショップ)】

<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>□豊能町全体を地域としてとらえている人が多いが、地域との付き合いがあるという人は少ない。 □ご近所付き合いの必要性を感じている人が多いが、あまり必要ないと感じている人も一定数いる。 □現在の住まいに住み続けたいという人が多い。 ○高齢者向けの事業は多いが、その他の世代の交流が少ない。 ○就労しており、地域との付き合いがあるという人は少ない。 ○車に乗れなくなった場合に住み続けられるか不安。 ○退職後、地域で何をしたらいいのかわからない。</p>
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>□地域活動や行事などに参加している人が比較的少ない。 □参加している活動としては、自治会活動のほか、ボランティア活動が多い。 □福祉に関心のある人は多いが、住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない。 ○地域活動や行事などに参加している人は一定数いるが、次代のリーダーが育たず、若い人に引き継ぐことが難しい。 ○福祉活動に関心のある人、住民相互の助けあい・支えあいに関心がある人もいる。活動したい人はたくさんいるが、立ち上げる人がいない、中心となる人がいない。 ○自治会役員が1年毎に代わるので引き継がれない、継続性が必要。 ○自治会活性化委員会を作りどうしたら入ってもらえるか、入ることのメリットがなかなか感じられない。 ○女性は地域のつながりがあるが男性はきっかけが必要。</p>
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>□相談先として、地区福祉委員や地域包括支援センターを挙げる人が多い。 □相談窓口の充実や住民への意識啓発が必要だとする意見が多い。 □社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない。 ○自治会は何をしているか、近所の様子がわからない。横のつながりが少ない。 ○自治会の加入率が少なく、高齢になると役員になることが負担。 ○何でも話し合える場が少ない。 ○地域全体で参加するイベントがなく、参加する人が限られている。 ○ヤングケアラーについて実態を知っているという人は少ない。</p>
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>□豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い。 □災害時の避難経路まで確認している人は少ない。 ○防犯に関しての啓発は定期的に行う必要がある。全員が集まる防犯の集まりがない。 ○バスや電車が減って外出が不便。デマンドタクシーは高齢者が使いにくく難しい。 ○豊能町の東西をつなげる交通が必要。 ○まちの不便さ(ガソリンスタンド、整形外科、外食する場所、バスの本数がない)。 ○小中学校と地域のつながりが少ない。高齢者食堂があれば良いが、場所がない。 ○自治会、民生委員、地区福祉委員の中でもどう動いていいのかわからず、組織化されていない。</p>

地区の目標

あいせつでつなごう人との輪



【具体的な取り組み】

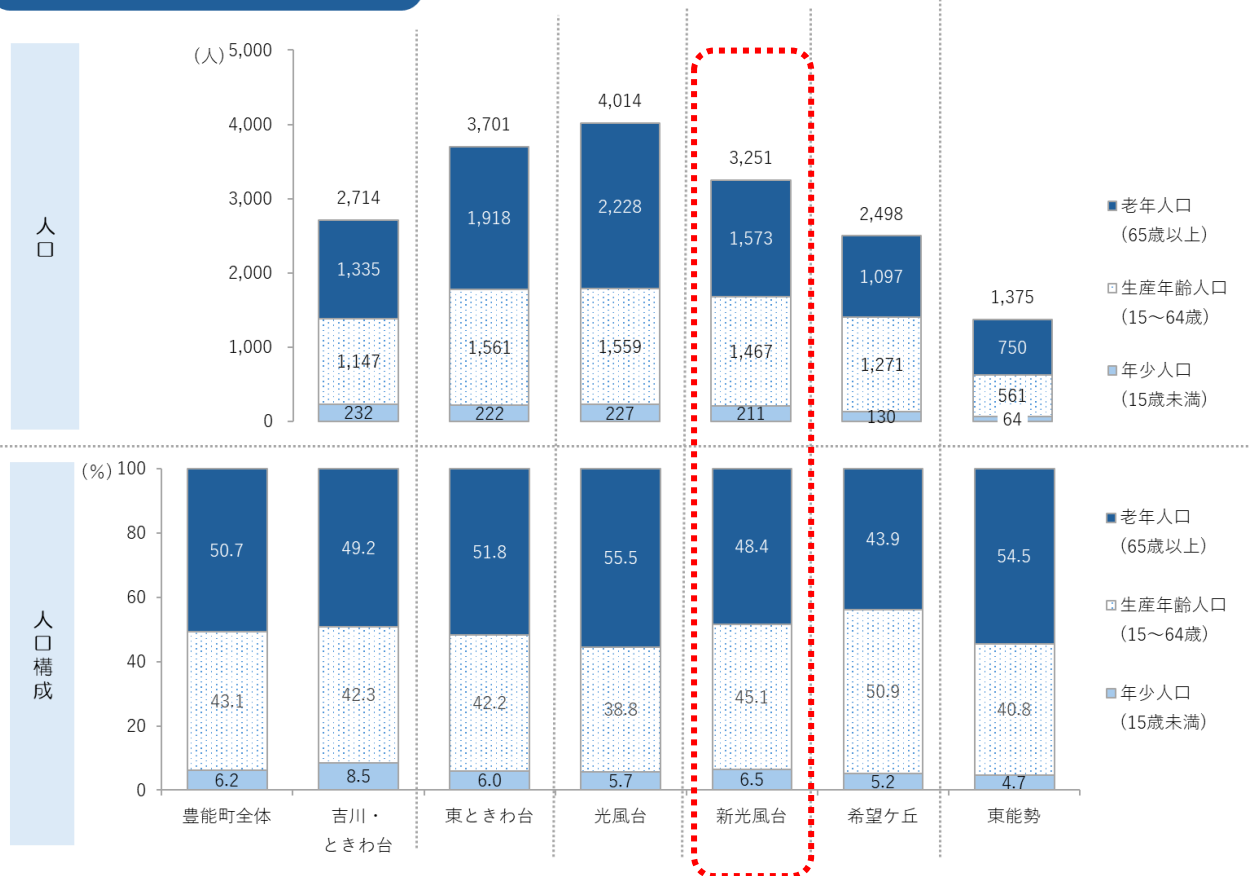
<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>コミュニティの活性化と交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○朝のあいさつで声かけ(知らない人でもあいさつする)。 ○向こう三軒両隣仲良くおつきあい(お願いができる、助けあえるつながり)。 ○声かけして見守っていく活動を福祉関係団体と協力して行う。 ○民生委員、地区福祉委員、自治会、老人クラブの横のつながりを持つ。 ○自治会の加入(地域の絆の場)の促進。 <p>交流の場・拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の人に参加できるスポーツの催しの検討。 ○サロンの充実(アルコールを楽しめる場など)、自治会でのバス旅行の実施。 ○特技のある人を見つけてサロンに参加・協力・発表してもらう。 ○子ども食堂や通いの場の枠を広げ「高齢者食堂」のような、みんなの居場所づくり。 ○公園に集まれる場所をつくる。テーブルといすを並べ、いつも話ができるようにできたら絆ができる。 ○丁目公園に大人用ストレッチ用具があれば集う・憩う機会ができる。 ○小中学校とのつながりづくり(世代間交流できる場づくり)。 <p>地域・社会への参加支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者の住みやすいまちづくり(若者の意見の吸い上げなど)。 ○地域での活動団体などがお互いに横に太くつながりを持つ。
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>福祉意識の啓発と人材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもから高齢者までがともに参加できるイベントの実施。 ○自分が地域と関わるという意識を持つようにする。 <p>ボランティアの育成と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各団体での若者の加入促進(高校生や大学生にも活動に参加してもらう)。 ○若い高齢者の活動を促す。 ○サークル活動で情報を交換・共有してつながりを持つ。 <p>地域主体の福祉活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員を増やす。 ○地域全体に「みんながつながろう」という気持ちを持ってもらうような取り組みの実施。
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>包括的な相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員、地区福祉委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会、行政の連携を密にする。 <p>連携による総合的な支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会、各団体への参加の声かけ。 ○各組織の活動のPR、情報交換。 ○子ども会、老人クラブと一緒にの取り組み。 ○あいさつ週間、月間などの取り組み。 ○小中学校の運動会に地域の人も入れるプログラムの実施。 <p>福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員協議会が行う安心生活見守り台帳への登録を勧める。 ○子育て支援として送り迎えや子守り、若者がしてほしいことを考える。 <p>生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近所の生活状況などを気にかける。
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>防災と災害時の要支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○独居者の避難の手助け、防犯意識を高める機会を増やす。 <p>安全・安心のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会で災害時の助けあいの連絡・連携の主たる組織となる。 ○防犯・防災の講習会の回数を増やす。 ○いつでも、なんでも、相談できる行政の窓口づくり。 ○空き家対策。 <p>権利擁護と自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集し関係機関につなぐ。

■新光風台地区

地区の特徴

豊能町西地域では最も新しく、昭和 59 年(1984 年)から開発が始まった戸建て住宅地です。1地区1自治会で、西地区の中では自治会加入率が高い地区です。地区内に「スポーツセンターシートス」があります。

住民の年齢構成 (令和 7 年 (2025 年))



地区の自慢・よいところ

- 声をかけあいやすいまち(住民が穏やか。知らない人にあいさつをしても笑顔で答えてくれる。)
- 住みやすいまち(近所トラブルを聞かない。引っ越しで出ていく人が少ない。子どもたちが礼儀正しい、学習レベルが高い。すべて戸建てでだれが住んでいるのかわかりやすい。)
- 自然が豊か、環境が良い。
- 便利なまち(バス路線、駅、郵便局、コープ、医院、シートス、公園がある。避難所が整備されている。)
- 在宅医療に熱心な医療機関がある。
- コープがあり、ふれあいホールが利用できる(集まった人と仲良くできる)。
- シートスで体操などができ老化予防になる。
- 自治会活動に比較的協力的であり、自治会の加入率が高い。
- 高齢になり地域の役割や見守り、掃除ができなくなった時、自治会に相談できる。
- 共同体としての意識が相対的に高い。
- 地域協議会(自治会を中心とし、子ども会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、老人クラブの協議会)で情報交換や各団体と連携している(なかよしイベントなどを一緒に実施)。

第4次計画アクションプランの振り返り

■みんなの顔が見える絆づくり		
具体的な 取り組み	○	居住地域の住民相互の助けあいの充実。
	×	地域協議会のメンバーを増やす。
	×	地区福祉委員会の『新しい活動様式』、感染リスクの少ない運用方法の確立。
	△	自治会活動に負担を少なく参加できるように運営の仕方を考える。
	○	自治会の加入率の維持。負担軽減の取り組みや実態への理解。
	○	お祭など、行事を通して顔をみられる場をつくる。
	○	世代を問わず参加できる行事を持つ。
	○	地区のイベントを『見える化』する。
	△	自分の顔を知ってもらい、地域の中で自分の居場所を作っていく。
振り返り	・地域で様々な事業を行っており、自治会と協力して実施できることも多いので継続する。	
■地域福祉を推進するまちづくり		
具体的な 取り組み	○	地域活動への参加を呼びかける。
	△	地域協議会を通して、地域福祉の教育をする。
	○	福祉の行事に一度でも参加してもらうために、行事の内容を工夫する。
	△	福祉を担う人は限られてきている。高齢になりつつあり負担が大きい。
	×	リーダーになる人を見つける。ボランティアコーディネーターの研修。
	○	隣近所での付き合いを活性化する。
	○	他団体との協働による負担の軽減。
	△	担い手が1年単位で辞めてしまう。もう少し継続してもらう必要がある。
振り返り	・福祉を担う人は限られており、高齢になりつつあり負担が大きい、地域とのつながりが続くことが励みになる。 ・担い手が1年単位で辞めてしまう場合もあるが、継続して長く続けられる方もいる。もう少し継続してもらう必要がある。 ・自治会の協力により毎年、自治会メンバーが福祉委員会に関わってもらえる。	
■地域で助けあい支えあう環境づくり		
具体的な 取り組み	○	地域協議会の機能を拡大させ、イベントを共同開催する。
	○	自治会の加入者の維持、支援をほしい人と支援できる人のマッチング。
	△	自主防災会の活動を活発化。
	○	地区福祉委員の増員。
	△	地区福祉委員会定例会をこまめにひらいて、話し合いを進めていくべき。
	○	自治会を中心に老人クラブ、民生委員、子ども会、地区福祉委員会の連携が必要
振り返り	・地域の連携づくりや福祉委員の増員などは進んだが、自主防災会の活性化や、話し合いの場づくりには、課題が残っている。	
■誰もが安心して暮らせる地域づくり		
具体的な 取り組み	○	災害時の安否確認訓練。
	△	自治会に参加して横のつながりを広げる。
	○	安否確認の仕方を検討。
	△	自主防災組織と行政との連携
	×	行政と町民との協力しあえるボランティア組織の立ち上げ。
振り返り	・災害時の安否確認などの仕方はできているが、行政との連携に工夫が必要。	
<p>○：成果があり、活動が継続できている △：目標に向けて活動中または第5次計画につないでいきたい ×：取り組まなかった、取り組むのが困難であるもしくは事業休止や廃止</p>		

【地区の主な福祉課題(□アンケート、○ワークショップ)】

<p>地域のつながりを育む基盤づくり</p>	<p>□ご近所付き合いの必要性を感じている。 □現在の住まいに住み続けたいという人が多い。 □住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない。 ○ゴミステーションの当番で札をまわすことが両隣との関わりになる。 (顔を合わせる機会になる)。 ○年2回の美化活動があることで多くの方と話すことができる。 (負担とを感じる人もいるが情報交換の場となる。)</p>
<p>地域福祉を支える人づくり</p>	<p>□自治会行事のほか、スポーツ団体・クラブ活動への参加が活発。 □行事への参加について、時間的な負担が大きいという意見が多い。 ○同じ人が活動しており活動の広がりが少ない。 ○福祉を担う人が少ない。 ○担い手を増やすためにどうしたらいいのかわからない。</p>
<p>誰もが取り残されない支援体制づくり</p>	<p>□子育て環境として満足している人が多い。 □福祉に関して困った際の相談先を望む意見が多い。 □ヤングケアラーについての認知度が高い。 □社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない。 ○老人クラブ内でひとり暮らしの会員を見守っている。 ○ひとり暮らしの人に情報が行きわたらない。 ○見守る方法が増やせないか。</p>
<p>誰もが安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>□災害や防災対策を必要だと感じており、取り組みへの参加意向も高い。 □豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い。 □災害時の避難先の認知度が高い。 □災害時の避難経路まで確認している人は少ない。 ○交通の便が少なくなった。 ○人の集まる場として公園の整備が必要。 ○医療機関が減っているが、それを共通の話題として話すことができる。 ○交通アクセスが減っているが、利用者も減っている。</p>

地区の目標

あいさつで笑顔にもう一声！！



【具体的な取り組み】

<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>コミュニティの活性化と交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民相互の助けあいを継続する。 ○地域協議会の充実を図る。 ○自治会非加入者も含めて地域活動を行う。 ○自治会加入率を維持し取り組みへの理解を深める。 <p>交流の場・拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お祭りなどの行事を通して顔を見られる場をつくる。 ○世代を問わず参加できる行事を継続して行う。 ○地区の各種イベントを「見える化」する。 ○小学校跡地の活用。 <p>地域・社会への参加支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の顔を知ってもらい地域の中で自分の居場所をつくる。 ○地区福祉委員会の丁目井戸端会議の情報を他で活かせるようにする。
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>福祉意識の啓発と人材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動への参加を呼びかけるとともに、参加のきっかけをつくる。 (やってみたら楽しかったと思ってもらえるようなつながりづくり) ○地区福祉委員の事業に一度でも参加してもらえよう事業内容を工夫する。 ○隣近所での付き合いの活性化。 <p>ボランティアの育成と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員を増やす。リーダーになる人を見つけて育成する。 <p>地域主体の福祉活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域協議会を通じて地域福祉の教育をする。
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>包括的な相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談できる機関を伝える。 <p>連携による総合的な支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会の加入者の維持。 ○自治会を中心に老人クラブ、民生委員児童委員、子ども会、地区福祉委員会が連携する。 ○自治会に参加して横のつながりを広げる。 <p>福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員会定例会を開催し話し合いを継続する。 ○地域協議会とイベントを共同開催する。他団体と協働で行い負担軽減を図る。 ○地域全体にお知らせをする。地区福祉委員会の見守りお弁当を増やす。 ○いろいろな行事に参加してもらえよう働きかける。 <p>生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近所の生活状況などを気にかける。
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>防災と災害時の要支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の安否確認訓練を行う。 ○向こう三軒両隣、もっとう近所付き合いを深める。 <p>安全・安心のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災会の活動を活発化。 ○相談先の連絡先を書いた用紙を各家庭に配布。 ○安否確認の仕方を検討。 ○自主防災組織と行政の連携。 <p>権利擁護と自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集し関係機関につなぐ。

■希望ヶ丘地区

地区の特徴

昭和 50 年代後半から開発が始まった比較的新しい戸建て住宅地であり、高齢化率は町内で最も低い地区です。東地区に位置し、公共交通はバスのみとなっています。

住民の年齢構成（令和 7 年（2025 年））



地区の自慢・よいところ

○近所付き合いの良さ。

（野菜・惣菜・お土産など持ってきてくれる。あいさつがよくできる。進んで会話ができる。）

○地域がこじんまりしていて親しくできる関係づくりがしやすい(あいさつから関係が始まりやすい)。

○自然が豊かで季節が感じられる(山に囲まれて緑が多く空気がよい。静かな環境)。

○安心、安全(警察がよく巡回してくれる)。

○自治会を中心につながりが強い。地区福祉委員会の団結力がある。福祉活動が活発で楽しい。

○ベテランの人が多く、防災訓練でも手際がいい。

第4次計画アクションプランの振り返り

■みんなの顔が見える絆づくり		
具体的な 取り組み	○	隣近所とまず仲良くする。
	○	何気ない声かけをしていく、輪を広げていく。
	○	人を誘いあう住民活動を活発に行う。
	○	世代間で交流の場づくり。
	○	向こう3軒両隣が助けあう雰囲気をつくる。
	×	町内の情報を住民の方に告知する方法として、地区福祉委員会の看板は有効だと思うが、看板の数量が少なすぎる
	×	地区福祉委員に協力する、サポートをする人を増やす。
	○	イベントなどある場合は、声をかけあって誘いあって参加する。
	○	世代間交流、ふれあう場所をつくる。
	○	顔を合わせた時に、気軽に声かけられるように、交流があれば良いと思う。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発の手段として福祉委員宅に設置している広報板は有効に活用している。自治会広報板の数が少ないので、数を増やしてもらえるように働きかけたい。 ・ 地区福祉委員をサポートする人ではなく、地区福祉委員会活動を担ってくれる地区福祉委員を増やしていきたい。 	
■地域福祉を推進するまちづくり		
具体的な 取り組み	△	若い人が取り組める地区福祉委員会をつくる。
	○	世代を超えた交流の実施。
	○	こまめに行事を行い、参加者を増やす。
	△	自治会役員、各団体とのつながりを強くし、地域福祉に関心を持ってもらう。
	△	まずは自治会に入ってもらおう。自治会に入っていない方が多く交流がない。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会と地区福祉委員会で協力し継続して実施する。 	
■地域で助けあい支えあう環境づくり		
具体的な 取り組み	○	近所の方を見守る、顔見知りをつくる。
	△	子ども同士のつながりから、また戻ってきたいと思えるまちづくり。
	○	自治会、老人クラブ（福寿会）、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会などの連携が望まれる。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の団体と協力し継続して実施する。 	
■誰もが安心して暮らせる地域づくり		
具体的な 取り組み	○	希望ヶ丘独自の避難マニュアル、安否確認マニュアルが必要。
	○	地域の防犯、防災情報の連携。
	△	地域の安全、安心の防災マニュアルづくり
	△	高齢化に対するきめ細かい情報提供。
	○	あいさつ運動をさらに進める。
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難や安否確認の準備、防災情報の連携などはできているが、安全のための細かな情報提供はまだ課題がある。 	

- ：成果があり、活動が継続できている
 △：目標に向けて活動中または第5次計画につないでいきたい
 ×：取り組まなかった、取り組むのが困難であるもしくは事業休止や廃止

【地区の主な福祉課題(□アンケート、○ワークショップ)】

<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>□自治会の区域を地域としてとらえている人が多く、地域やご近所と付き合いのある人が多い。 □ご近所付き合いの必要性を感じている。 ○自治会館に来られる人は良いが、来られない人の問題がある。 ○地域福祉活動に無関心な人が多い。 ○空き家が増えてつながりが少なくなっている。 ○自治会に入る人が少ない。 ○自治会・地区福祉委員会も同じ方向を向いて活動をしなければならない。 ○高齢の方は集まりに出てこない。遠方の家族とも連絡を取っておくことも必要。 ○希望ヶ丘から他地域に出る難しさがあるが、まとまった地域なので団結できる。</p>
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>□自治会行事のほか、ボランティア活動が活発。 □高齢者などへの見守り活動への参加意向は低い、安全や治安に対する取り組みの必要性を感じている人は多く、参加意向も高い。 □福祉に関心のある人は多いが、住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない。 ○若い人は仕事をされているからか、福祉への関心が少ない。 ○自治会は1年交代なのでつながりが途絶えてしまう。</p>
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>□子育て環境や障害者、高齢者の生活環境への満足度が低い。 □福祉に関する情報の発信や、自治会などと連携した地域行事の実施を求めている人が多い。 □社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない。 ○障害者のことがわかりにくい。 ○若者たちが自治会活動やボランティア活動に興味が少ない。 ○孤独死を防ぐためにもつながりを持つことが大切。 ○民生委員と自治会、地区福祉委員会の情報共有が難しい。 ○地区福祉委員が同年代、ベテランが多く、辞める時期が同じになる。 ○若い人、働いている人でも参加できる仕組み作りが必要。 ○地域組織のリーダーの負担が大きいため担い手不足になる。</p>
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>□豊能町は暮らしにくいと感じている人が比較的多い。 □公共交通機関や医療機関の整備が求められている。 □災害時にひとりで避難することが難しい人や、避難対策ができていないという人が比較的多い。 □災害時の避難経路まで確認している人は少ない。 ○空き家が増えている。 ○公共交通機関であるバスの便が悪く、少ない。 ○避難経路・場所は分かるが避難の誘導には人が足りない。 ○自治会や地区福祉委員会には任期があるので情報が途切れないようにする必要がある。</p>

地区の目標

笑顔であいさつのできるまち



【具体的な取り組み】

<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>コミュニティの活性化と交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○何気ない声かけをして輪を広げ、向こう3軒両隣が助けあう雰囲気をつくる。 ○子ども同士のつながりから、また戻ってきたいと思えるまちづくり。 ○苦手なことでも自ら参加する。打ち解ける努力をする。 ○自治会に入会してもらえよう地域全体で協力する。 ○活動の楽しさのアピール。 <p>交流の場・拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベントなどがある場合は、声をかけあい誘い合って参加する。 ○世代間が交流できる場をつくる。 ○庭に花を植えたりする(声をかけてもらえることもある。) <p>地域・社会への参加支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員会の広報板は継続して活用する。自治会館の広報板の数を増やす。 ○地区福祉委員の数を増やす。 ○サロンでポイントカード(10回参加で1回無料)を復活させる。
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>福祉意識の啓発と人材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若い人が取り組める地区福祉委員会をつくる。 ○自治会役員、各団体とのつながりを強くし地域福祉に関心を持ってもらう。 ○自治会に入っていない人には、まず自治会に入ってもらおう。 <p>ボランティアの育成と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員会の事業を継続し参加者を増やす。 ○多くの人との会話を大事にする。 ○地区福祉委員に若い人に加入してもらおう取り組み。 <p>地域主体の福祉活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員会活動は、地区福祉委員も参加者も楽しむ。 ○自治会と地区福祉委員会の連携。
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>包括的な相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談できる機関を伝える。 <p>連携による総合的な支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会、老人クラブ(福寿会)、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会などの連携。 ○OPTA や子ども会が無くなっており、それに代わる会があればいい。 <p>福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区福祉委員会のサロンへの送迎を継続する。 ○希望ヶ丘秋フェスを自治会と一緒に継続する。 ○ひとり暮らし高齢者の離れた家族ともつながりを持つ。 <p>生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近所で気になる人を見守り、声をかけあい、顔見知りをつくる。
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>防災と災害時の要支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に対してきめ細かい情報提供。 ○地区福祉委員、民生委員の情報を活用できるような取り組み。 <p>安全・安心のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有事の際にお知らせできる関係づくり。 ○地域の防犯、防災情報の連携。 ○年末の夜回りの復活。 ○地域の安全・安心の防災マニュアルづくり(地区福祉委員会、自治会の協力)。 <p>権利擁護と自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集し関係機関につなぐ。

■東能勢地区

地区の特徴

東地区の大半を占める面積が大きい地区です。点在する8つの集落(自治会)で構成され、それぞれの自治会で独自の活動を行っていることから、地区としてのつながりは弱いといえます。石仏などの文化史跡や「高山右近生誕の地」など、歴史文化資源が豊かな地区です。

住民の年齢構成 (令和7年(2025年))



地区の自慢・よいところ

- 地域の絆が強い・団結力がある(気心が知れている、協力関係ができています。野菜の収穫について教え合ったり、おすそ分けしたりできる。困りごとがあれば助けあいができる。横のつながりがある。)
- 地域住民全員が自治会員で自治会館の掃除や地域の掃除、歩道の草刈りなどみんなで協力している。(体力的に困難な場合は配慮してもらえる)
- 「講」や集会があるので普段から支え合っている。定期的に集会があるので地域の情報交換ができる。
- 地域住民全員が自治会員であり常に全員で話し合って事業を行っている。
- 顔見知りばかりで、顔を合わせるとあいさつもするし会話もする。情報交換しやすい。
- 婦人会や自治会、老人クラブなど、地域のいろいろな集まりがあり情報交換している。
- 全員参加の行事に参加しやすい(講、祭りなどの行事に参加する)。
- 米が美味しい。

第4次計画アクションプランの振り返り

■みんなの顔が見える絆づくり		
具体的な 取り組み	○	ひとり暮らしの高齢者の方にはよく声をかけていきたい。
	○	近所で声かけができることが一番。「あいさつ」が大切。
	△	隣近所の方と助けあっている。隣が人手不足の時などに声をかけ、手伝う。
	△	できるだけ集まれる場をつくる。
	○	何か困ったことがあれば、いつでも声かけできる近所付き合いをしていく。
	○	地域住民全員が自治会員であり常に全員で話し合っ事業を実施している。
振り返り	・上記のことはほぼできているため、継続する。	
■地域福祉を推進するまちづくり		
具体的な 取り組み	△	もっと地域の集まりがあると、その中で福祉に関心を持つ人もいるのでは。
	○	他人事と思わずに若い世代の人も活動を知ってもらうPRをする。
	△	お互いに助けあい、励ましあっていくなら良い。
	○	高齢化の中で、お互いに助けあう地域づくり。
振り返り	・若い人が少ない中で関心を広げることには課題がある。	
■地域で助けあい支えあう環境づくり		
具体的な 取り組み	△	隣近所の話し合いの場を設ける。
	○	子どもたちを近所のつながりで見守って育てていく。
	△	『講』や『集会』があるので、普段から支えあっている。
	×	組織として、縦割りでなく、行動・模範を示してもらいたい。
	○	老人クラブの行事などに参加してお互いのことをよく知っておく。
振り返り	・近所で子どもを見守り、行事を通して交流を深めているが、新たな話し合いの場づくりは難しい。	
■誰もが安心して暮らせる地域づくり		
具体的な 取り組み	△	認知症の人に対しての見守りをどうしたら良いのか教えてもらいたい。
	○	まずは交通の便の確保。
	○	困った人や弱い人がいたら助けようとする環境づくり。
	△	訪問診療などが増えると嬉しいと思う。買物（食料品）なども。
振り返り	・交通の便の課題は自分たちではどうにかできない	

- ：成果があり、活動が継続できている
 △：目標に向けて活動中または第5次計画につないでいきたい
 ×：取り組まなかった、取り組むのが困難であるもしくは事業休止や廃止

【地区の主な福祉課題(□アンケート、○ワークショップ)】

<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>□地域との付き合いがある人が多い。 □ご近所さんと親しく、ご近所付き合いの必要性を強く感じている人が多い。 □住民相互の助けあい、支えあいが比較的盛んに行われている。 ○人と付き合うのが嫌だと思っている人が一定数いる。地域の関係性が希薄になっている。 ○村の中では亡くなった人のことはわかるが、遠い関係は連絡が来ない。 ○コロナをきっかけに法事で呼ばれないなど、関係が薄くなった。 ○法事の特長が伝わらない、見る機会が少なくなった。 ○自分たちの地域の行事には参加する人が多いが、少し地域の外に出る行事には行かない人が多い(東能勢地区福祉委員会の行事には行かない)。 ○魅力がない。</p>
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>□地域活動や行事などに参加している人が多い。 □自治会行事のほか、老人クラブ活動への参加が活発。 □見守り活動への参加意向が高い。 ○高齢者が多い。若い人が少なく、地域に帰ってくるかわからない。 ○子どもが高校生くらいになると、通学の関係で住みにくくなる。 ○今まで担ってきた人が高齢になっている。役を務めることがしんどいと感じている。 ○若者が帰ってくる要素(交通の便が少ない、病院がない、スーパーがない)がない。 ○負担が大きく、担い手がない。 ○若い人は家を出ていなくなり高齢の方だけが残される。 ○農業が赤字。</p>
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>□子育て環境や障害者、高齢者の生活環境への満足度が低い。 □社会福祉協議会や民生委員・児童委員の認知度が比較的高い。 □ヤングケアラーについて、知っているという人が比較的少ない。 ○高齢の人ばかりで、人がいなくなっている。 ○集会にはみんな集えるので顔が見える。</p>
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>□豊能町は暮らしにくいと感じている人が比較的多い。 □公共交通機関や医療機関の整備が求められている。 □災害時の避難先の認知度が高い。 □災害時の避難経路まで確認している人は少ない。 ○災害は少ないが、獣害への対策が必要。 ○警報発令時、自宅にいる方が安心・安全だと思っている。 ○交通の便が悪く(バスが廃線)、医療機関の送迎・往診が増えると安心できる。 ○車が乗れないとどこにも行けない。家族がいない人は買い物に困る。 ○デマンドタクシーは難しい、わかりにくい。車が乗れなくなった時の不安。</p>

地区の目標

たすけ合い協力し合って元気な地域づくり

～さいげない見守り あいさつをしてあたたかい声かけ～



【具体的な取り組み】

<p>地域の つながりを 育む 基盤づくり</p>	<p>コミュニティの活性化と交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あいさつや情報交換を続ける。 ○隣家が人手不足の時は声をかけて手伝う。困った時に声かけができる近所づきあいを する。 ○様子を見守る(毎日雨戸が開いているかなど)。 <p>交流の場・拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の人との話し合いをいつも心掛ける。集まりに出来ない人に声かけをする。 ○ひとり暮らしの高齢の方の見守り、声かけを続ける。 <p>地域・社会への参加支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○詐欺の電話のことなど、個々で話をして安全に気をつける。 ○自分でできることは自分です。 ○何かができなくても話を聞いていく。
<p>地域福祉を 支える 人づくり</p>	<p>福祉意識の啓発と人材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者が帰ってくるような魅力のある町づくり。 ○若者が帰省した時に行事のやり方など見せる場をつくる。 <p>ボランティアの育成と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若い世代の人にも活動を知ってもらうようPR する。 ○運動をする場所・話し合う場所をつくる。 <p>地域主体の福祉活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お互いに助けあう地域づくり。 ○隣近所で話をする(井戸端会議)。
<p>誰もが取り残 されない 支援体制 づくり</p>	<p>包括的な相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談できる機関を伝える。 <p>連携による総合的な支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちを近所のつながりで見守って育てていく。 ○老人クラブの行事などに参加してお互いのことをよく知っておく。 <p>福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積極的に話をする、話しかける。 ○買い物など、近所であれば車に乗せる。頼まれたこと、できることはお互い手伝う。 <p>生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お互いに助けあい、励まし合う。皆で気にかける関係づくり。 ○家の中にいる人が出やすい環境づくり。
<p>誰もが安心し て暮らせる 地域づくり</p>	<p>防災と災害時の要支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近所付き合いを継続し、支援の必要な方を手助けできるよう声をかける。 <p>安全・安心のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バスではなくワゴン車などで地域を回るような仕組みが必要。 ○困った人や弱い人がいたら助けようとする環境づくり。 ○食料品の宅配の充実(移動スーパーなど)。 <p>権利擁護と自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集し関係機関につなぐ。

地区福祉委員会では色々な行事に取り組んでいます。

子育て応援！「子育てサロン」「子育て家庭への訪問」

西地区子育てサロン



東地区子育てサロン



東ときわ台



新光風台

「お元気ですか？」おひとり暮らしの方などへの訪問



東能勢

障害のある方と地域との交流「ふれ愛交流会」
※社会福祉協議会・ボランティア連絡会との共催



「つながりプランター」

野菜の生育状況で声をかけあいます。

光風台



気軽に集まれる交流の場

「ふれあいサロン」

吉川・ときわ台



誰もが参加できる
「ティーサロン」



希望ヶ丘

IV 自殺対策計画

第1章 計画の基本的な考え方

1.計画の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年（1998年）から平成23年（2011年）まで、14年連続で年間3万人を超えていました。平成18年（2006年）に「自殺対策基本法」が制定されて以降は、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、「個人の問題」とされていた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、平成22年（2010年）から自殺者数が減少傾向に転じました。令和3年（2021年）は、21,820人となりましたが、令和4年（2022年）には21,723人と再度増加に転じ、令和6年（2024年）は20,117人に減少しました。未だに年間に約2万人を占めており、深刻な状況が続いています。

こうした中、平成28年（2016年）4月には「自殺対策基本法」が改正され、第13条において「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。」と規定され、自殺対策計画を策定し、地域レベルで自殺対策を推進することが義務付けられました。

その後、自殺総合対策大綱は、令和3年（2021年）から見直しが進み、令和4年（2022年）10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取り組み強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

大阪府においては、この大綱を踏まえ令和5年（2023年）3月に「大阪府自殺対策計画」を策定し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する」という2つの基本的な認識のもと、施策を推進しています。

本町においては、令和3年（2021年）3月に「第2次豊能町自殺対策計画」（以下、「第2次計画」）を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携を図りながら、「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす「生きることの包括的な支援」により自殺リスクを低下させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念として、自殺対策を推進しています。

今回、計画期間の終了に伴い、これまでの基本理念や取り組みを引き継ぎつつ、近年における本町の実情に合わせて課題を解決するために「第3次豊能町自殺対策計画」を策定します。

2.計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される「市町村地域自殺対策計画」であり、同法や自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」、「大阪府自殺対策計画」などの基本理念や方針を踏まえて策定します。

また、中長期的な視点を持って、継続的に自殺対策を推進するため、豊能町総合まちづくり計画や豊能町地域福祉計画など、関連する各計画との整合性を図り策定します。

3.豊能町の自殺の現状

(1)自殺者数・自殺率の推移

全国の自殺者数は、増減を繰り返しており、令和4年（2022年）が21,723人と最も多くなっています。豊能町においては、年間に1～4人で推移しており、令和5年（2023年）が4人と最も多くなっています。

■自殺者数・自殺率の推移

単位:人

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
豊能町	自殺者数	1	3	2	4	1
	自殺率※	5.2	15.7	10.6	21.6	5.5
大阪府	自殺者数	1,433	1,405	1,522	1,422	1,313
	自殺率	16.2	15.9	17.3	16.2	15.0
全国	自殺者数	20,907	20,820	21,723	21,657	20,117
	自殺率	16.4	16.4	17.3	17.3	16.1

※自殺率（10万対）とは、自殺者数を地域の人口で割った自殺率（人口1人あたりの自殺率）に10万をかけ、人口10万人あたりの人数に換算した数値です。

【資料】厚生労働省「自殺の推計：地域における自殺の基礎資料」

(2)男女別・年代別自殺者数

豊能町の男女別・年代別の自殺者数は、男性の方が多くなっています。また、年齢別でみると、70歳以上が多く、高齢者層に偏っています。

■男女別・年代別自殺者数(令和2～6年計)

単位:人

	20歳 未満	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 以上	合計
男性	0	0	1	1	0	1	2	3	8
女性	0	0	0	0	1	0	1	1	3
合計	0	0	1	1	1	1	3	4	11

【資料】厚生労働省「自殺の推計：地域における自殺の基礎資料」

(3)原因・動機別自殺者数

自殺の原因・動機としては、全国的にも健康問題が最も多く、その傾向は大阪府及び豊能町においても同様となっています。

■原因・動機別自殺者数(令和2～6年計)

単位:人

	家庭 問題	健康 問題	経済・ 生活問題	勤務 問題	男女 問題	学校 問題	その他	不詳
豊能町	1	7	0	0	0	0	1	0
大阪府	1,615	5,425	1,865	790	398	200	573	182
全国	19,378	55,239	20,744	11,860	4,051	2,403	7,411	18,109

※原因・動機が非公開・不明の場合や、複数の原因・動機を計上する場合があることから、自殺者の実人数とは一致しません。

【資料】厚生労働省「自殺の推計：地域における自殺の基礎資料」

(4)職業別自殺者数

職業別の自殺者数は、全国的にも無職者が多くなっており、豊能町における自殺者はいずれも無職者となっています。

■職業別自殺者数(令和2～6年計)

単位:人

	有職者※1	無職者※2	不詳
豊能町	0	7	0
大阪府	2,428	4,586	46
全国	40,092	60,361	1,844

※1：令和4年から表記変更の為、令和2年、令和3年の「自営業・家族従事者」と「被雇用者・勤め人」は、「有職者」へ数値を合計したものととなります。

※2：無職には、学生・生徒、主婦・主夫、年金生活者なども含みます。

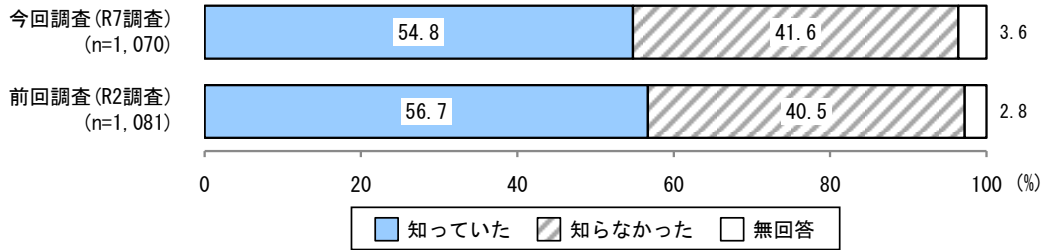
※3：年間の自殺者総数が2名以下の場合には職業に関する情報は個人の識別を防ぐために非公開とされており、豊能町については非公開の年があることから、自殺者の実人数とは一致しません。

【資料】厚生労働省「自殺の推計：地域における自殺の基礎資料」

(5) アンケート調査結果

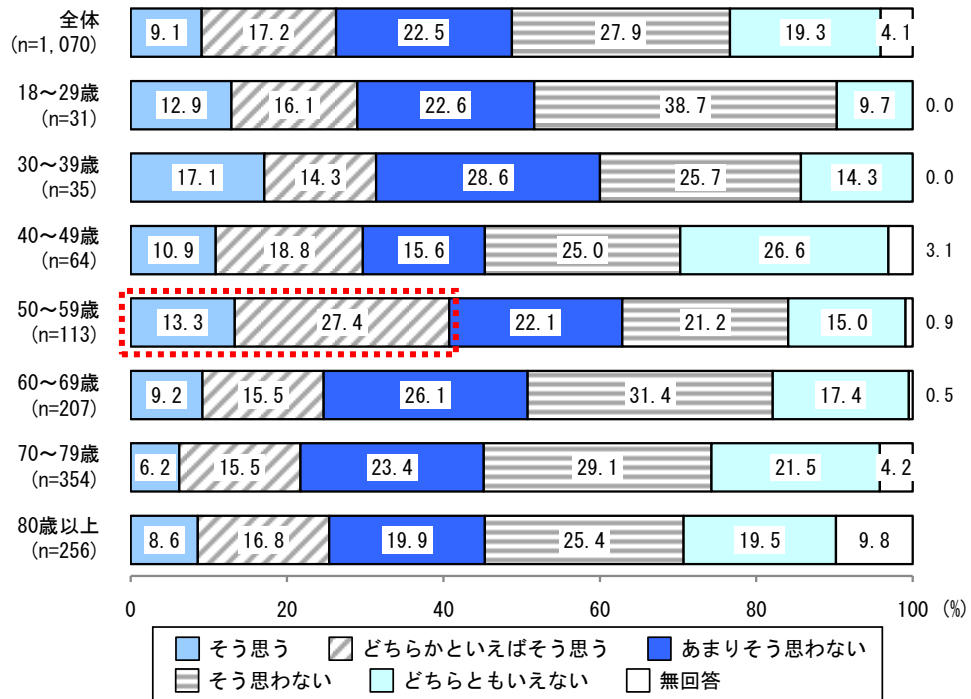
「日本の自殺者数の認知度」

日本の自殺者数の認知度は、「知っていた」が54.8%、「知らなかった」が41.6%となっており、経年比較では、大きな差がみられませんでした。



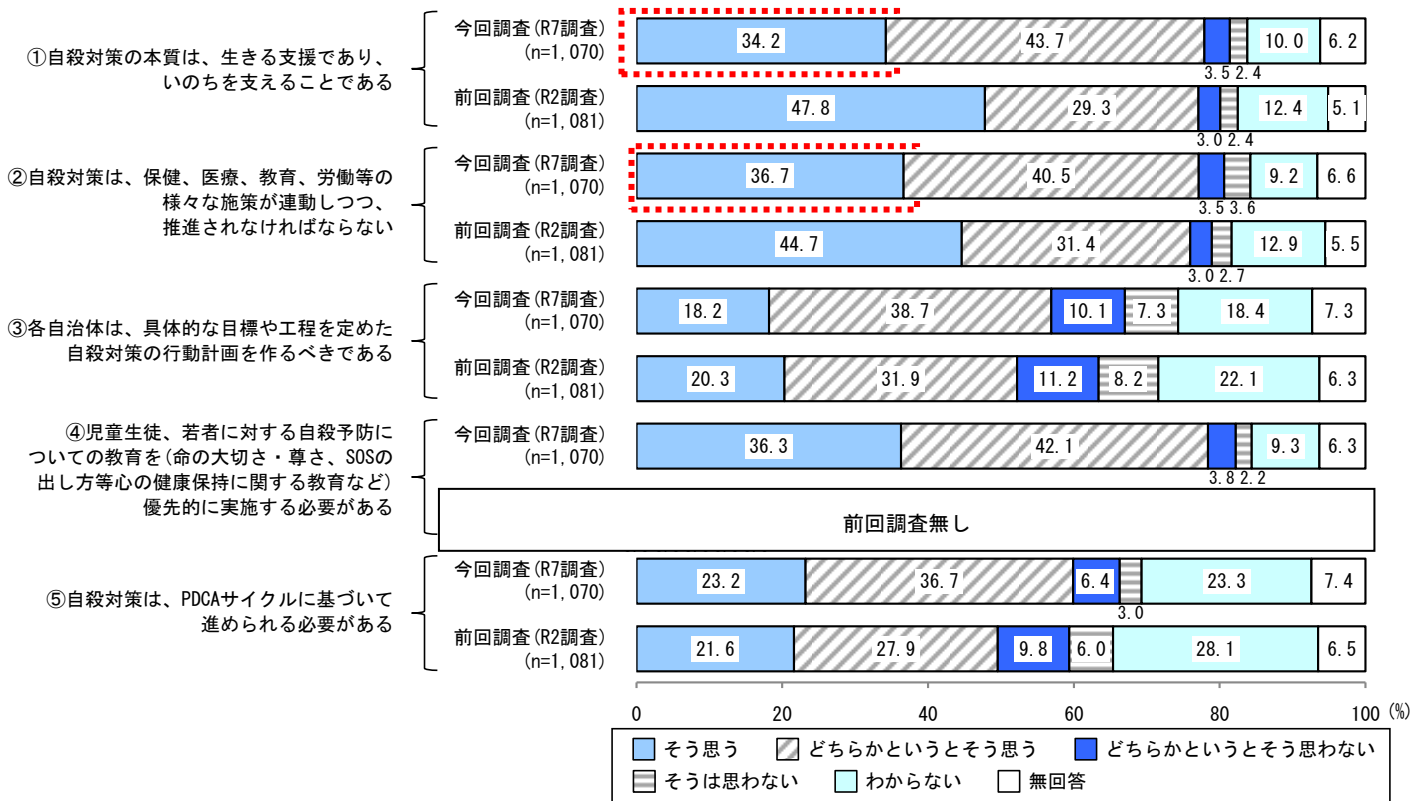
「自殺対策は自分自身に関わる問題という考え方」

自殺対策は自分自身に関わる問題という考え方を、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」と考えている割合は、50～59歳で40.7%と最も高くなっています。



「自殺対策に対する考え方」

自殺対策に対する考え方について、『①自殺対策の本質は、生きる支援であり、いのちを支えることである』と『②自殺対策は、保健、医療、教育、労働などの様々な施策が連動しつつ推進されなければならない』では、「そう思う」の割合が、前回調査（R2調査）に比べて今回調査（R7調査）は大きく減少しています。



《今後必要な自殺対策:複数回答》

今後必要になる自殺対策としては、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が56.5%と最も高く、次いで「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」(33.3%)、「子どもの自殺予防」(32.8%)の順となっています。

年齢別でみると、49歳以下では「子どもの自殺予防」を必要と考える割合が高くなっています。

	回答者数(人)	様々な悩みに対応した相談窓口の設置	様々な分野におけるゲートキーパーの養成	子どもの自殺予防	適切な精神科医療体制の整備	地域や見守り・連携を促した見守り・支え合い	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	自殺の実態を明らかにする調査・分析
全体	1070	56.5	33.3	32.8	30.1	30.0	29.6	27.6
18～29歳	31	32.3	22.6	48.4	25.8	12.9	32.3	19.4
30～39歳	35	45.7	28.6	51.4	40.0	31.4	34.3	17.1
40～49歳	64	48.4	39.1	48.4	28.1	26.6	42.2	34.4
50～59歳	113	62.8	45.1	38.9	35.4	26.5	42.5	31.0
60～69歳	207	56.0	39.1	41.5	29.0	30.4	39.1	30.0
70～79歳	354	62.1	35.0	27.7	29.9	30.5	24.9	24.3
80歳以上	256	53.1	21.5	22.7	28.9	33.2	19.1	28.1

	回答者数(人)	危険な場所、薬品等の規制等	自殺未遂者の支援	インターネット情報における対策	自殺に関する広報・啓発	自殺対策に関わる民間団体の支援	その他	無回答
全体	1070	25.2	19.7	19.3	12.6	11.4	3.5	6.3
18～29歳	31	22.6	16.1	16.1	16.1	6.5	12.9	0.0
30～39歳	35	20.0	25.7	31.4	11.4	11.4	2.9	2.9
40～49歳	64	26.6	25.0	28.1	9.4	7.8	3.1	1.6
50～59歳	113	25.7	24.8	21.2	10.6	13.3	1.8	4.4
60～69歳	207	29.5	20.3	26.6	13.5	11.6	5.3	1.9
70～79歳	354	24.0	18.6	19.5	12.7	11.0	2.0	5.4
80歳以上	256	23.4	17.6	9.0	13.3	12.5	3.9	14.1

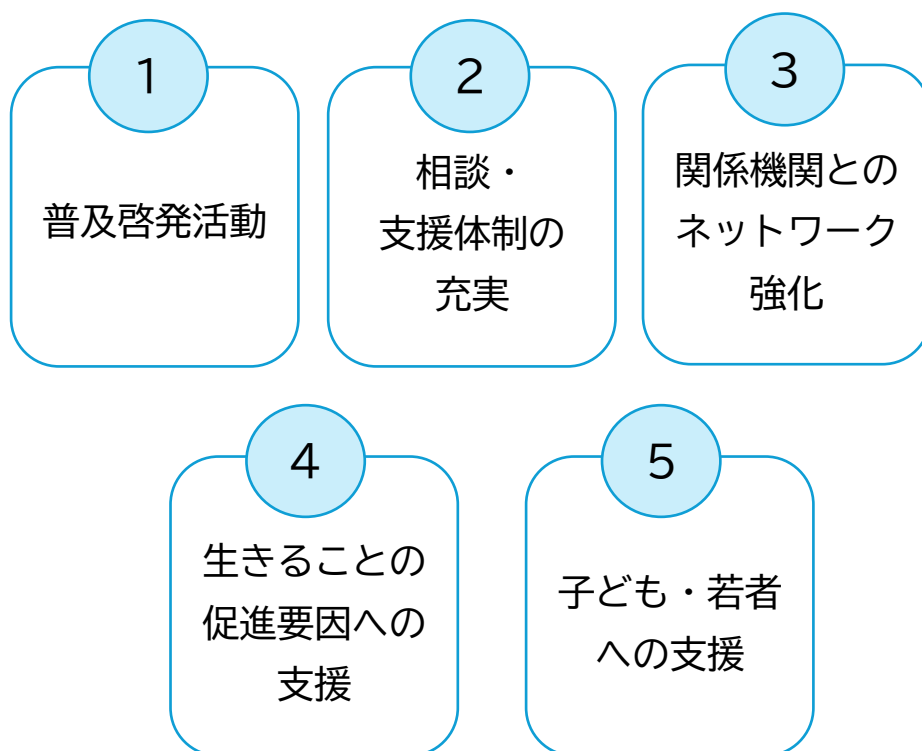
4.基本理念と基本施策

自殺総合対策大綱の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、地域の特性に応じた取り組みを推進します。

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

【基本施策】



第2章 具体的な取り組み

1. 普及啓発活動

自殺に追い込まれることは、誰にでも起こり得るにも関わらず、当事者の心情や背景が理解されないことや、自殺に関する実情や、自殺対策に関わる事業や相談窓口の認知度は高くありません。

自殺を自分や自分の周りの人に関係ないものとせず、追い込まれそうになった場合に誰かに助けを求めたり、相談できることが広く周知されるよう、積極的に情報発信し、周知・啓発に努めます。

【主な取り組み】

リーフレット配布などによる普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">● 町のイベント開催時や窓口での対応時、各団体の役員会などの機会を活用、または各施設の窓口を活用し、啓発リーフレットなどを配布することで、自殺対策に関する正しい情報の普及・啓発に努めます。
イベントや広報媒体などでの啓発活動	<ul style="list-style-type: none">● 自殺対策強化月間や自殺予防週間、町のイベント開催時などに合わせて、公民館や図書館などのスペースを活用した展示や広報紙・ホームページへの記事掲載などにより、自殺対策に関する情報の発信に努めます。● また、住民や各関連団体に向けて、自殺問題に関連する講演の実施や図書館資料の充実などにより啓発活動に努めます。● 支援を必要とする人に確実に情報が届くように、より多様な媒体の活用など、発信方法を拡張することを検討します。

2.相談・支援体制の充実

相談窓口を広く周知するとともに、相談支援を通じて一人ひとりの悩みや困りごとのニーズに応じた支援を提供できるよう、相談・支援に関わる多様な人材の確保や関係機関との連携を強化します。

【主な取り組み】

<p>相談窓口の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 悩みを抱えた時に誰もが相談することができるよう、相談窓口に関する情報を発信します。 ● 福祉の総合的な相談窓口である福祉相談支援室のさらなる周知を図り、悩みを抱えた時に相談できる窓口として相談活動を展開していきます。 ● 相談内容に応じて、関係機関との連携を図り、対応力の強化に努めます。
<p>相談・支援に関わる人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民や職員、関係団体などに向けて、自殺問題に関する研修会やゲートキーパーの養成講座などを実施することにより、自殺対策に携わる人材の育成に努めます。 ● 特に、自殺のリスクがより高い人と接する機会が多いと思われる職員に対しては、関係機関と連携し、対応力の強化を図ります。同時に、対応する職員が自殺リスクを背負い込むことがないよう、メンタルヘルス相談の実施や自己啓発イベントの斡旋などにより職員の心のケアにも努めます。 ● 弁護士、元校長、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、チーフスクールカウンセラーと町内の情報共有をしながら対応策を検討する学校問題調査対策委員会や、スクールカウンセラー連絡会、スクールソーシャルワーカー連絡会を定期的実施し、情報の共有を行います。 ● 部署内や関係機関におけるケース検討や研修会の実施により、専門性の向上を図ります。
<p>各種相談事業との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律相談や行政相談、消費生活相談、経営相談、障害者雇用相談、人権相談、教育相談、介護相談など、各種相談に訪れる人の中から自殺リスクを抱えている人を早期に発見し支援につなぐことができる体制づくりに努めます。 ● 多岐にわたる複合的な問題を抱える人に対しての相談力向上を図るために、各種相談事業との連携を強化します。

3.関係機関とのネットワーク強化

悩みや困難を抱えた人が孤立し、問題が深刻化する前に早期発見や必要な支援につなぐことができるよう、各種相談窓口から自殺対策に関わる関係者や支援機関などが連携・協力し、包括的な自殺対策が推進できるよう、地域におけるネットワークを強化します。

【主な取り組み】

豊能町自殺対策ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内外の関係機関や団体で構成される組織であり、自殺対策の中核組織として、総合的かつ効果的な対策についての協議及び推進にあたります。
庁内各関係部署との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 税金や公共料金などの納付が困難な人は生活困窮者である可能性があることから、相談の機会を活用し、自殺リスクを抱えている人を早期に発見し支援につなぐことができる連携体制づくりに努めます。 ● 住民と接する機会がある他の窓口業務においても、いち早く自殺リスクを抱えている人を発見し支援につなぐことができるよう連携体制づくりに努めます。 ● 健診・検診や保健指導、あるいは窓口での申請や相談受付などの中で個人の心身に関する問題を直接把握し異変をいち早く察知できる機会を活用し、自殺リスクを抱えている人を支援につなぐことができる連携体制づくりに努めます。 ● 自殺に至る様々な可能性を考慮できるよう職員のスキル向上に努めます。 ● 職員が自殺リスクを背負いこむことがないように、特に自殺のリスクがより高い人と接する機会が多いと思われる職員に対しては、関係機関と連携し、対応力の強化を図ります。 ● 豊能町総合まちづくり計画や豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略など改訂の際には、自殺対策との連携を検討し各計画担当との連携に努めます。
関係機関・団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員や地区福祉委員、スクールガードリーダーなど、住民の暮らしを直接見守る機会がある機関・団体と連携し、生活困窮や孤立などに悩んでいる人を早期に発見し支援につなぐことができる体制づくりに努めます。 ● 関係機関・団体との連携体制を強化し、生活困窮や孤立者の早期発見・支援につなげる体制の整備を推進します。また、要対協対象児童生徒については、関係機関に対し、積極的に情報提供を行い、指導助言をもらうようにします。

4. 生きることの促進要因への支援

生きることの促進要因より、生きることの阻害要因が上回ることがないように、自殺の原因・動機の多くを占める「健康問題」や「経済・生活問題」の悩みを解消するため、経済的な困難や健康の不安を抱える人、その他様々な課題を抱える人への支援を行います。

【主な取り組み】

健康づくりや文化活動などによる生きがい支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ウォーキングや食育、スポーツ活動の推進により、住民の健康維持・増進、コミュニケーションづくりを図り、生きがいをつくる支援に努めます。 ● 音楽や芸術、レクリエーションや体験活動、ボランティア活動の支援などを通し、豊かな心を育て、生きがいをつくる支援に努めます。また、ボランティアに関する情報は多様な媒体で継続的に掲載し、広く周知を行います。 ● 女性が活躍の場を広げられるきっかけづくりの支援に努めます。 ● 周知方法の工夫や住民主体の活動を促進する支援を行います。
障害者・障害児、その家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒に対する特別支援教育など、障害者や障害児、その家族に対して、それぞれの状況に応じた必要な支援を実施することに努めます。 ● 各学校のケース会議や支援委員会を通して必要な支援を検討するとともに、5歳児健診を通じ、学校との連携を強化します。
生活困窮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者は自殺リスクが高い傾向にあります。生活困窮の要因は多岐にわたり、様々な要因を複合的に抱える人も多いことから、生活困窮者と接する機会がある各課と連携し、それぞれの状況に応じた必要な支援を実施することに努めます。 ● 生活困窮者の相談会を継続実施し、状況を確認しながら支援を行います。
医療や介護、年金などの業務での支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費の助成や介護保険低所得者利用者負担軽減などによる経済的支援により、必要な医療や介護を受ける機会を確保することで、命を守る支援に努めます。 ● 同時に、医療や介護、年金に関する相談者には、介護で負担を感じている人や高齢者、障害者も多いことから、相談機会を活用して、自殺リスクを抱えている人を早期に発見し、それぞれの状況に応じた必要な支援を実施することに努めます。 ● 職員に対する研修などを通じた自殺リスク対応力の向上を図るとともに、医療・福祉などの関係機関との連携強化を進め、切れ目ない支援体制の構築を進めます。

アウトリーチ型支援・寄り添い型支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● SOSサインを自ら発することが困難な人を早期に発見し支援につなげるため、関係機関との情報共有、連携の強化を図ります。 ● 対象者を早期に把握できる体制を整備するとともに、支援を担う人材の育成や専門性の向上を図り、継続的かつ効果的なアウトリーチ型・寄り添い型支援の実現に努めます。
自殺の起こりにくい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 高所における転落防止フェンスの拡充など、自殺行動を起こしにくい環境をつくることを目指します。 ● 町に暮らす人がより生活しやすくなるよう、清潔で快適な住環境の維持に努めます。
災害発生時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時には被災者の心身に多大な負担が強いられます。被災した人が安心して元通りの生活ができるよう、地域防災計画担当課や関連する各課と連携し、ライフラインの早期復旧や、被災者、職員などのストレスの軽減策の実施に努めます。

5.子ども・若者への支援

本町において、子どもの自殺者は多くありませんが、いじめや不登校、ヤングケアラーなどの子どもを取り巻く課題は、多様化しており、学校、家庭、地域で連携し適切な対応ができるよう取り組みを進める必要があります。

【主な取り組み】

<p>子どもたちの居場所づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 留守家庭児童育成室や放課後児童クラブ、様々なレクリエーション活動や子ども向けの展示・行事などの実施により、子どもたちが孤立せず生きがいを持って安心して過ごせる居場所づくりを目指します。
<p>児童や生徒に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめや児童虐待など、児童や生徒に迫る自殺リスクを回避するため、養育支援訪問の実施や学校など支援指導員の配置、次世代子育てネットワーク体制の整備などにより事案発生未然防止を図るなど、引き続き自殺対策の視点をもった学校教育の推進に努めます。 ● 研修の実施などにより、悩んでいる子どもがSOSサインを発信し支援者に相談できる体制、まわりの大人がSOSサインを見逃さず支援できる体制づくりに努めます。
<p>就学援助・就学資金貸与による支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者や学生に対し、経済的援助・奨学資金貸与を実施し教育を受ける機会を確保することで、子どもたちの生きる支援に努めます。 ● 家庭状況などに他の問題を同時に抱えていることも考えられることから、相談の中で自殺リスクが高い人を早期に発見し支援できる体制づくりに努めます。
<p>妊産婦・子育て中の人に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦の自殺の大きな原因とされる産後うつや育児のストレスを防止・軽減するため、子育て世代包括支援センターや学校・幼稚園・保育所・認定こども園などと連携し、妊娠から出産、育児に至る包括的な支援に努めます。 ● 家庭訪問型子育て支援などにより、子どもや保護者が抱える問題にいち早く気づき支援につなぐことができる体制の強化に努めます。また、「育児の日」の取り組みやおはなし会、講座など、子育てに関する取り組みを推進することで、子育て中の人たちや親子間のコミュニケーションを深め、育児不安の解消や子育て環境を充実させることに努めます。 ● 事業内容の充実や利用手続きの簡素化、内容をわかりやすく周知するとともに、子育て支援センターのサービス内容の拡充を図ります。

6.相談先の一覧

(令和7年(2025年)12月現在)

名称	対応日時	連絡先
大阪府が実施する電話相談		
こころの健康相談統一ダイヤル (大阪府こころの健康総合センター)	9:30~17:00	0570-064-556
こころの電話相談	月・火・木・金(祝日・年末年始を除く) 9:30~17:00	06-6607-8814
若者専用電話相談 (わかぼちダイヤル)	水(祝日・年末年始を除く) 9:30~17:00	06-6607-8814
大阪府池田保健所 精神保健福祉相談	平日 9:00~17:45 (祝日・年末年始を除く)	072-751-2990
妊娠中や産後にこころが不安になったら		
大阪府妊産婦こころの相談センター	平日 10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)	0725-57-5225
自死遺族相談(予約制)		
大阪府こころの健康総合センター	〈予約・問合せ〉 平日 9:00~17:45 (祝祭日を除く)	06-6691-2818
各団体が実施する電話相談		
関西いのちの電話	24 時間年中無休	06-6309-1121
大阪自殺防止センター	金曜日 13:00~ 日曜日 22:00(57 時間)	06-6260-4343
こころの救急箱	月曜日 19:00~火曜日 3:00(8時間) 木曜日 19:00~22:00(3時間) 土曜日 19:00~22:00(3時間)	06-6942-9090
自殺予防いのちの電話 (フリーダイヤル)	毎月 10 日 8:00~翌日 8:00 (24 時間)	0120-783-556
豊能町(福祉に関する相談窓口)		
福祉相談支援室	平日 9:00~17:30	072-738-7770
豊能町社会福祉協議会	平日 9:00~17:30	072-738-5370

V 計画の推進

1.計画の普及啓発

地域福祉は、豊能町で生活を営む住民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの住民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて住民への周知を図ります。

2.住民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

(1)住民・地域の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識をより一層高め、地域社会を構成する重要な一員であることの自覚を持つことが大切です。

日常における何気ない心配りはもちろんのこと、福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなど、思いやりあふれる行動者になることが一人ひとりに求められています。

(2)事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスの提供や、住民の福祉活動への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3)社会福祉協議会の役割

住民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

そのためには、まず地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められています。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化していきます。

地区別アクションプランに位置づけられている地区の目標は、常に意識できるように地区福祉委員会などの定例会で表示します。また、具体的な取り組みについては、評価、分析し、効果的な計画となるよう努めます。

(4)行政の役割

公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、住民やサービス事業者などと協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

また、住民やボランティア、NPOなど、社会福祉協議会、事業者などの民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行っていく必要があります。

さらに、公的な福祉サービスと住民やボランティア、NPOなどの自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割があります。連携を図りながら、個性豊かな地域づくりの支援を行っていきます。

3. 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく必要があります。また、地域において民生委員・児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決をすることができます。

保健・医療・福祉などの課題に、迅速かつ効果的に対応するため、町の担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会などを通じて福祉のネットワークを充実していきます。

4. 計画の進行管理・評価

本計画を地域福祉の推進に関わる三者連絡会、地区福祉委員会代表者会議、地区福祉委員会を通じて住民の意向を把握しながら、施策の実施状況を把握するとともに、取り組みの達成度などについて評価、検証を行います。

また、住民のニーズの変化や国における新たな施策にも適切に対応するよう、適宜、施策の検討や見直しを行いながら効果的な計画となるよう努めます。

VI 資料編

1.計画策定の経過

月 日	内 容
令和7年(2025年) 6月24日	第1回 第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画策定委員会 【協議事項】 ○計画の概要について ○住民アンケート調査の実施について ○地区別懇談会の開催について ○策定スケジュールについて
8月	関係団体アンケート調査の実施 ○調査対象:豊能町内の関係団体 27 団体 ○回収状況:27団体
8~9月	住民アンケート調査の実施 ○調査対象:豊能町在住の18歳以上の男女 2,000人 ○回収状況:1,070人(有効回収率 53.5%)
9月26日~10月8日	地区別懇談会の実施 ○参加者:町内6地区の福祉活動者や当事者団体、施設代表者など ○参加人数:107人
10月 (書面審議)	第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画策定委員会 【協議事項】 ○計画の骨子案について
12月15日	第2回 第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画策定委員会 【協議事項】 ○計画の素案について
令和8年(2026年) 2月2日~3月3日	パブリックコメントの実施
3月23日	第3回 第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画策定委員会 【協議事項】 ○第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画・第3次豊能町自殺対策計画(案)に係るパブリックコメントの結果及び町の考え方について ○第5次豊能町地域福祉計画・第5次豊能町地域福祉活動計画・第3次豊能町自殺対策計画(最終案)について

2.豊能町地域福祉計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町附属機関に関する条例（平成25年豊能町条例第24号）第2条の規定に基づき、豊能町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務の細目)

第2条 委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 地域福祉活動計画の策定及び見直しに関する事項
- (4) 前3号の計画の検証に関する事項
- (5) その他第1号から第3号までの計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による町の住民

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は見直しが完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活福祉部福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する

3.地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(◎委員長、○副委員長)

区分	所属	役職	氏名
学識 経験者	大阪大谷大学人間社会学部心理・福祉学科	教授	◎秦 康宏
	池田市医師会	代表	○平賀 通
	池田市歯科医師会	副会長	加藤 隆志
	池田市薬剤師会	代表	岡村 武
関係 団体	豊能町民生委員児童委員協議会	代表	長越 利秋
	豊能町老人クラブ連合会	会長	泉 久雄
	豊能町自治会長会	会長	西岡 義克
	豊能町肢体不自由児者父母の会	代表	三澤 由美子
	豊能町介護者(家族)の会	会長	木寺 喜義
	豊能町ボランティア連絡会	会長	竹田 文子
	豊能町地区福祉委員会	代表	鎮守 美佐子
	社会福祉法人豊悠福祉会 祥雲館	総合施設長	井口 仁
	大阪府池田保健所	地域保健課長	島田 真吾
	大阪府箕面子ども家庭センター	生活福祉課長	今道 裕之

(敬称略)

4.豊能町の地域福祉を考えるワークショップ

(1)ワークショッププログラム

地域に住んでいる住民のみなさんから、地域の現状や課題、地域を良くするためのアイデアなどをお聞きするため、下記のプログラムにてワークショップを実施しました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは 振り返り	10分	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは（プログラムの流れを確認します） ❑ 第4次地区別アクションプランを振り返りましょう
ステップ1 地区のよいところ（強み）の発見	15分	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 地区の「良いところ」について各自で記入してください。（個人ワーク） ❑ 用紙に書いた意見をグループ内で発表します。
ステップ2 地区の福祉課題の確認	15分	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 事前に意見記入用紙に書いてある、アンケート結果などからみられる地区の特長や福祉課題を確認し、追加や修正があれば各自で記入してください。（個人ワーク） ❑ 用紙に書いた意見をグループ内で発表します。
ステップ3 「私たちの取り組み」を検討	30分	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 課題に対して、今後5年間、「どんな活動がしたいか」、「どんな活動ができるか」などについて各自で記入してください。（個人ワーク） ❑ 第4次地区別アクションプランを振り返り、できること、できないことを確認し第5次につなぎましょう ❑ 各々の意見をグループ内で発表します。 ❑ 人の意見を聞いて、思いついたことがあれば、さらに意見を追加してください。
ステップ4 地区の目標を検討	10分	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 地区の目標像（キャッチフレーズ）について各自で記入してください。（個人ワーク） ❑ グループ内で話し合っ、グループで1つ、地区の目標像（キャッチフレーズ）を決めましょう。
ステップ5 地区のアクションプランを決定	10分	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 全員で地区のアクションプランの「地区の目標像（キャッチフレーズ）」について、どれを採用するか話し合い、1つに決めます

(2)地区の特徴・福祉課題(アンケート結果などより)

アンケート結果などより抜粋した地域の特徴や福祉課題は以下の通りです。

吉川・ときわ台地区

人口構造	2020年8月末時点			2025年8月末時点		
	総人口	2,852人	—	総人口	2,719人	—
	0～14歳	209人	7.3%	0～14歳	233人	8.6%
	15～64歳	1,218人	42.7%	15～64歳	1,144人	42.1%
	65歳以上	1,425人	50.0%	65歳以上	1,342人	49.4%
みんなの顔が見える絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ご近所に親しい人がいる、という人が少ない ○ご近所付き合いの必要性を感じている人が多いが、現在のご近所付き合いへの満足度も高い ○現在の住まいに住み続けたいという人が多い 					
地域福祉を推進するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会の行事のほか、各種サークル活動が活発 ○行事への参加について、情報が得にくいという意見が多い ○暮らしに関する情報提供が求められている ○福祉に関心のある人は多いが、住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない 					
地域で助けあい支えあう環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て環境に満足している人が多い ○福祉のまちづくりの施策として、相談窓口の充実や活動拠点の整備を挙げる人が多い ○社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない ○ヤングケアラーについて、知っているという人が多い 					
誰もが安心して暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い ○災害時の避難経路まで確認している人は少ない 					

東ときわ台地区

人口構造	2020年8月末時点			2025年8月末時点		
	総人口	4,043人	—	総人口	3,703人	—
	0～14歳	249人	6.2%	0～14歳	223人	6.0%
	15～64歳	1,826人	45.2%	15～64歳	1,560人	42.1%
	65歳以上	1,968人	48.7%	65歳以上	1,920人	51.8%
みんなの顔が見える絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域やご近所とはある程度付き合いがある人が多い ○ご近所付き合いの必要性を感じている ○現在の住まいに住み続けたいという人が多い 					
地域福祉を推進するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会活動のほか、老人クラブ活動への参加が活発 ○福祉に関心のある人は多いが、住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない 					
地域で助けあい支えあう環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て環境として満足している人が多い ○支えあい活動を進めていくため、住民同士のつながりや隣近所で支えあう仕組みづくりを必要だと考えている人が多い ○社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない ○ヤングケアラーについて、知っているという人が多い 					
誰もが安心して暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い ○バリアフリー化などの環境整備を求める意見が多い ○災害時の避難経路まで確認している人は少ない 					

光風台地区

人口構造	2020年8月末時点			2025年8月末時点		
	総人口	4,373人	—	総人口	4,013人	—
0～14歳	256人	5.9%	0～14歳	224人	5.6%	
15～64歳	1,824人	41.7%	15～64歳	1,558人	38.8%	
65歳以上	2,293人	52.4%	65歳以上	2,231人	55.6%	
みんなの顔が見える絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○豊能町全体を地域としてとらえている人が多いが、地域との付き合いがあるという人は少ない ○ご近所付き合いの必要性を感じている人が多いが、あまり必要ないと感じている人も一定数いる ○現在の住まいに住み続けたいという人が多い 					
地域福祉を推進するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動や行事などに参加している人が比較的少ない ○参加している活動としては、自治会活動のほか、ボランティア活動が多い ○福祉に関心のある人は多いが、住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない 					
地域で助けあい支えあう環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○相談先として、地区福祉委員や地域包括支援センターを挙げる人が多い ○相談窓口の充実や住民への意識啓発が必要だとする意見が多い ○社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない ○ヤングケアラーについて、知っているという人が多い 					
誰もが安心して暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い ○災害時の避難経路まで確認している人は少ない 					

新光風台地区

人口構造	2020年8月末時点			2025年8月末時点		
	総人口	3,527人	—	総人口	3,252人	—
0～14歳	249人	7.1%	0～14歳	211人	6.5%	
15～64歳	1,896人	53.8%	15～64歳	1,470人	45.2%	
65歳以上	1,382人	39.2%	65歳以上	1,571人	48.3%	
みんなの顔が見える絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ご近所に親しい人がいる、という人が少ない ○ご近所付き合いの必要性を感じている ○現在の住まいに住み続けたいという人が多い ○住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない 					
地域福祉を推進するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会行事のほか、スポーツ団体・クラブ活動への参加が活発 ○行事への参加について、時間的な負担が大きいという意見が多い ○災害や防災対策を必要だと感じており、取り組みへの参加意向も高い 					
地域で助けあい支えあう環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て環境として満足している人が多い ○福祉に関して困った際の相談先を望む意見が多い ○ヤングケアラーやOD(オーバードーズ)などについての認知度が高い ○社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない 					
誰もが安心して暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い ○災害時の避難先の認知度が高い ○災害時の避難経路まで確認している人は少ない 					

希望ヶ丘地区

人口構造	2020年8月末時点			2025年8月末時点		
	総人口	2,734人	—	総人口	2,494人	—
0～14歳	196人	7.2%	0～14歳	128人	5.1%	
15～64歳	1,532人	56.0%	15～64歳	1,270人	50.9%	
65歳以上	1,006人	36.8%	65歳以上	1,096人	43.9%	
みんなの顔が見える絆づくり	<input type="checkbox"/> 地域として自治会の区域をイメージする人が多く、地域やご近所と付き合いのある人が多い <input type="checkbox"/> ご近所付き合いの必要性を感じている					
地域福祉を推進するまちづくり	<input type="checkbox"/> 自治会行事のほか、ボランティア活動が活発 <input type="checkbox"/> 高齢者などへの見守り活動への参加意向は低い、安全や治安に対する取り組みの必要性を感じている人は多く、参加意向も高い <input type="checkbox"/> 福祉に関心のある人は多いが、住民相互の助けあい・支えあいは盛んではない					
地域で助けあい支えあう環境づくり	<input type="checkbox"/> 子育て環境や障害のある人、高齢者の生活環境への満足度が低い <input type="checkbox"/> 福祉に関する情報の発信や、自治会などと連携した地域行事の実施を求めている人が多い <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会の活動内容まで知っているという人は少ない <input type="checkbox"/> ヤングケアラーやOD(オーバードーズ)について、知っているという人が比較的少ない					
誰もが安心して暮らせる地域づくり	<input type="checkbox"/> 豊能町は暮らしにくいと感じている人が比較的多い <input type="checkbox"/> 公共交通機関や医療機関の整備が求められている <input type="checkbox"/> 災害時に一人で避難することが難しい人や、避難対策ができていないという人が比較的多い <input type="checkbox"/> 災害時の避難経路まで確認している人は少ない					

東能勢地区

人口構造	2020年8月末時点			2025年8月末時点		
	総人口	1,631人	—	総人口	1,376人	—
0～14歳	98人	6.0%	0～14歳	64人	4.7%	
15～64歳	737人	45.2%	15～64歳	562人	40.8%	
65歳以上	796人	48.8%	65歳以上	750人	54.5%	
みんなの顔が見える絆づくり	<input type="checkbox"/> 地域との付き合いがある人が多い <input type="checkbox"/> ご近所さんと親しく、ご近所付き合いの必要性を強く感じている人が多い <input type="checkbox"/> 住民相互の助けあい、支えあいが比較的盛んに行われている					
地域福祉を推進するまちづくり	<input type="checkbox"/> 地域活動や行事などに参加している人が多い <input type="checkbox"/> 自治会行事のほか、老人クラブ活動への参加が活発 <input type="checkbox"/> 見守り活動への参加意向が高い					
地域で助けあい支えあう環境づくり	<input type="checkbox"/> 子育て環境や障害のある人、高齢者の生活環境への満足度が低い <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の認知度が比較的高い <input type="checkbox"/> ヤングケアラーやOD(オーバードーズ)について、知っているという人が比較的少ない					
誰もが安心して暮らせる地域づくり	<input type="checkbox"/> 豊能町は暮らしにくいと感じている人が比較的多い <input type="checkbox"/> 公共交通機関や医療機関の整備が求められている <input type="checkbox"/> 災害時の避難先の認知度が高い <input type="checkbox"/> 災害時の避難経路まで確認している人は少ない					

5.用語解説

【あ行】

アウトリーチ

生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながない人々に対し、支援者や支援機関が訪問や地域での相談、地域の支援者との連携などを積極的に行い、支援やサービスにつながるよう働きかけること。

NPO

「Non-Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービスのこと。

OD(オーバードーズ)

医薬品を、本来の処方や市販薬の決められた用量を超えて過剰に摂取すること。

【か行】

核家族

一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。

通いの場

住民同士が気軽に集い、一緒になって内容を企画し、活動内容を決め、ふれあいを通して「生きがいづくり」や「仲間づくり」の輪を広げる活動。また、地域の介護予防の拠点となる活動でもある。場所は、個人の家や集会所など、みんなが通いやすい場所が「会場」となる。高齢者が「日常的に」「お住いの地域で」「地域の方々とふれあう」ことができる場のこと。

協働

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対などの立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。

ケアマネジメント

利用者や家族の希望を尊重しながら、保健・医療・福祉など地域の様々な社会資源を連絡・調整することにより、一人ひとりの生活に必要なサービスを適切かつ効率的に提供するための手法。介護保険制度においては、介護支援専門員（ケアマネジャー）がこの役割を担い、具体的には利用者の心身の状況や生活課題を分析（アセスメント）した上で、目標やサービス内容を定めた「ケアプラン（居宅サービス計画など）」を作成し、それに基づいた支援体制を構築・管理することを指す。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、特別な資格は必要なく、誰もがなり得る「命の門番」とも位置付けられる人。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齡化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師などの専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。法律上の名称は「母子健康包括支援センター」。

コミュニティソーシャルワーカー

地域福祉に関わる専門職の一つ。略してCSWと呼ばれる。地域において、支援を必要とする人の生活圏や人間関係などの環境面を重視した支援を行うとともに、地域を基盤とした支援活動を発見し、必要な人につなぐ役割を担う。あわせて、新たな支援の仕組みづくりや、公的制度との調整を行うことを目的とする。

【さ行】

災害ボランティアセンター

ボランティアの力を借りたい被災者とボランティアをつなぐ、主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のこと。

サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流などを目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場などへと広がる可能性を持つ。

スクールガードリーダー

自治体から委嘱された防犯の知識を有する者（警察官 OB や教則院 OB、見守り活動の経験が豊富な人など）のこと。防犯知識を活かした学校への巡回活動の指導を行う。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、暴力行為、貧困、虐待など、児童・生徒が抱える課題に対し、学校や保護者と連携し、教育分野及び社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて解決を図る専門家のこと。学校生活や家庭環境、地域社会のとの関わりなど、様々な視点から課題を分析し、専門的な知識・技術を用いて、子どもが置かれた状況に応じて適切な支援につなげる。

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

スクールソーシャルワーカーの専門的な実践を支援・指導する熟練の専門家のこと。

自主防災組織

自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体。

生活困窮者自立支援制度

平成 27 年（2015 年）4 月から始まった制度で、社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている人への支援（第 2 のセーフティネット）を強化する趣旨のもの。

生産年齢人口

15～64 歳の人のこと。

制度のはざま

様々な問題を抱えているが公的な支援の需給要件を満たさないため、支援に結びつきづらい問題のこと。

セーフティネット

「安全網」のこと。何らかの生活課題を抱えた人がさらに困難な状況に落ち込まないように支援する多層的・多元的な生活支援の機能・しくみのこと。第1のセーフティネットは社会保険制度や労働保険制度、第2のセーフティネットが求職者支援制度や生活困窮者自立支援制度、最後のセーフティネットが生活保護制度といわれる。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合などに保護し、支援する制度のこと。

【た行】

多職種連携

福祉、保健、医療、教育、労働などの異なる分野の専門職が、それぞれの専門性を活かしながら情報を共有し、一体となって支援を行うこと。また、ボランティアや、自治会、民生委員・児童委員など地域での支援の担い手も連携のメンバーと考える場合もある。

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。背景として、女性の社会進出などによる晩婚化と出産年齢の高齢化が挙げられている。

地域

本計画における「地域」とは、行政区画や小学校区と言った地理的な範囲を指すだけでなく、そこに暮らし、互いに関心を持ち、助け合い、支えあっていくための「つながりの場」を意味します。住民一人ひとりが安心して自分らしく暮らせるよう、住民、ボランティア、福祉関係者などがともに活動し、課題を解決していくための基盤となるもの。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含む様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関。保健師または看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種が配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

認知症

アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）による後天的な脳の障害により、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を自分のできる範囲で温かく見守り支えていく人のこと。例えば、友人や家族が認知症になった場合、本人やその家族の気持ちを理解するよう啓発に努めたり、隣近所の人にあいさつなどの声かけをするなど、できる範囲で手助けをする人。認知症サポーターになるために地域の住民や事業所の方々を対象に認知症サポーター養成講座が開催され、この講座ではキャラバン・メイトの方が講師を行い、認知症に関する基礎知識や認知症の人への対応の仕方に関して講義やグループワークなどの研修を受けることになる。

年少人口

0～14歳の人のこと。

【は行】

8050問題

80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立・困窮化に伴う様々な問題のこと。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

ひきこもり

「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。

避難行動要支援者

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なため特に支援を必要とするとして、地域防災計画で定められた範囲の人。

災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定められている。

フレイル

要介護状態に至る前段階として位置づけられるもの。身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多角的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣からの委嘱を受けた非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える活動をしている人。

ボランティア

自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた生活の送り方。

留守家庭児童育成室

保護者が労働・疾病などの事由により、放課後、留守家庭になる小学校 1～6 年生の児童を対象に、健全な育成を図るため、「放課後児童健全育成事業」として実施している。

老年人口

65 歳以上の人のこと。

【わ行】

ワークショップ

様々な立場の人々が集まって自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

ワンストップ

1 度に 1 個所で必要な相談や手続きなどを済ませることができること。

第5次 豊能町地域福祉計画
第5次 豊能町地域福祉活動計画
第3次 豊能町自殺対策計画
(令和8年3月)

編集・発行

豊能町 生活福祉部 福祉課

〒563-0292

豊能郡豊能町余野 414 番地の1

TEL : 072-739-3420 (直通)

FAX : 072-739-1980

豊能町ホームページ

<http://www.town.toyono.osaka.jp/>

社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会

〒563-0103

豊能郡豊能町東ときわ台1丁目2番地の6

TEL : 072-738-5370

FAX : 072-738-0524

豊能町社会福祉協議会ホームページ

<https://toyonosyakyo.jp/>

